

川西市

人権行政推進プラン

(第4次改定版)

～だれもが幸せを感じるまちをめざして～

かわにし  時代へ

川西市
令和7(2025)年3月

じんけんようご と し せんげん
人権擁護都市宣言

人は生まれながらにして自由かつ平等であり、人間として生きる権利を有しています。

私たちは、日本国憲法のもとにすべての人々が尊ばれ、基本的人権が保障される住みよい社会が一日も早く実現することをめざしてきました。

それにもかかわらず、いまなお残る、さまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護され、だれもが誇れる明るく心豊かな川西市を築いていかなければなりません。

私たちは自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げていくため、ここに市民の総意のもと、川西市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。

平成3年(1991年)3月28日

川 西 市

目 次

第 1 章 策定にあたって	1
1 策定の背景	1
2 プランの位置づけと期間	2
第 2 章 人権尊重の理念	3
第 3 章 人権に関する取組みの状況	4
1 国連を中心とした人権の取組み	4
2 日本における人権の取組み	5
3 川西市における人権の取組み	5
(1) 現状と課題について	5
(2) 川西市人権問題に関する市民意識調査の結果の考察	8
第 4 章 人権・平和施策の推進	10
1 人権行政の推進体制	10
2 人権教育・人権啓発の推進	11
(1) 基本的な考え方	11
(2) 学校園所における人権教育	11
(3) 地域社会における人権教育・人権啓発	12
(4) 市民との協働	12
(5) 評価指標	13
3 人権相談・擁護	14
4 平和施策について	15
5 総合センターについて	17
6 人権課題への取組み	20
(1) 女性の人権	20
(2) 子どもの人権	22
(3) 高齢者の人権	25
(4) 障がいのある人の人権	27
(5) 部落差別に関する人権課題	30
(6) アイヌの人々の人権	32
(7) 外国人の人権と多文化共生	33
(8) 感染症に関連する人権	36
(9) 刑を終えて出所した人の人権	39

(10) 犯罪被害者等の人権.....	40
(11) インターネット等に関する人権課題.....	41
(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権.....	43
(13) 生活困窮者等の人権.....	43
(14) 性的マイノリティの人権.....	45
(15) 自死(自殺)者とその家族の人権.....	47
(16) 職場等における人権課題.....	48
(17) 震災等の災害に起因する人権課題.....	49
(18) 多様な人権課題.....	50

資料編 I

川西市多文化共生推進指針.....	54
-------------------	----

資料編 II

人権に係る年表.....	62
世界人権宣言.....	65
日本国憲法(抄).....	66
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	67
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)(抄).....	68
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)(抄).....	70
部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法).....	71
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (アイヌ施策推進法)(抄).....	72
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に 関する法律(LGBT理解増進法).....	74
川西市人権教育基本方針.....	76
川西市人権保育基本方針.....	77
川西市在日外国人教育指針.....	78
川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(抄).....	79
川西市公文書における性別記載欄の見直しに関する指針.....	81
川西市パートナーシップ宣誓制度実施要綱.....	82
川西市人権施策審議会規則.....	84
川西市人権施策審議会委員名簿.....	85
「人権行政推進プラン(第4次改定版)」に係る策定経過.....	85
人権に関する計画等.....	85

第1章 策定にあたって

1 策定の背景

さまざまな人権に関する問題が市民一人ひとりの課題として受け止められ、すべての市民が、問題解決に向け行動する人権尊重を基礎としたまちづくりが求められています。また、行政内部においては、人権問題が直接的な関わりのある機関・部署にとどまらず、組織全体の問題、職員一人ひとりの課題として再認識することが求められています。

日本国憲法（以下「憲法」という。）第11条では、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられるものとし、第12条では、この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならないとしています。

本市は、平成3（1991）年2月に行った「人権擁護都市宣言」で、「いまなお残る、さまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護され、だれもが誇れる明るく心豊かな川西市を築いていかなければなりません。」と示しました。

市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自分の人権と同様に他者の人権を尊重する心と姿勢を育むことができるよう、平成12（2000）年には「人権教育のための国連10年川西市行動計画」を策定し、それを継承発展させ、平成17（2005）年に「人権行政推進プラン」を策定しました。

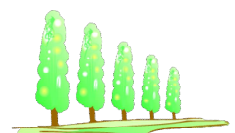
平成22（2010）年に1回目、平成27（2015）年に2回目、令和2（2020）年には3回目の改定を行い、さまざまな取り組みを実施してきました。

しかしながら、今なお、部落差別（同和問題）（以下「部落問題」という。）をはじめさまざまな人権問題があります。近年では、インターネット上の人権侵害や、性の多様性に関する問題、新型コロナウイルス感染症によるさまざまな偏見や差別、さらにはジェンダー不平等、子どもの貧困や教育格差の問題など、その内容は複雑化かつ多様化しています。

このような状況の中、令和6（2024）年度で「川西市人権行政推進プラン（第3次改定版）」の期間が終了することから、当該プランの見直しについて諮問し、その答申を受けて、本市における人権教育※及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかるため、「川西市人権行政推進プラン（第4次改定版）」（以下「プラン」という。）を策定しました。

プランの推進に当たっては、行政だけでなく市民や地域、企業、各種団体、市民グループなど、さまざまな主体が積極的かつ自主的に取り組むことが大切です。そのため、市民との協働による人権教育・人権啓発に取り組めます。

※人権教育には、人権保育も含まれます。

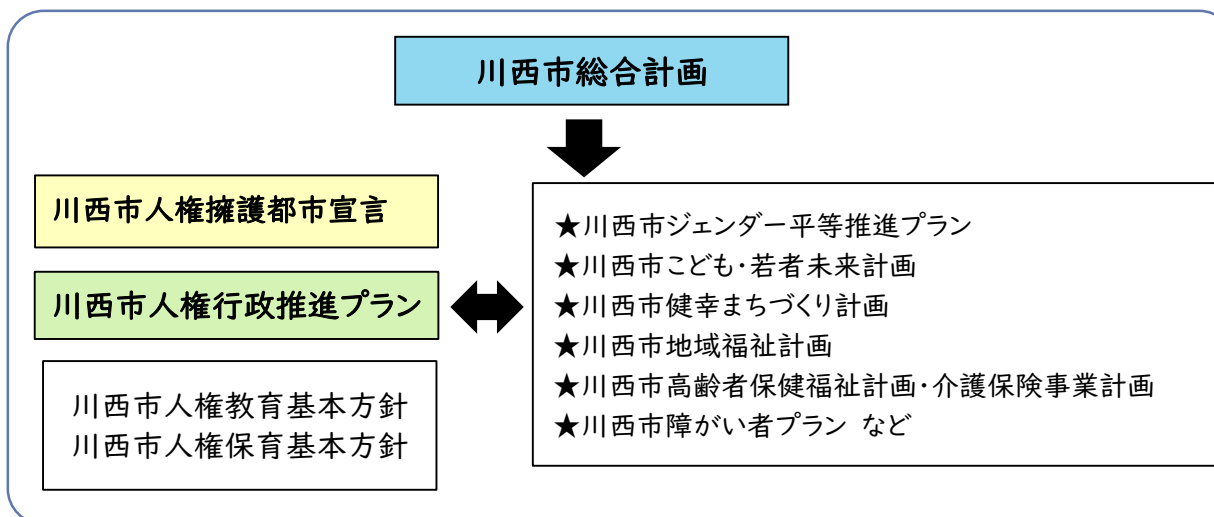
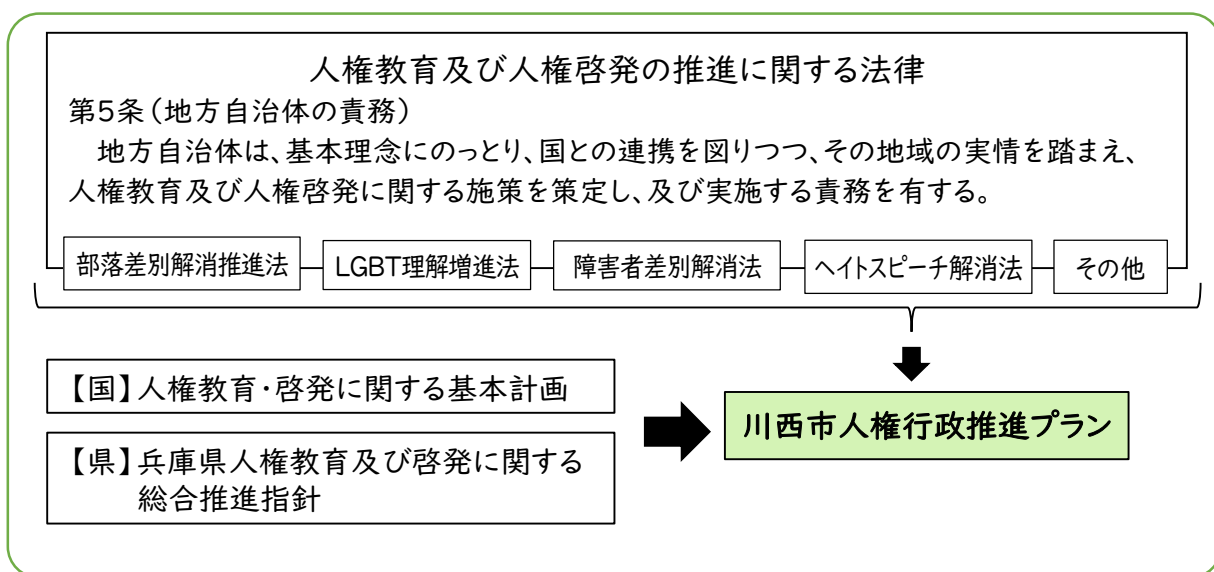


2 プランの位置づけと期間

プランは、人権教育・人権啓発をはじめとする本市の人権行政の推進のための基本方針を示したもので、平成12(2000)年施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)第5条に基づく計画です。また、憲法に定める基本的人権の考え方、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を踏まえて策定するものです。

今回のプランは、LGBT理解増進法をはじめ、人権に関する法律が新しく制定されるなど、人権を取り巻く状況の変化を踏まえて策定し、その計画期間は令和14(2032)年度までとします。

今後も、市の総合計画をはじめとする本市の他のさまざまな計画並びに国内外の人権をとりまく動向や川西市人権施策審議会の意見等を踏まえながら見直していきます。



第2章 人権尊重の理念

人権とは、一人ひとりが、人間の尊厳に基づいて生まれながらにもっている固有の権利であり、すべての人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。そして、この権利を社会全体で守り、尊重することによって、より多くの人々が平和に、そして自由に暮らせる社会が築かれるのです。

憲法では、この権利を基本的人権として定め、第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有※を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と謳うとともに、個人の尊重、生命、自由及び幸福追求に対する権利、法の下での平等を掲げ、さまざまな自由権や社会権などを定めています。

私たちは、こういった権利を認識するとともに、お互いの個性や価値観、生き方などの違いを認め合い、多様性を尊重することが大切です。人権尊重の社会を実現するためには、一人ひとりが人権について正しく理解し、自分の人権のみならず、他者の人権も尊重し合うことが求められています。そのような人権文化を市民と行政の協働によって築いていくことをプランの基本理念とします。

「人権文化」とは、日常生活の中で、すべての人が生まれながらに人権を持っており、それは互いに尊重されるべきだということを自然に感じ、どんな人にも人権があり、それは尊重されるべきであることを大前提にして、各自が考えたり、行動したりすることが定着した生活のあり様そのものをいいます。

つまり人権を尊重する考え方や感じ方、行動の仕方が、日常の当たり前のことになるということです。

世の中全体の人権文化を豊かにするということと、自らが人権文化の豊かな主体として生きるということは、密接に関係しています。

すべての人が自分らしく生きることのできる人権文化に満ちた社会を創造するためには、私たち一人ひとりが、人権の主体として、日常生活において人権に関わるさまざまな課題に気づき、学び、行動していくことが大切です。

※【享有】生まれながらにして持っているという意味。



© dak

第3章 人権に関する取組みの状況

1 国連を中心とした人権の取組み

昭和23(1948)年、国際連合(以下「国連」という。)は、人類の多大な被害と影響を与えた二度にわたる世界大戦の反省から「世界人権宣言」を採択しました。この宣言では、恒久平和を実現するために世界の国々にあるさまざまな差別を撤廃し、すべての人々の人権が確立されることが必要であるとの考えを示し、達成すべき人権の共通基準を示しました。

以後、国連は、昭和41(1966)年、世界人権宣言に法的拘束力をもたせた「国際人権規約」を採択したのはじめ、「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「子どもの権利条約」「障害者権利条約」など、平和と人権の確立のために、個別の人権関係の国際条約を採択するとともに、「国際人権年」「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際家族年」「国際高齢者年」「平和の文化国際年」等の国際年を設定し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできました。

国連では、全世界の人々が「世界人権宣言」でいう人権基準についての理解を深め、日常生活の中で活かしていくために、人権教育を推進することが重要であるとの認識から、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、人権文化を構築することをめざして、各国において人権教育を積極的に推進するよう行動計画を示しました。

平成16(2004)年に「人権教育のための国連10年」が終了し、引き続き人権教育を推進していくことを目的とした「人権教育のための世界計画」が同年12月に採択され、21世紀を「人権の世紀」とする取組みが推進されています。

平成27(2015)年には、「誰一人取り残さない」を理念に、「持続可能な世界を実現するための開発目標」(SDGs)が国連において全会一致で採択されました。SDGsは、貧困や飢餓、人や国の不平等などの課題の解決や平和的社会の実現をめざすとし、中でも人権分野は、17の目標に多く関連しています。

前文は、「(目標とターゲットは)すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することをめざす」とも述べており、人権とジェンダー・女性の視点が明確に示されています。特に関わりが深い目標として、「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「16 平和と公正をすべての人に」等の目標があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 日本における人権の取組み

国では、昭和22(1947)年に「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」を理念とする憲法が施行され、国連加盟の承認後、世界の一員として人権関係の国際条約を批准し、国政全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や施策の推進が図られてきました。

特に日本固有の人権問題である部落問題の解決のため、昭和40(1965)年の同和対策審議会答申を受け、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、以降数次にわたる法改正等を経て、33年間の特別対策を実施してきました。

また「人権教育のための国連10年」を受け、平成9(1997)年、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定しました。この国内行動計画は、人権文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うとともに、重要な人権課題にも積極的に取り組むこととしています。

その後、平成12(2000)年に「人権教育・啓発推進法」が制定され、この法律に基づき、平成14(2002)年に国の基本計画が策定され、平成28(2016)年には、「障害者差別解消法」の完全施行、「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行されました。その他にも平成31(2019)年には、アイヌ民族を「先住民族」として初めて明記した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)が成立しました。令和5(2023)年には、「こども基本法」や「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)が施行されました。現在は、これらの法律や計画に沿った取組みが推進されています。

3 川西市における人権の取組み

(1) 現状と課題について

これまでの本市における人権の取組みは、昭和49(1974)年から、部落問題への取組みを中心に展開してきました。施策では、生活環境の整備、生活向上対策、教育・人権対策を中心に、昭和54(1979)年度を初年度とする「川西市同和対策事業総合計画」、その後「川西市同和対策事業新総合計画」を策定し、全組織をあげて取り組んできました。その結果、関係住民の住環境や生活実態の改善については、一定の成果が認められました。しかしながら、結婚差別や就職差別、インターネットを使った差別書き込みなど、差別意識や偏見が未だ根強く残っています。

一方、国際化、情報化、高齢化、価値観の多様化等に伴い、人権に関わるさまざまな問題が顕在化してきました。前述の国内外の動きや人権意識の高まりなど、本市を取り巻く状況の変化に対応して、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等の課題についても、「川西市女性プラン」「川西市児童育成計画」「川西市老人保健福祉計画」「川西市障がい者福祉計画」等を策定し、本市独自の取組みを進めてきました。

さらに、人権意識を高め、人権尊重の輪をひろげていくために、平成3(1991)年に「人権擁護都市」を宣言しました。

平成12(2000)年には、市民一人ひとりの人権が真に尊重され、すべての市民が川西市に住んでいてよかったと思えるまちにするため、人権教育・人権啓発についての基本方針を示す「人権教育のための国連10年川西市行動計画」を策定しました。さらに、本市の行動計画を継承発展させて、平成17(2005)年に「川西市人権行政推進プラン」を策定し、平成22(2010)年、平成27(2015)年、令和2(2020)年に改定しました。

また、人権に関する福祉施策等として、「川西市ジェンダー平等推進プラン」「川西市子ども・若者未来計画」「川西市健幸まちづくり計画」「川西市地域福祉計画」「川西市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(認知症対策アクションプラン)」「川西市障がい者プラン」等の策定や見直しを行い、社会状況の変化やさまざまな課題への対応を図っています。

◆本プラン等に関する経過

内 容	策定年	計画期間等
「川西市同和対策審議会」設置	S52(1977)年	S52～H21
「川西市総合センター運営審議会」設置	S55(1980)年	S55～H21
「非核平和都市宣言」－川西市制定	H1(1989)年	
「人権擁護都市宣言」－川西市制定	H3(1991)年	
「川西市人権教育のための国連10年推進懇話会」－設置	H12(2000)年	
「人権教育のための国連10年川西市行動計画」－策定	H12(2000)年	H12～H16
「川西市人権行政推進プラン(初版)」－策定	H17(2005)年	H17～H21
「川西市人権施策審議会」－設置	H21(2009)年	
「川西市人権行政推進プラン」－1次改定	H22(2010)年	H22～H26
「人権問題に関する市民意識調査」－実施	H25(2013)年	対象2,000人
「川西市人権行政推進プラン」－2次改定	H27(2015)年	H27～R1
「川西市人権行政推進プラン」－3次改定	R2(2020)年	R2～R6
「人権問題に関する市民意識調査」－実施	R5(2023)年	対象2,000人
「川西市人権行政推進プラン」－4次改定	R7(2025)年	R7～R14

① 人権行政の推進体制について

人権行政推進プランを着実にかつ全庁的に推進していくため、その全庁的組織として、市長を会長とし、部長級職員で構成する川西市人権施策推進委員会を設置しています。

今後も、人権行政を市政の基盤として位置づけ、あらゆる行政施策が人権的視点から実施され、豊かな人権文化に満ちたまちづくりを推進していく必要があります。

また、市のさまざまな施策の実施主体となる各部署(概ね課単位)においては、課長級職員を中心に、平成28(2016)年から、市のさまざまな施策や業務を、①「情報発信」への視点 ②「市民の意見等を聞く・知る」への視点 ③「だれもが社会へ参加・参画するため」への視点 ④「市民へ行政サービスを提供するにあたって」への視点 ⑤「職場環境づくり」への視点の5つの視点から、具体的な点検項目(リスト)に基づいて、点検・評価(人権チェック)を行っています。今後も、人権チェック等による改善を行いながらすべての施策を推進していく必要があります。

行政における人権研修

人権行政を進めていくには、まず、市職員、教職員の人権意識の向上は必須条件となります。

現在、市職員研修については、職員の人権問題の認識を深めるため、職場内での人権研修を計画的に実施し、主に課長級からなる「人権研修担当員」がリーダーとなり研修を実施しています。人権研修の全体的な受講実績は上がっており、引き続き職員が職務のための大切な基盤として、人権研修を主体的にとらえるよう研修内容の充実を図っていきます。

教職員研修については、人権教育研修を研修計画に位置付け、人権教育担当者がリーダーとなり、教職員の人権意識醸成を図っています。教職員の人権意識の向上を、学校園所での取組みに反映させていくことは、今後も継続していく必要があります。

② 人権教育・人権啓発について

① 学校園所における人権教育

学校や幼稚園、保育所、こども園における人権教育は、本市の「人権教育基本方針」や「人権保育基本方針」等に基づき推進してきました。その中で、人権学習への取り組みや教職員への人権研修などにより、子どもや教職員の人権意識の向上が図られました。

今後も、差別のない人権文化豊かなまちづくりにおいて、次代を担う子どもたちへ人権教育の充実を図り、時代とともに変化していく人権課題に対応した人権学習に取り組んでいく必要があります。

② 地域社会における人権啓発

地域社会での人権啓発は、主に市民が中心となって組織している川西市人権教育協議会や昭和62(1987)年に発足した小学校区人権啓発推進委員会が、地域の実状に合った啓発活動を実施してきました。また、市民による市民のための「人権の学びの場・機会づくり」として、「人権啓発サポーター制度」を創設し、人権学習市民講座や人権学校などの企画・運営を行ってきました。

本市全体の啓発事業としては、「広報じんけん」の発行や「人権川柳・人権作文・人権写真(フォト)」の募集、「人権週間映画会」を行うとともに、毎月第3金曜日を本市の人権デーとして位置づけ、啓発チラシの作成・配布等を実施してきました。

しかしながら、市民主体の啓発活動は行われているものの、本市や団体等が主催する啓発事業への参加が伸び悩んでいる状況や、人権啓発に関わる新たなリーダーの育成等も課題となっています。

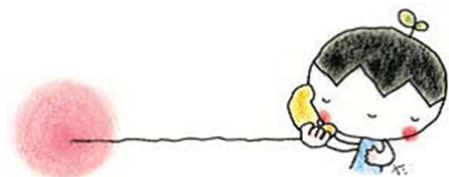
今後も、さまざまな手法を用いた効果的な人権教育・人権啓発を、市民と協働して実施していく必要があります。

③ 人権相談・擁護について

人権擁護委員による「人権相談」は、神戸地方法務局伊丹支局と連携しながら、毎月1回に加え、6月の人権擁護の日と12月の人権週間の年14回実施しています。また、川西市総合センターには、隣保館相談指導員を配置し随時相談を行っています。

さらに、「子どもの人権」に関するものについては、公的第三者機関である「川西市子どもの人権オンブズパーソン」を設置し、相談を受けています。

多種多様で、広範囲にわたる人権に関する相談を解決するための支援ができるよう、相談員の資質向上を図る必要があります。また、今後もより一層、市民に対し人権相談の窓口についてあらゆる場を通じて周知するとともに、関係機関・部署との連携を強め、相談者の人権擁護や相談内容によっては、必要な施策につなげていくことが求められています。



(2) 川西市人権問題に関する市民意識調査の結果の考察(調査結果報告書より抜粋)

人権問題に関する市民の意識を把握し、このプラン策定の基礎資料とすることを目的に、令和5(2023)年11月に市民2,000人を無作為抽出し、郵送配付・郵送回収及びインターネット回答により「川西市人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。有効回収率は、38.3%でした。

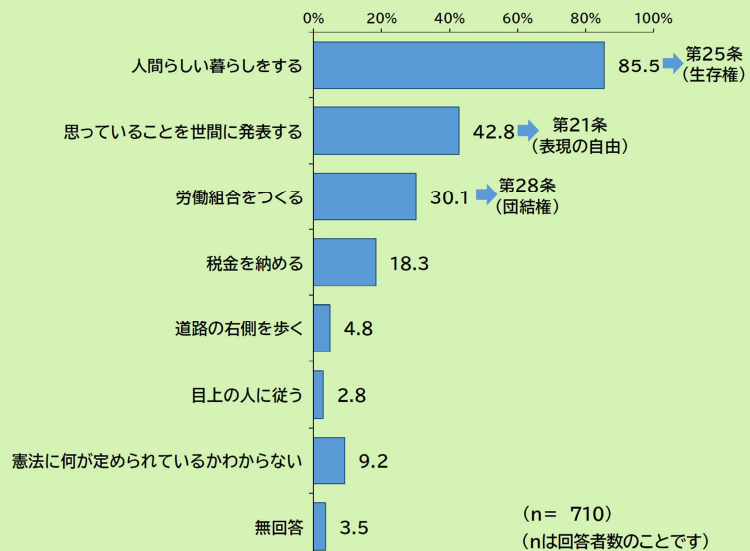
①権利や憲法に関する市民の理解

憲法に定められている国民の権利について問うたところ、回答で最も多かったのは「人間らしい暮らしをする」で、85.5%でした。そして、「思っていることを世間に発表する」(42.8%)、「労働組合をつくる」(30.1%)がつづきました。これらの3つは、それぞれ第25条の生存権、第21条の表現の自由、第28条の団結権ですが、表現の自由や団結権は、5割を下回っています。そのため、「憲法に何が定められているかわからない」も含めた7つの選択肢のなかから、生存権、表現の自由、団結権の3つだけを選択した人は、

19.4%にすぎませんでした。自分がどんな権利をもっているのか知らなければ、自分の権利を行使することはできないし、自分の権利を守ることできません。このように、憲法における権利に対する市民の理解が低いことが明らかになりました。また、憲法や人権に対する誤解に基づく意見を肯定する回答が多くみられました。これは今後の人権教育・人権啓発の大きな課題です。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、日本国憲法に「義務」ではなく、「国民の権利」と定められているのはどれだと思いますか。(〇はいくつでも)

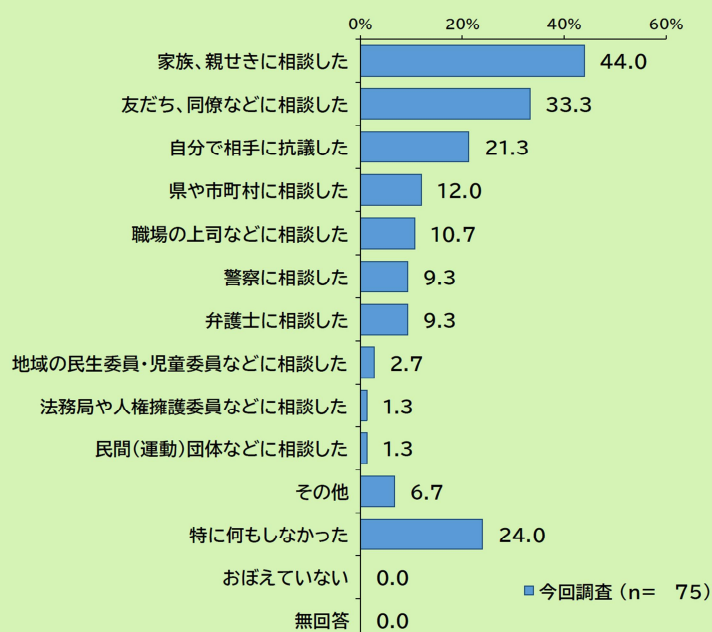


②人権侵害への対応

人権侵害の経験について問うた設問では、最近5年くらいの間に、日常生活のなかで自分の人権が侵害された経験があるという人の割合は、10.6%でした。そして、そのときの対応については、「家族・親せきに相談した」が44.0%と最も多く、「友だち、同僚などに相談した」33.3%となっています。「特に何もしなかった」は、24.0%、「自分で相手に抗議した」が21.3%と続きます。一方、「法務局や人権擁護委員などに相談した」1.3%、「地域の民生委員・児童委員などに相談した」2.7%となっています。「県や市町村に相談した」が12.0%あるものの、それ以外の公的な機関などに相談した人は少なく、特に何もしなかった人も2割以上います。人権侵害に関わる相談体制の充実だけでなく、相談窓口の存在とその機能について広報に努める必要があります。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q 人権侵害を受けたとき、どうされましたか。

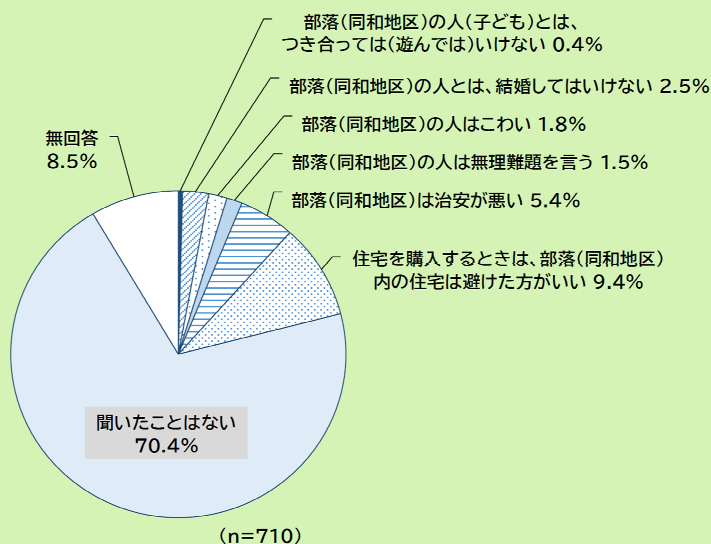


③部落問題に関すること

部落問題に関する6つの差別的な発言をあげ、「あなたは、過去5年くらいの間に、部落(同和)問題に関して、次のような発言を直接聞いたことがありますか」と問うと、「住宅を購入するときは、部落(同和地区)内の住宅は避けたほうがいい」(9.4%)をはじめ、6つの発言のいずれかを聞いたという人は21.0%でした。このように、6つの発言に限っても、部落問題に関する差別的な発言を直接聞いたという人がこの5年間に2割ほどいます。これらの差別的な発言を聞いたと回答した人に、「それを聞いたとき、どう感じましたか」と問うと、「そのとおりの思った」は16.0%、「そういう見方もあるのかと思った」が54.0%あり、反発・疑問を感じた人は、「相手には何も言わなかった」と「相手にその気持ちを伝えた」を合わせても20.7%でした。「そういう見方もあるのかと思った」という回答は、差別的な発言を肯定も否定もせず、その判断を保留し、中立的にもみえますが、こうした態度は差別的な発言を傍観するもので、差別への加担につながるおそれがあります。

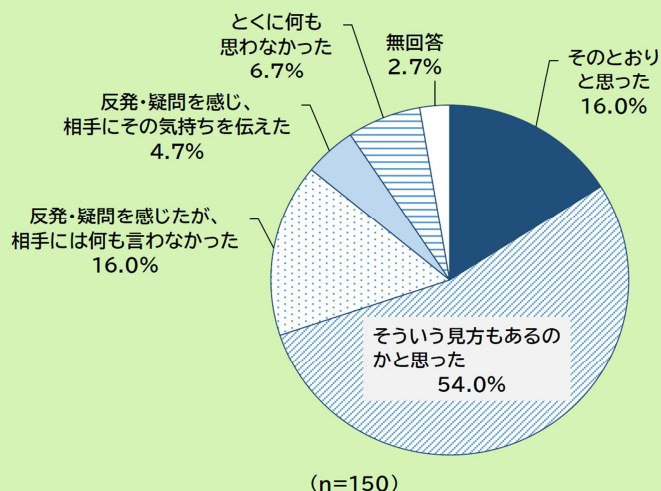
2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q 過去5年くらいの間に、部落(同和)問題に関して、次のような発言を直接聞いたことがありますか。強く印象に残っているものを1つ選んでください。



2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q 部落(同和)問題に関した発言を聞いたとき、どう感じましたか。また、どうしましたか。(〇は1つ)



現在でも部落問題に関する差別的な発言に出会い、それに対して、反発・疑問を感じたという人は2割となっています。差別的な発言に出会った際、それに反発・疑問を感じる人、そして、その場でその発言の問題性を指摘できる人を増やしていく啓発に取り組むことが重要です。

※調査結果報告書の全文は、こちら →



第4章 人権・平和施策の推進

「人権文化のまちづくり」とは、市民一人ひとりの人権が尊ばれ、平和で心豊かに暮らすことができる地域社会を築いていくことです。

人権文化のまちづくりを進めていくうえで、最も重要なことは、さまざまな行政施策や業務、運営等を常に人権尊重の視点をしっかりとちながら展開、遂行していくことです。

人権文化のまちづくりを進めるための人権行政は、さまざまな人権課題について、市民啓発等を実施する一部の行政部門で取り組むものではなく、行政全体で総合的に取り組む、まさに自治体行政そのものであるといえます。

1 人権行政の推進体制

人権行政を特定の部署や職員だけの課題としてではなく、全庁的な課題としてとらえていくため、市長をトップ(会長)とする人権施策推進委員会を設置し、さまざまな人権施策を実施しています。

また、市の附属機関である「川西市人権施策審議会」を設置し、主に人権行政推進プランの内容や「総合センターの運営」を含む人権施策の取り組み状況等を客観的に点検するとともに、現状の課題や今後に向けての助言や提言を行っています。

人権担当部署については、令和5(2023)年度より市民環境部から市長公室に組織替えを行い、人権行政をより全庁的、総合的に推進・調整する体制整備を行いました。

今後も、これらの推進体制の充実を図りつつ、施策の主たる推進者である職員の人権意識のさらなる向上と、人権の視点から現状のさまざまな施策や業務の点検・評価(人権チェック)を行いながら人権行政を推進します。

□人権担当部署の主な変遷

	市長事務部局	教育委員会／備考
S49(1974)年～	同和部	教育委員会一同和教育室
S55(1980)年～	同和部一総合センター	
H 3(1991)年～	人権推進部一同和対策担当・女性政策担当・総合センター	教育委員会一人権教育室
H 4(1992)年～	人権推進部一同和対策課・女性政策課・総合センター	
H 7(1995)年～	人権・市民部一同和対策課・女性政策課・総合センター	
H11(1999)年～	生活・人権部一人権推進室・総合センター・女性センター	
H14(2002)年～	生活・人権部一人権推進室一人権推進課・総合センター	※男女共同参画部門一別部署へ
H16(2004)年～	市民生活部一人権推進室一人権推進課・総合センター	
H18(2006)年～	※教育委員会の人権教育室が人権推進課へ吸収統合	市教委→学校人権教育部門のみ
H27(2015)年～	※人権推進課に男女共同参画事業の事務移管	※男女共同参画部門一再度、人権部署へ
H30(2018)年～	市民環境部一人権推進課・総合センター	
R 5(2023)年～	市長公室一人権推進多文化共生課・総合センター	※所管部変更 ※課名変更+多文化共生事務追加

行政(市職員、教職員等)における人権研修

すべての職員は、特に人権問題に関するオピニオンリーダーとして、人権尊重の視点に立って業務(教育)の点検・改善を行っていくための知識とスキルを身につける必要があります。

《今後の方向性》

- すべての職員が、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務を遂行し、教育、保育の実践ができるように、また、各職域で人権に関わる課題に対応できるように、さまざまな人権課題について、所属長が中心となって、効果的な職員研修を実施します。
- 学校園所の教職員にあっては、さまざまな人権課題の解決につながる教育・保育が創造できるよう、実践交流や地域社会との関わりを推進します。

【主な取り組み】

- *教職員対象の人権教育研修会の開催（教育委員会）
- *人権保育研修の実施（就学前教育部）及び市職員人権研修会への参加（学校園所）
- *職員人権問題研修会の開催（市）
- *職場人権研修の実施（市・教育委員会）
- *職員階層別人権研修の実施（市）
- *職員人権研修担当員の設置（市・教育委員会）

2 人権教育・人権啓発の推進

人権教育と人権啓発について、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条で、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と定義しています。

※【涵養】ゆっくりと養いつくこと。

（1）基本的な考え方

すべての人が生まれながらにしてもっている、社会において幸福な生活を営む権利である「人権」は、だれにとっても大切なものです。また、私たち一人ひとりが、主体的にあらゆる場所で、機会あるごとに人権教育・人権啓発に参加し、人権尊重の精神を生かした生き方を学んでいくことができれば、人権文化に満ちた社会への形成に繋がっていきます。そのためには、さまざまな人権課題の本質を正しく理解し、その課題を解決するための具体的な実践力が身につく人権教育・人権啓発を教育委員会とも連携し、推進することが重要です。

今後も地域、家庭、学校、職域等あらゆる場と機会を通して、より効果的な人権教育・人権啓発を推進します。

（2）学校園所における人権教育

就学前から学齢期（小中学校及び特別支援学校（中学部））までの人間の成長期における人権教育は非常に重要です。そのため、子どもの発達段階に即した創意工夫に満ちた効果的な人権教育を行う必要があります。

そこで、今後も、本市の学校園所における人権教育は、本市の「人権教育基本方針」「人権保育基本方針」「在日外国人教育指針」、兵庫県教育委員会が策定した「人権教育基本方針」、国が策定・改定した「保育所保育指針」等に基づいて推進し、社会の変化にも的確に対応しつつ、人権感覚豊かな子どもの育成を図ります。

《今後の方向性》

●【人権尊重を基盤とした学校園所の運営】

子どもたちの豊かな人権感覚を育てていくためには、人権学習を要として、学校園所での教育活動全体を通じて実践していくことが重要です。そのため、人権尊重や子どもの権利条約を基盤とした学校園所の運営に努めます。

●【人権感覚に満ち、人権スキル（人権の知識等を具体的な実践や行動につなげていくための技能）の高い学校園所の教職員の育成】

人権教育を進めていくうえで、子どもたちと直接に関わる学校園所の教職員の人権感覚を高めることやさまざまな人権課題に関する深い知識と人権スキルを高めていくことは欠かすことのできないものです。

そのために、人権研修を充実し、実践的な指導力の向上に努めます。

●【地域社会と家庭との連携】

学校園所での人権教育がより効果的に進められるよう、学校園所と家庭・地域社会とが一体となって連携を積極的に推進します。

また、子どもの人権をより保障していくために、本市が設置している公的第三者機関である子どもの人権オンブズパーソンとも連携を図ります。

●【人権教育内容の創造】

これまでの人権教育では、具体的な差別問題を例にあげ、人権の大切さを子どもたちに伝えることが多かったため、子どもたちにとって人権問題が「自分の知らないところで困難を抱えている人たちの問題」というように、「ひとごと」になってしまっている面があるのではないかと考えられます。人権問題が自分に関わる問題であることへの気づきにつながる教育に努めます。

【主な取組み】

- *市独自の人権学習副読本(小学校低学年・高学年・中学校用)「いのち」の活用(教育委員会)
- *中学校区連携教育推進事業の実施(教育委員会)
- *川西市人権教育協議会の専門部(就学前教育部、小学校教育部、中学校教育部、進路保障部、特別支援教育部)活動等への参画(川西市人権教育協議会)
- *小学校区人権啓発推進委員会への参画(小学校区人権啓発推進委員会)
- *子どもの権利条約にもとづく実感調査の実施(2年毎・市)

(3) 地域社会における人権教育・人権啓発

本市では、地域住民が主体となって地域の実態に即した人権教育・人権啓発を進めていくことを目的に、小学校区ごとに「小学校区人権啓発推進委員会」が組織され、地域の実情にあわせた人権学習・啓発活動が進められています。また、現在では、校区コミュニティ組織の中に人権に関する部署が設けられている地域もあります。

言うまでもなく、人権文化豊かなまちづくりは、まずは自分が住んでいる地域社会から推進していくことが大切です。

《今後の方向性》

- 小学校区やコミュニティで実施される人権教育・人権啓発活動について、人権学習や啓発活動の進め方への助言、現地人権学習会の実施など、活動費用を含め支援します。また、各小学校区人権啓発推進委員会に2人の市職員を校区担当者として派遣し、委員会活動を支援します。
- 市内各地域にある学校教育機関、社会教育機関、企業、各種団体・機関も含めた人権教育・人権啓発の取組みや交流を促進します。

【主な取組み】

- *小学校区人権啓発推進委員会への支援(市)
- *市内企業の事業者・従業員向けの人権に関する講演会の主催(市)
- *人権問題現地学習会の実施(市)

(4) 市民との協働

人権教育・人権啓発を推進することは、行政の責務の一つですが、行政が一方向的に市民に対して行うことは、教育・啓発という観点からは決して効果的な手法とはいえません。どうしても市民からは「おしきせ」的なものと評価されがちです。

そこで、本市でも「市民との協働」という観点を重視し、人権教育・人権啓発を研究・実践する「川西市人権教育協議会(略称「川西人権協」)」や地域における「小学校区人権啓発推進委員会」、市民向け人権講座の企画や運営を行う「人権啓発サポーター会」など、市民とともに人権教育・人権啓発活動を進めています。

《今後の方向性》

- 人権教育推進団体である川西市人権教育協議会と協働して人権教育・人権啓発を推進します。
- 市民のオピニオンリーダー（人権啓発を推進する先導者）の育成を図るため人権啓発サポーター制度を継続実施するとともに、サポーター会と協働して市民啓発活動を進めます。

【主な取組み】

- *川西市人権教育協議会と協働して人権教育・人権啓発を推進（市）
- *川西市人権啓発サポーター会と協働して人権啓発を推進（市）

(5) 評価指標

本プランの成果を測る評価指標として、次のとおり指標を設定します。また、本プランの効果検証、自己評価を行います。

	評価指標	めざす方向性	現 状	目 標
1	人権侵害を体験したときに、誰かに相談した市民の割合 (市民実感調査)	↗	28.6% (R5(2023)年度)	40.0% (R13(2031)年度)
2	「差別する人だけではなく、差別される人にも問題がある」そう思う、どちらかといえばそう思う人の割合 (人権問題に関する市民意識調査)	↘	20.4% (R5(2023)年度)	15.0% (R13(2031)年度)
3	「日本国憲法は、国民が守るべきルールである」そう思う、どちらかといえばそう思う人の割合 (人権問題に関する市民意識調査)	↘	83.5% (R5(2023)年度)	40.0% (R13(2031)年度)
4	「川西市子どもの人権オンブズパーソン」制度について、内容も含めおおむね知っている人の割合 (人権問題に関する市民意識調査)	↗	10.6% (R5(2023)年度)	15.0% (R13(2031)年度)
5	「外国人労働者が増えると治安や風紀などが悪くなる」そう思う、どちらかといえばそう思う人の割合 (人権問題に関する市民意識調査)	↘	29.0% (R5(2023)年度)	15.0% (R13(2031)年度)

○上記の評価指標を設定した理由

1	令和6(2024)年3月に策定した「第6次川西市総合計画」の「施策2 人権・ジェンダー平等・多文化共生」の評価指標の一つであり、毎年度実施する「市民実感調査」の設問の一つです。本市の総合計画の評価指標は、各個別計画の代表的な評価指標から設定しています。
2	差別は、差別される側が悪いのではなく、差別する側が悪いのです。憲法は、人種・信条・性別・社会的身分・門地などによって差別されないとする法の下での平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利など、多くの種類の人権を基本的人権として保障しています。
3	令和5(2023)年に実施した「人権問題に関する市民意識調査」によれば、「日本国憲法は、国民が守るべきルールである」という意見を肯定する回答が8割にのぼっていました。大多数の市民が誤解しています。憲法とは、国民の権利・自由を守るために、国がやってはいけないこと、やるべきことについて国民が定めた最高法規です。この憲法の核心というべき点を理解できていなければ、「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」という憲法の三原則の意義も理解できないのではないでしょうか。憲法は、自分の権利を守り、行使する際の最大の根拠であることを多くの市民が理解することは重要です。
4	川西市子どもの人権オンブズパーソン制度は、全国に先駆けて本市の条例により創設された市長付属の公的第三者機関です。制度の主な趣旨として「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止」等を掲げていますが、これらを実効的に運用していくためには、内容を市民等に積極的に広報し、一人でも多くの人に知ってもらうことで、身近に活用できるような制度として整えていく必要があります。なお、オンブズパーソンについてよく知っている市内小中学生の割合は、令和5年度で17.0%です。
5	本市では、外国籍市民も日本人市民も、国籍や民族の違いを越え、互いの文化的差異や多様性を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに豊かに安心して暮らせることができる「多文化共生社会」の実現をめざしています。

3 人権相談・擁護

人権相談に関する窓口は、人権推進多文化共生課と総合センターに設置し、関係機関（人権擁護委員※・法務局等）と連携しながら対応しています。

特に「子どもの人権」に関するものについては、独自に「子どもの人権オンブズパーソン」（公的第三者機関）を設置し、相談だけではなく、事案の調査や擁護、救済も行っています。

また、人権に関係する相談窓口は、この3か所以外にも下記の一覧表のとおり多種あり、市民意識調査結果報告書（P8 参照）にあるように、人権侵害を受けたときの相談先として、「県や市町村」は10年前よりは増えています。しかしながら、「法務局・人権擁護委員」も含めた公的機関を選択している人はまだ少ない状況となっており、周知・広報のあり方、内容を考えていく必要があります。

《今後の方向性》

- 市民への周知・広報のあり方、相談者にとって相談しやすい環境、体制を検討し、だれもが来訪しやすい相談窓口を整えていきます。
- 今後も関係機関・部署との連携をより強め、相談者の人権擁護につながるよう努めていきます。
- 相談者の相談内容により、その実情や傾向を把握し、必要な施策につなげていきます。
- 相談員はもとより、人権関係所属職員の資質向上を図ります。

【主な取組み】

- *毎月第3金曜日を本市の人権デーと定め、人権擁護委員による特設人権相談所の開設
その他、6月（人権擁護委員の日）と12月（人権週間）にも各1回開設（市）
- *人権相談（子どもの人権オンブズパーソン含む）に関する周知・広報の促進（市）
- *市の各種相談窓口や法務局との連携の強化（市）

市の人権に関係する主な相談先

相談名	回数	方法	所 管
特設人権相談	月1回	面談	人権推進多文化共生課・ 法務局伊丹支局（人権擁護委員）
女性のための相談	平日	面談・電話	男女共同参画センター
DV 相談	平日	面談・電話	配偶者暴力相談支援センター
セクシュアル・マイノリティ相談	月1回	面談・電話	総合センター
生活人権相談	平日	面談・電話	総合センター
子どもの人権相談	平日	面談・電話	子どもの人権オンブズパーソン
児童虐待などの相談	平日	面談・電話	こども若者相談センター
障がい者虐待防止相談窓口	平日	面談・電話	社会福祉協議会障がい者基幹相談支援センター
子ども・若者総合相談	平日 （予約制）	面談・電話	こども若者相談センター
ヤングケアラー相談窓口	平日	面談・電話	こども若者相談センター
犯罪被害者相談	月2回 （予約制）	面談	生活安全課
社協福祉総合相談	平日	面談	社会福祉協議会
生活困窮者自立相談	平日	面談	地域福祉課・くらしと仕事の応援カウンター
弁護士相談	月6回 （予約制）	面談	生活安全課
※他に国や県レベルでの電話相談やインターネット相談等も多種あり			

用語解説

※【人権擁護委員】…人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。）の区域で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。この制度は、地域住民の中から人格見識の優れた人たちを選び、その協力を得て、国民（市民）の日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権を擁護していくという考えから設けられたもので、諸外国にその例を見ないものです。

人権擁護委員は、人権擁護について理解のあるさまざまな分野から選ばれ、現在、全国で約 14,000 名の方が法務局・地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査処理、人権相談、人権啓発活動等を行っています。給与、報酬などの支給はなく、任期は3年で、再任は妨げません。

現在、本市では、12名の人権擁護委員が委嘱されています。

4 平和施策について

〈平和と人権〉

「戦争は最大の人権侵害」と言われるように、平和問題と人権問題は深く関わっています。平和啓発や平和施策を進めていくうえで、人権の視点は、かかすことはできません。

本市では、平成元（1989）年に、「非核平和都市宣言」を、続いて、平成3（1991）年に「人権擁護都市宣言」を行い、以後、本格的に平和施策を実施してきました。（※下記の経過表参照）

特に、平成3（1991）年度に始まった「市民平和バス」では、0泊2日の日程で8月6日の広島での平和記念式典に市民が出席する事業を12年間実施し、その後、現在に続く「折り鶴平和大使」事業（市民代表2人を同じく8月6日の記念式典に派遣し、後日報告会を開催）を実施しています。

人権・平和展では、公民館、総合センター、市役所等で、平和パネルの展示や平和ビデオの上映会、平和学習会などを行っています。

令和2（2020）年度からは、新規事業として、「戦争にまつわる体験記」の募集を始め、貴重な体験記を毎年、「広報じんけん」や市のホームページに掲載し、平和啓発を進めています。

主な平和事業の経過

年	内 容	備 考
H 1(1989)	非核平和都市宣言	
H 3(1991)	人権擁護都市宣言	
H 3(1991)	市民平和バス(広島) 実施 ~H14(2002)	※バス 5 台～1 台 (0 泊 2 日)
H 4(1992)	第 1 回かわにし人権・平和展 公民館等も含め開催	※現在に至る
//	「平和と人権を考える市民のつどい」 7 月開催	※H20(2008)年まで実施
H 7(1995)	戦後被爆 50 年長崎平和交流 16 人	
H10(1998)	平和モニュメント「睦」完成・設置 駅前ロータリー内	
H12(2000)	戦後被爆 60 年長崎平和交流 12 人 市民平和バス 2 台	
H16(2004)	「折り鶴平和大使」事業 実施 ※市民平和バスに代わり	※現在に至る 大使：市民 2 人
H17(2005)	市民平和バス 1 台 戦後被爆 60 年長崎平和交流 12 人	
H18(2006)	北朝鮮による核実験に対して市長名で国家元首に「抗議文」送付	※以後、米国、ロシアなどの核実験に対しても国家元首に送付
H25(2013)	平和首長会議(旧平和市長会議)加盟 ※県下 36 番目(41 市町)	※R6(2024).8.1 現在 国内自治体加盟率 99.9%
H26(2014)	非核平和都市宣言 25 周年 折り鶴平和大使(長崎) 2 人	
R 2(2020)	戦争にまつわる体験記募集	※新規事業
	R2(2020)～R3(2021)コロナ禍により「折り鶴平和大使」中止	
	R4(2022)～「折り鶴平和大使」事業再開	

《今後の方向性》

- 「平和と人権」「非核平和都市宣言」の理念のもと、また、平和首長会議の一員として、平和行政を積極的に推進していきます。

【主な取り組み】

- *公民館等と共催で、「かわにし人権・平和展」の実施(市)
- *「折り鶴平和大使」を広島の平和記念式典に派遣するとともに、平和への思いを市民へ発信(市)
- *戦争体験記を募集し、広報じんけんやホームページに掲載し、戦争体験の伝承(市)
- *平和啓発の懸垂幕を市役所に掲示、啓発(市)

トピックス

★平和研究の第一人者であり平和学の父と呼ばれる「ヨハン・ガルトウング」さんの言葉

「平和」の反対は「戦争」ではない。たとえ戦争がなくても、貧困や差別、人権侵害がはびこる社会は平和とは言えないからだ。

そこで私は、平和を「暴力の不在」と定義し、戦争や紛争、殺人等を「直接的暴力」、貧困や抑圧、排斥、差別等を生み出す社会構造を「構造的暴力」ととらえた。そして、直接的暴力のない状態を「消極的平和*」、さらに構造的暴力のない状態を「積極的平和*」と定義した。

平和学では、「平和」に絶対的な価値をおき、研究者は、貧困や差別がなく、誰もが安心して暮らせる社会をめざして、研究と実践を続けている。……

今日、これらの考え方や意見は広く知られています。

★平成18年(2006年) 広島平和記念式典・子ども代表・「平和への誓い」から

……………

「平和」とは一体何でしょうか。

争いや戦争がないこと。いじめや暴力、犯罪、貧困、飢餓(きが)がないこと。

安心して学校へ行くこと、勉強すること、遊ぶこと、食べること。

今、私たちが当たり前のように過ごしているこうした日常も「平和」なのです。

……………

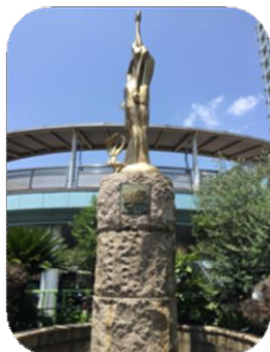
★令和6(2024)年のノーベル平和賞に日本被団協が受賞

令和6(2024)年10月

令和6(2024)年のノーベル平和賞は、被爆者の立場から核兵器廃絶を訴えてきた日本被団協(日本原水爆被害者団体協議会)が受賞することになりました。核兵器のない世界を実現するための努力と核兵器が二度と使用されてはならないことを証言によって示してきたことが受賞理由となっています。

【日本被団協】…広島や長崎で被爆した人たちの全国組織で、原爆投下から11年後の昭和31(1956)年に結成されました。当時は、日本のマグロ漁船、「第五福竜丸」の乗組員が、太平洋のビキニ環礁で行われたアメリカの水爆実験で被ばくしたことをきっかけに国内で原水爆禁止運動が高まりを見せていました。

日本被団協は、それから68年間にわたり、被爆者の立場から核兵器廃絶を世界に訴える活動や被爆者の援護を国に求める運動を続けてきました。



平和モニュメント「暁」



折り鶴平和大使

5 総合センターについて

総合センターは、「基本的人権尊重の精神に基づき、住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上と、児童の健全な育成を図ることによって、人権問題の速やかな解決に資するための総合的なコミュニティセンターとして」設置されています。

センターのあゆみは、次頁の表にあるように、昭和55(1980)年に本市の同和対策審議会答申や同和地区関係住民の差別解消の拠点施設設置の強い願いのもとに建設されました。

以後、隣保館※事業と児童館事業を両輪として、子どもから高齢者まで、さまざまな世代が気軽に楽しく交流できる取組みを進めるとともに、多様な人権問題を自由に学びあえる「場」と「機会」を提供してきました。

また、地域で暮らす一人ひとりが主役となって人権文化豊かなまちづくりが推進できるよう、また人権啓発センターとしての機能も発揮できるよう、関係機関や人権活動団体・子育て支援団体とのネットワークづくりに取り組み、人権課題解消に向けた情報発信に努めてきました。

施設建設・設置から40年以上が経過するなかで、あらためて令和3(2021)年に本市人権施策審議会に「総合センターの今後のあり方について」を諮問し、令和6(2024)年に答申を受けました。令和7(2025)年度より、次頁の「今後の方向性」に基づき、部落問題をはじめとした人権問題の解決と多文化共生社会の実現をめざした施策を展開していきます。



よみかき教室



水平社創立100年展示

総合センターに関連する経緯

年	内 容
S52 (1977)	「川西市における同和問題についての意識調査」、「同和関係世帯 調査」の実施
S53 (1978)	「川西市同和対策審議会 答申」→ 隣保館、児童館、老人憩いの家の複合施設としての「総合センター」の設置を答申
S55 (1980)	「川西市総合センター」(隣保館・児童館)オープン (設置及び目的)基本的人権尊重の精神に基づき、住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上と児童の健全な育成を図ることによって、同和問題の速やかな解決に資するための総合的なコミュニティセンターとして川西市総合センターを設置する。
H9 (1997)	国の「隣保館運営要綱」改定一福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターへ (特別施策から一般施策へ)
H13 (2001)	市民懇話会が「川西市総合センターの今後のあり方について」提言 ①同和問題解決の拠点 ②コミュニティづくりと人権文化創造の拠点へ(施設名称変更含む) ③子ども文化創造の拠点へ
H14 (2002)	同和対策に関する特別措置法が完全終了(33年間)
H17 (2005)	「川西市人権行政推進プラン」策定 - H22(2010) 改定 - H27(2015)改定 - R2(2020)改定
H21 (2009)	「川西市人権施策審議会」設置 ※センター開設時から設置する「川西市総合センター運営審議会」を兼ねる
H28 (2016)	「部落差別解消推進法」施行
R3 (2021)	市人権施策審議会へ「川西市総合センターの今後のあり方について」諮問
R6 (2024)	市人権施策審議会が「川西市総合センターの今後あり方について」答申 ①人権文化センターの機能充実(人権啓発等) ②セーフティネットとしての機能充実(相談業務等) ③人権課題における当事者団体や支援団体等の支援 ④多文化共生社会をめざして ⑤市民に開かれたセンターへ (施設名称変更等) など
R6 (2024)	市人権施策審議会へ「川西市人権行政推進プラン」の見直しについて 諮問 市人権施策審議会が「川西市人権行政推進プラン」の見直しについて 答申

《今後の方向性》

- センターを本市の人権施策の拠点として位置づけ、人権啓発事業を充実させます。また、多様化する人権課題の解消に向け、今までの歩みを踏まえた発展的な取り組みを行います。
- あらゆる人権課題におけるセーフティネット※機能の役割を強化し、人権課題に直面する当事者や関係者が「センターに行けば解決の糸口がつかめる」と感じられる施設になるよう、人権相談事業について、より効果的な取り組みを行います。
- 人権課題における当事者団体や支援団体等の活動の拠点として、施設の有効利用を図るとともに、団体間のネットワーク作りなどの支援を行います。
- 今後、外国籍市民が増加することが予測されることから、単に外国籍市民への相談支援等を行うのではなく、多文化共生社会の実現を目指した取り組みを進めます。
- 「開かれたセンター」となるよう、施設の稼働率を高める取り組みを進めます。施設利用にあたっては、施設の設置目的である人権課題のすみやかな解決への取り組みや児童館機能を基軸としながら、センターが広く市民に利用されるよう多様な利用を進めます。
あわせてセンターの案内リーフレットに施設の設立経緯を明記するなど施設の性格がより理解できるよう工夫するとともに、センターの名称変更を検討します。

【主な取り組み】

- *輝くにんげんフェアの開催
- *人権啓発講演会の開催
- *人権啓発映画会の開催
- *各種相談事業(生活人権相談、セクシュアル・マイノリティ相談会等)の実施
- *よみかき教室かわにしの実施
- *けんけんひろば(小・中学生の自主的学習活動)の実施
- *日本語ひろば(外国籍児童・生徒への読み書き指導)の実施
- *多文化共生を推進する施策の実施
- *総合センターだよりの作成配布
- *視聴覚教材の貸出

※【隣保館】…隣保館は、「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う」ことを目的とした施設です。

《歴史》…わが国での隣保館活動は、19世紀後半イギリスで誕生したセツルメント(=隣保館などと訳され、社会教化事業を行う地域の拠点のこと)の影響を受け、明治後期にスラム地区対策として民間の社会事業家によって設置されたことに始まります。

そして部落(同和地区)に隣保館が設置されたのは、米騒動や全国水平社の結成によって部落問題が政府をはじめ広く社会一般から重大な社会問題として認識されて以降のことです。

隣保事業の法制化がなされたのは、昭和33(1958)年の社会福祉事業法の改正によって、「隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料又は、低額な料金でこれを利用させるなど、当該住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行なうもの」と定義されましたが、貧民救済的施設としての性格を強く持ったもので、同和問題解決の視点はみられないものでした。昭和34(1959)年5月8日、同和問題閣僚懇談会において<同和対策要綱>が了承され、いわゆるモデル地区事業としての隣保館施設の推進や、昭和35(1960)年から同和地区隣保館への運営費補助制度が実現すると、各地に隣保館の設置が進みました。

※【セーフティネット】…もとはサーカスなどで使う転落防止ネットのこと。これが転じて、社会的な安全網・安全策のことです。



6 人権課題への取組み

(1) 女性の人権

◆ 現状と課題

国連や各国では、昭和50(1975)年「国際婦人年」を契機に、女性の地位の向上と真の男女平等をめざす取組みが行われてきました。平成27(2015)年には国連持続可能な開発サミット(国際会議)で「持続可能な開発のための2030アジェンダ(プラン・計画)」が採択され、「ジェンダー※平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント※」がSDGsの一つとして位置づけられました。

国では、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を制定、翌年には「男女共同参画基本計画」を策定し、現在、令和2(2020)年度からスタートした第5次基本計画に基づき、社会のあらゆる分野において男女共同参画推進に向けた取組みが進められています。また、平成27(2015)年に「女性活躍推進法」、平成29(2017)年に「改正育児・介護法」、平成30(2018)年「候補者男女均等法」を制定し、ワーク・ライフ・バランス※の推進や職業や政治分野での女性の参画を進めています。また令和4(2022)年には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6(2024)年4月に施行されました。

本市では、昭和62(1987)年に県内初の「川西市婦人センター」(現 川西市男女共同参画センター)を開設し、川西市女性プランを策定して以降、適宜プランの見直しを行いながら、男女共同参画社会の実現に向けさまざまな取組みを進めてきました。また、平成27(2015)年には、男女共同参画推進条例を制定し、令和6(2024)年度には、社会情勢の変化に対応するため、プランの名称を「川西市男女共同参画推進プラン」から「川西市ジェンダー平等推進プラン」に変更し、スタートさせました。

しかしながら、長い歴史の中で作られた社会通念、慣習、しきたり等は未だ根強く残っており、社会生活のさまざまな場面において女性が不利益を被ったり十分な活動ができなかったりすることが今なおあります。

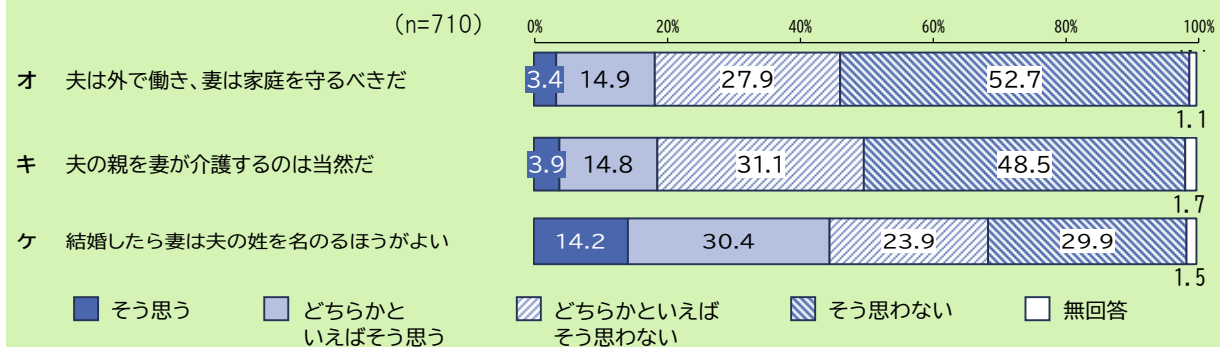
また、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメントをはじめ、配偶者や交際相手など親密な関係者からの暴力(DV)、ストーカー行為も顕在化しています。

これらの背景にあるのは、男女の固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係、ミソジニー※などの男女が置かれている状況や社会意識に根ざした構造的な問題があります。それらが、男女平等の達成を困難にし、さまざまな分野で個性と能力を十分に発揮することを望んでいる女性の生き方、ひいては男性の生き方をも狭めています。

社会のあらゆる分野における活動に、女性と男性が対等なパートナーとして参画する機会が保障されるとともに、すべての人が個人として、性別にとらわれることなく、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、男女が互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現する必要があります。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか。



◆ 今後の方向性

- 「第4次川西市ジェンダー平等推進プラン」に基づき、取組みを進めます。
- 社会的構造としての男女の固定的な性別役割分担意識の変革やミソジニーの解消に向けてさらなる教育・啓発を推進します。
- 子育て・介護支援体制の整備や女性の就労支援などによりワーク・ライフ・バランスを推進します。
- 配偶者等からの暴力(DV)防止の取組みでは、平成28(2016)年に開設した「川西市配偶者暴力相談支援センター」と関係機関との連携を強化するとともに、相談窓口の周知徹底と対応の迅速化を図っていきます。

用語解説

※【ジェンダー】…外性器や内性器などの特徴にみられる生物学的性差は、男女の普遍的な違いとされるが、男らしさ、女らしさという性差のありようは、時代によって、また民族や地域などによっても異なるところが多く、社会的・文化的につくられたものだといわれます。この社会的・文化的につくられた性差(男らしさ、女らしさ)をジェンダーといいます。ジェンダー平等とは、一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味します。

なお、普遍的な違いであるとみなされていた生物学的性差についても、インターセックス(性分化疾患)をはじめ、典型的な男・女の生物学的特徴にはあてはまらない人たちもいて、生物学的性差も社会的・文化的に形成されたものであるとの指摘が出ています。

※【エンパワーメント】…自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけることです。また、「潜在的に持っている力を伸ばすこと」の意味でも使われます。

※【ワーク・ライフ・バランス】…仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

※【ミソジニー】…主に、男性の中にある女性に対する見下し意識のことです。

関連する市の計画・条例や法律 等

※「川西市男女共同参画推進条例」 H27(2015)-施行

※「第4次川西市ジェンダー平等推進プラン」 R6(2024)-策定

※「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」
S47(1972)-施行

※「男女共同参画社会基本法」 H11(1999)-施行

※「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」 H12(2000)-施行

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」 H13(2001)-施行

※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」 H28(2016)-施行

※「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)」 H30(2018)-施行

※「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」 R6(2024)-施行

※現行の法規名、当初の施行年を記載しています。以下、同様。

(2) 子どもの人権

◆ 現状と課題

平成元（1989）年に国連で採択された「子どもの権利条約」を国では平成6（1994）年に批准しました。この条約では、子どもを保護の対象としてだけでなく、権利行使の主体としても位置づけることによって、子どもの最善の利益が優先されるように社会全体で努力していく必要性を明記しています。このことにより、子どもは、ひとりの人間として尊重されるべき存在であるとともに、子どもの権利が広く認識され、子ども観の転換となりました。

本市では、令和元（2019）年度に「第2期川西市子ども・子育て計画」を策定し、子ども・子育て施策を力強く推進してきました。

さらに令和5（2023）年に国では「こども基本法」が施行され、地方公共団体は、子ども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する、と明記されました。

本市では、令和5（2023）年度に、「すべての子どもたちに 人生最高のスタートを」と「子ども・若者の自立をみんなで応援 希望が持てる未来を」を基本理念に「川西市子ども・若者未来計画」をスタートさせました。

この計画は、「第2期川西市子ども・子育て計画」と「川西市子ども・若者育成支援計画」の両計画を統合し、妊娠から出産、子どもから若者に至るまで、切れ目のない施策の推進を図ることとしています。

また、令和7（2025）年度からは「第2期川西市こども・若者未来計画」がスタートします。

一方で、いじめや体罰、暴力、虐待など、子どもをめぐるさまざまな人権侵害からの救済や人権擁護及び人権侵害の防止のために、公的第三者機関として平成11（1999）年に「川西市子どもの人権オンブズパーソン制度」を全国で最初に設けました。川西市子どもの人権オンブズパーソンは、相談及び調整活動、擁護・救済の申立て等による調査活動、人権侵害の未然防止への広報・啓発活動等を展開しています。

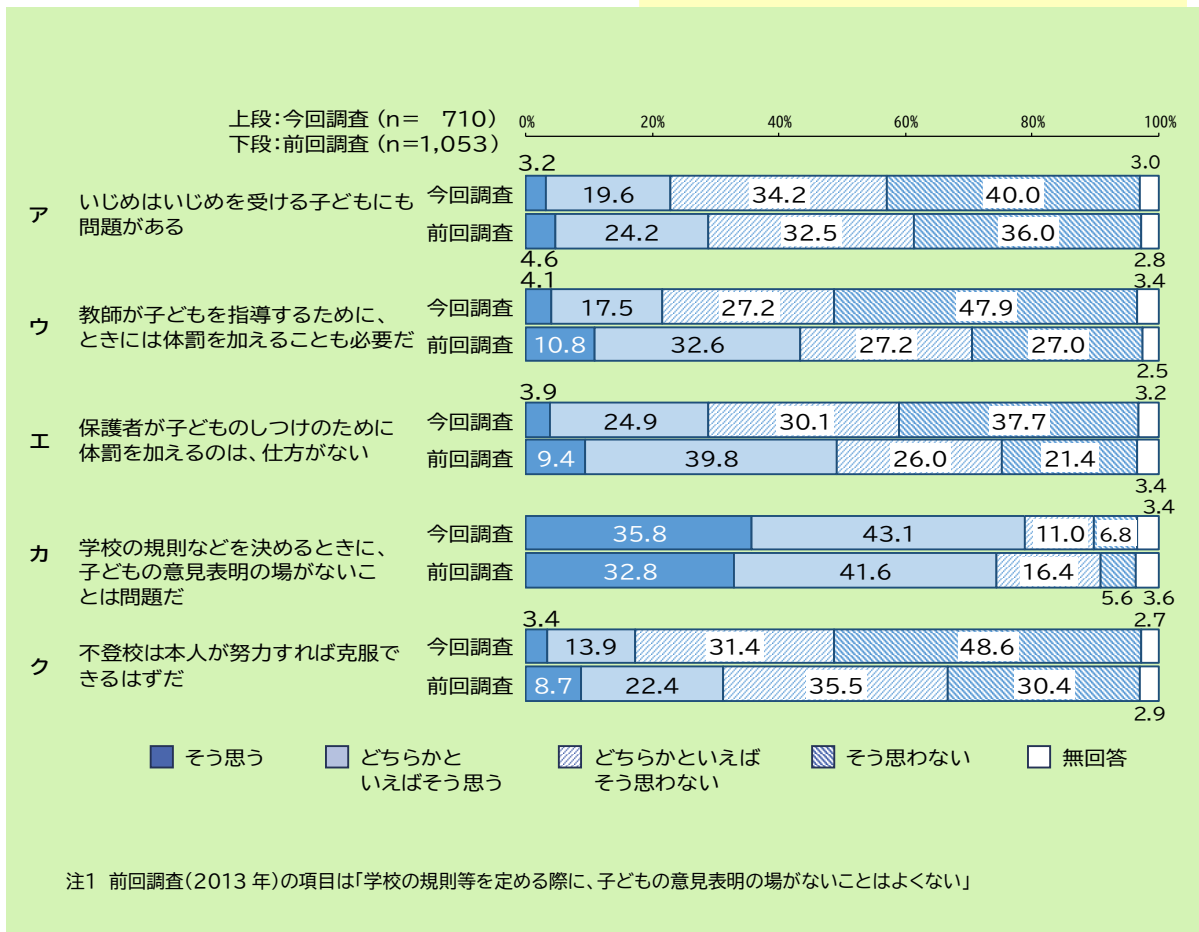
学校園所では、「川西市人権教育基本方針」または「川西市人権保育基本方針」に基づき、子どもは権利の主体であるということを念頭におきながら、人権を尊重する教育・保育に取り組んでいます。

しかしながら、子どもを取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化などの家族構成の変化、子育てにおいての不安・負担、孤立感を抱える保護者の増加、都市化・高度情報化が進展する中での地域社会とのつながりの希薄化、子ども集団での多様な体験機会や遊び場、遊ぶ時間の減少、インターネット中心のコミュニケーションの増加がみられます。また、社会問題化している家庭の経済格差の拡大による「子どもの貧困※」や「ヤングケアラー※」の問題など、子どもの心の成長や発達にとって厳しさが増してきています。

このような状況において、児童虐待や学校での暴力（体罰）、いじめ（インターネットや携帯電話・スマートフォン等のコミュニケーションツールを使ったいじめを含む）、ひきこもり、児童ポルノ等の性の商品化、携帯電話・スマートフォン等を媒介とした出会い系サイトなどにより事件に巻き込まれるケースなどの問題も起こっています。

これらの状況を踏まえ、家庭や地域社会における子育てや学校園所での教育・保育のあり方及び支援の方法を見直していくとともに、おとな社会の利己的な風潮や金銭・物質的価値優先の考え方、おとなが子どもを一人の人格者にとらえていないこと等を問い直していくことが求められています。

そのためには、未来を担う子ども一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識するとともに、おとな自身の自尊感情が高められることが、子どもの自尊感情を高めることになり、さらに、他人を大切にできることへつながっていきます。特に保護者の認識を高めていくほか、保護者への相談窓口や子育て支援の充実、子育て環境の改善等も同時に必要となります。



◆ 今後の方向性

保護者や家庭が子育てを主体的に行っていけるように、学校園所や地域等社会全体が積極的に子育てに関わりをもち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、地域コミュニティの成長・発展につながっていきます。そのために、次の取組みを進めます。

- 令和7(2025)年度から始まる「第2期川西市こども・若者未来計画」にて、①「親と子のいのちと健康を守る」、②「こどもたちを社会全体で健やかに育む」、③「こどもが主体となる教育保育を提供する」、④「こども・若者の健やかな成長と自立を支援する」、⑤「こども・若者の多様性を尊重し、困難を有するこども・若者とその家族を支援する」、⑥「こども・若者の権利を守り、意見表明・参加できる機会を保障する」の6つの基本目標を掲げて推進するとともに、関係機関やさまざまな担い手との連携・協働を図りながら、子ども・子育て支援、子どもの健全育成を推進します。
- 人権教育・保育については、子どもは一人の独立した人格をもち、権利を享受し行使する主体であるという「子どもの権利条約」の基本理念を踏まえながら、人権教育基本方針や人権保育基本方針に基づき、子どもの発達段階やライフステージに応じて推進します。
- 平成25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、本市においても、平成27(2015)年に「川西市いじめ防止基本方針」を定め、未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめを人権問題としてとらえ、その方針に沿って、市、学校園所、家庭、地域、その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服していくことをめざしていきます。
- 子どもの最善の利益を確保するという観点から、第三者機関である「子どもの人権オンブズパーソン」の活動を一層推進し、子どもたちのSOSを受け止め、子どもたちをエンパワメントする(潜在的にもっている力を伸ばす)よう取り組んでいきます。さらに、子どもたちの人権が十分に保障されるよう、関係機関に対して是正や改善を求めて勧告や意見表明等の提言を行い、制度改善につなげていきます。

- 子どもの人権オンブズパーソン制度や子どもの権利条約の認知度をより高めるための広報・啓発活動を推進します。
- 子どもの権利条約の具現化の一つとして、子ども自身が「権利」や「人権」を学び、実践できる機会を充実させます。
- 令和7（2025）年度に施行予定の「（仮称）川西市こども・若者参加条例」に基づき、こども・若者の権利を守り、意見表明・参加できる機会を保障します。

用語解説

※【子どもの貧困（「こどもの貧困解消法」 R6（2024）改正）】…基本理念に、現在の貧困解消だけでなく、将来の貧困を防ぐことを掲げられました。子どもの貧困が、その家族の責任としてのみとらえるべきではないことも明記しました。子どもがその権利、利益を害され、社会から孤立することのない社会を実現するとしました。また、こども大綱に定める事項に、ひとり親世帯の養育費受領率などを追加しました。国や地方公共団体が、子どもの貧困の実態や、施策の在り方などについて調査研究などを行うことも盛り込まれています。

さらに、国や地方公共団体が、子どもの貧困に取り組む民間団体の活動を支援するため、財政上の措置を行うことも明記されました。

※【ヤングケアラー（問題）】…「ヤングケアラー」とは、本来おとなが担うと想定されている家事や育児、家族の世話（介護）等を日常的に行い、かつそれらの責任や負担の度合いが著しく高い（主観ではなく、客観的に）、子どもの権利（人権）が十分に守られていない18歳未満の子どものことです（たんなる親等の「お手伝い」程度のものではありません）。

令和2（2020）年度の厚生労働省の調査によると、中学生のおよそ17人に1人がヤングケアラーであることがわかりました。また、そのうちの約7割が「相談した経験はない」と回答し、その理由を聞くと、

- ①誰かに相談するほどの悩みではない。
- ②相談しても状況が変わると思えない。
- ③家族のことは話しにくい。
- ④誰に相談していいのかわからない。
- ⑤家族に対して偏見をもたれたくない。
- ⑥家族のことを知られたくない。

の6つが上位を占めました。

＊（課題）上記の子どもたちの回答からわかるように、単に行政等の相談窓口の周知だけでは課題解決には向かわないことがわかります。いかに「能動的」にそのような子どもたちと接点をもち、関わりをもっていけるのか、教育、行政、地域社会等が思考し、行動・支援していくことが求められます。

＊ヤングケアラーは増えてきているのか？…一昔前なら子どもが一家の労働力として、きょうだいの面倒をみたり、働きに出たりすることは当たり前でした。現在、問題となっているヤングケアラーは、核家族化やひとり親世帯の増加等から増えてきているといえるでしょう。

関連する市の計画・条例や法律 等

- ＊「川西市人権教育基本方針」 H20(2008)-策定 ※資料編掲載
- ＊「川西市人権保育基本方針」 H23(2011)-策定 ※資料編掲載
- ＊「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」 H10(1998)-制定 ※資料編掲載
- ＊「川西市いじめ防止基本方針」 H27(2015)-策定
- ＊「児童福祉法」 S23(1948)-施行
- ＊「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」 H11(1999)-施行
- ＊「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」 H12(2000)-施行
- ＊「いじめ防止対策推進法」 H25(2013)-施行
- ＊「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策推進法）」 H26(2014)-施行
R6(2024)-改正
- ＊「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（子どもの貧困解消法）」
- ＊「こども基本法」 R5(2023)-施行
- ＊「第2期川西市こども・若者未来計画」 R7(2025)-策定予定
- ＊「（仮称）川西市こども・若者参加条例」 R7(2025)-策定予定

「子ども」の「子」の表記について

本市では、法令の名称や固有名詞などで「子」をひらがなで表記しているもの以外は、「子」の字を漢字で表記しています。

(3) 高齢者の人権

◆ 現状と課題

国連では、平成3(1991)年に、「高齢者のための国連原則」として、高齢者の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5原則を採択し、その原則を普及・具現化させるため、平成11(1999)年を「国際高齢者年」と定めました。高齢者を、受益者としてのみでなく社会発展の主体者としてとらえ、高齢者が自ら要求し、行動することの重要さと自ら参加して豊かなくらしを築くことは、後の世代の人々の幸せにもつながるものであるとしています。

また、平成7(1995)年には、「高齢社会対策基本法」が制定され、高齢社会対策を総合的に推進してきました。

一方、平成12(2000)年に、介護の社会化に向けて「介護保険制度」が導入されるとともに、高齢者等の権利を保護し、支援するため、「成年後見制度」が創設され、平成17(2005)年には、「高齢者虐待防止法」が制定されました。

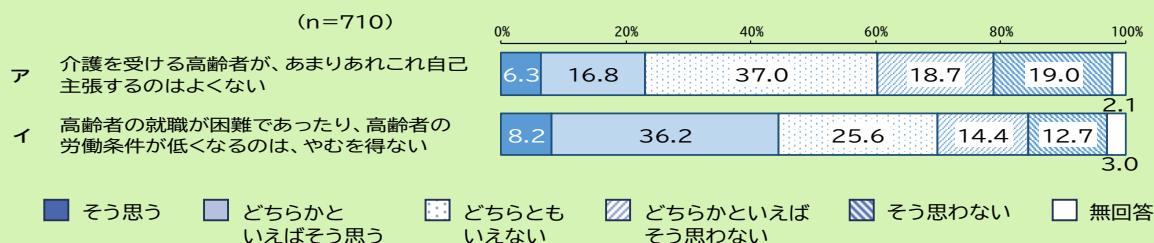
日本の総人口は、総務省統計局の人口推計によると、令和5(2023)年10月1日時点で、1億2,435万人と13年連続の減少となっています。そのうち、65歳以上人口は29.1%(3,622万人)と、過去最高を更新しており、将来的にも更なる少子高齢化の進行が見込まれています。

本市の高齢化率(65歳以上の人口割合)は、川西市住民基本台帳によると、令和6(2024)年3月31日現在で31.5%と国の高齢化率を上回り、約3.2人に1人は高齢者となっており、日常生活圏域(概ね中学校区)の中では、40%を超える高齢化率を示しているところもあります。

そうした状況の中、高齢者を社会全体で支え、一人ひとりが自分の能力を活かして、自立した生活を送ることにより住み慣れた地域で、安心して自分らしく住み続けられるよう、地域共生社会の実現に向け、令和5(2023)年度に「第6期川西市地域福祉計画」と「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(認知症対策アクションプラン)」を策定し、高齢者等の地域課題に対し、総合的な保健福祉サービスの提供をしていくことをめざしています。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

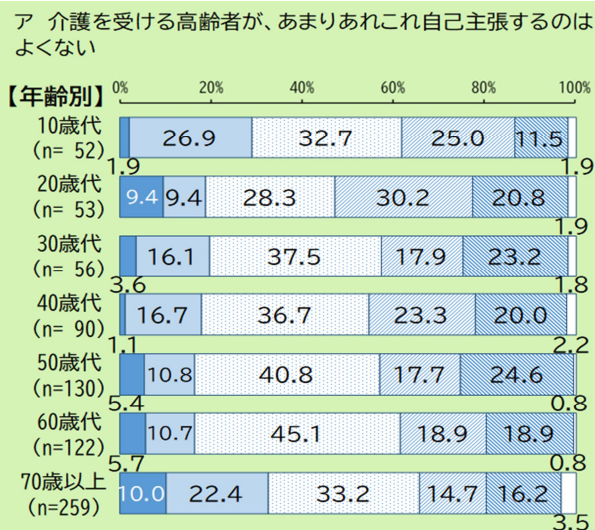
Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか。



高齢化と人口減少が同時に進行する中、身体状態の低下や認知症等で介護を必要とする高齢者の増加、「老老介護」の問題の深刻化、高齢の親と仕事をもたない子どもの問題(「8050」問題)、保健福祉サービスに対する市民ニーズの高度化、複合化、多様化など、地域福祉を取り巻く状況は著しく変化しています。

また、高齢者に対する身体的、心理的な虐待や、財産権の侵害をはじめとする経済的虐待等が報告されており、高齢者の世話をしている家族等の介護者が高齢者を虐待するというケースが多くなっています。他

にも、高齢者に係る悪徳商法、詐欺、年齢を理由とした賃貸住宅への入居拒否等高齢者の人権問題



として深刻な状態となっています。

このようなことから、日常的に高齢者の世話をしている家族等の介護者の負担軽減や地域における相談、指導、助言の支援、高齢者の権利保護などのために、「地域包括支援センター」や「成年後見制度」のさらなる周知や利用促進に努める必要があります。

高齢者が、身体状態の低下や認知症等で介護を必要とする状態になっても、人間としての尊厳を保ち、自立して高齢期を過ごすことのできる長寿社会の実現に向け、支援体制を充実させるとともに、実情に沿った啓発を進める必要があります。

また、高齢者が社会を構成する一員として認められ、各種の活動に参加できるよう支援していくことが必要です。

◆ 今後の方向性

- 「第6期川西市地域福祉計画」及び「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（認知症対策アクションプラン）」に基づき、最期まで誰もが自分らしく住み続けられる地域共生社会の実現を推進します。
- 人権問題としては、特に高齢者が地域で安心して尊厳ある、その人らしい生活ができ、生きがいを持って地域社会に主体的に参加できるよう、高齢者に対する偏見の解消や認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。また、高齢者に関するさまざまな相談を受けとめ、適切な機関や制度、サービスにつなぎ継続的に支援していく「地域包括支援センター」についても体制強化や周知・啓発を図っていきます。
- 高齢者の財産の侵害、虐待等の人権課題については、「高齢者虐待防止法」に基づいて、その早期発見に努めるとともに、虐待防止に向けたネットワークの充実に努めます。
- 認知症等によって判断能力が不十分である人に対する契約や財産管理に関する問題については、成年後見制度利用の周知と啓発を推進するとともに相談・支援が的確にできるよう川西市成年後見支援センター「かけはし」、「地域包括支援センター」等と連携しながら、成年後見制度の利用促進を図っていきます。
- 複雑で複合的な課題に対応できるよう、世代や分野を問わない包括的な支援体制構築に向けて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援等を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を実施します。
- 認知症の本人やその家族が、住み慣れた地域で生活を続けていくためには、相談支援や地域の見守り体制等をより一層充実させるとともに、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、認知症バリアフリーを推進する等「認知症対策アクションプラン」に基づき認知症施策の充実に図ります。

関連する市の計画・条例や法律 等

- *「第6期川西市地域福祉計画」 R6(2024)-策定
- *「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(認知症対策アクションプラン)」 R6(2024)-策定
- *「老人福祉法」 S38(1963)-制定
- *「介護保険法」 H12(2000)-施行
- *「高齢社会対策基本法」 H7(1995)-施行
- *「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」 H18(2006)-施行
- *「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 H18(2006)-施行

(4) 障がいのある人の人権

◆ 現状と課題

国連では、昭和50(1975)年に「障害者の権利宣言」を採択し、その後、平成18(2006)年に障がいのある人の基本的人権を促進、保護し、固有の尊厳の尊重を促すことを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。

国では、平成5(1993)年に障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改めました。また、精神障がい者も障がい者と位置づけ、施策が総合的かつ計画的に推進され、平成15(2003)年度からは「新障害者基本計画」に基づき、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現をめざした取組みが行われてきました。

平成24(2012)年には、「障害者基本法」の差別の禁止の基本原則をより具体化する法律として「障害者差別解消法」が制定され、平成28(2016)年4月から施行されました。

本市では、平成9(1997)年3月に「障がい者の主体性、自立性の確保」「すべての人のための平等な社会づくり」の実現をめざして、「川西市障がい者福祉計画」を策定し、「障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり」を基本理念として、障がい者施策を総合的、計画的に展開してきました。

しかしながら、障がいの重複化、本人や保護者の高齢化等が進み、それぞれの障がい者の特性やニーズに対応した福祉施策の充実が一層求められています。また、制度の変化に合わせ、発達障がいへの対応や身体、知的及び精神の三つの障がいを一体的に対象とした障害福祉サービスの提供など、新たな視点を踏まえた施策の充実が必要となってきたため、平成24(2012)年に計画を見直しました。

また、平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までの6年間を計画期間とする「川西市障がい者プラン2023」を策定し、「みんなとつながる 安心と共生の社会の実現」の基本理念のもと、障がい者施策を総合的に推進し、障がい者(児)が必要なサービスを利用し、地域で安心して生活できるとともに、社会参加の機会が確保されるよう、地域共生社会の実現に向けたサービスの充実に努めてきました。

しかし、この間の障がい者を取り巻く現状をみると、本人及び介護者の高齢化が一層進んでおり、親なき後を見据え、障がい者が自らの望む地域生活を営むための支援の充実が求められています。そのほか、地域生活への移行を進めていくための仕組みづくり、就労促進、権利擁護、障がい児支援といったさまざまな課題への対応が求められています。

そこで、令和6(2024)年度からは、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を含む、「川西市障がい者プラン2029(第8次川西市障がい者計画)」に基づき、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえるとともに、中長期的な視点に立って、障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の一員として、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を推進していきます。

すべての人の人権が尊重されるように、「障がい」も、人間がもつさまざまな違いの一つと考え、違いを理解し、尊重し、共に生きていけるような社会を築いていかなければなりません。障がいのある人は、社会を構成する一員として、地域の中で暮らしていくうえで、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加することが保障されるべきですが、未だに物理的、心理的、社会的障壁^{*}が存在し、その自立と社会参加の機会が十分に確保できている状況とは言えません。さらに障がいのある人に対する虐待や暴行、財産の侵害等の人権問題も起こっています。

障がいのある人が、障がいを理由とした差別を受けることなく、ライフステージのすべての段階において、一人の人間として尊重され、市民として地域で孤立することなく、安全で安心な日常生活と充実した社会生活を送るためには、障がいのある人一人ひとりのニーズに対応した適切な個別的支援をする必要があります。また、公共交通や公共情報、医療・福祉・教育等の公共サービスが、さまざまな障がいのある人に利用可能な状態(アクセシビリティ^{*})になっていなければなりません。

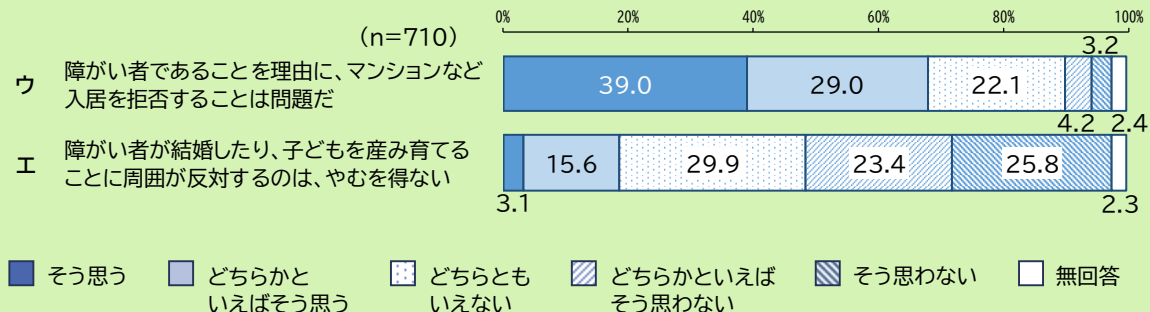
そのためには、障がいのある人やその家族の多様なニーズに対応した在宅支援を充実していくとともに、建物や交通機関等のバリアフリー^{*}整備、手話通訳者・要約筆記者の養成、外出の際の付き

添い等のサービス整備を図っていく必要があります。

さらに、ノーマライゼーション[※]やインクルージョン[※]、ユニバーサルデザイン[※]といった理念に対する理解を促進していくとともに、障がいのある人に対する偏見や差別をなくすために、人権教育・人権啓発に取り組み、市民の「障がい」に対する理解を深める必要があります。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか。



◆ 今後の方向性

- 障がいのある人が、安心して地域で生活できるよう、「川西市障がい者プラン2029（第8次川西市障がい者計画）」に基づいて、①「ともに学び、活動し、ともに支え合う共生社会の推進」、②「自分らしく輝き、多様な社会参加と自立に向けた支援の充実」、③「一人ひとりに寄り添った幸せな暮らしの実現」、④「障がいのある子どもたちの健やかな育成と豊かな未来の実現」の4つの目標を柱に事業を推進します。
- 障がいに対する理解への啓発活動を推進するほか、地域との交流活動や福祉活動に携わる人材の育成、多様な学習の場を通じ、相互理解を深め、ともに支え合う、つながり合うことのできる地域づくりを進めます。
- 障がい者を含め、すべての人にとって安全、安心で暮らしやすい地域づくりのために、施設等のバリアフリー化や防災、防犯を推進します。
- 障がい者の雇用、就労を支援する拠点づくりを進め、一般企業等での就労が困難な人を対象とする働く場や活動の場の提供、障がい者の就業拡大並びに就職後の職場定着支援をさらに推進するとともに、多様な文化活動、スポーツ活動の促進を通じ、余暇の充実を図ります。
- 障がい者が自分の考えで意思決定できるよう、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や改正障害者差別解消法、市手話言語条例に基づいて、情報提供、意思疎通支援の充実、権利擁護等の推進を図ります。
- サービスを必要とする人が必要なサービスを利用することができるよう、福祉サービスや保健・医療サービス、その他サービスの充実に努めます。
- 「オーダーメイド支援プラン」を作成するとともに、相談支援体制の充実及び連携強化、地域生活支援拠点の機能強化を図り、「誰一人取り残さない」よう支援していきます。
- 障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの個性や特性に応じて相談支援、サービスの提供体制の整備を引き続き進めるとともに、地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進のため、保健、医療、福祉、保育、教育、就労の各支援機関や事業所等と連携を図ります。

用語解説

- ※【社会的障壁】…障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものです。
- ※【アクセシビリティ】…情報やサービスを高齢者、障がい者等も含めたあらゆる人が、どのような環境においても不自由なく利用できるかどうかの度合いを現す概念です。近づきやすさ、アクセスのしやすさです。
- ※【バリアフリー】…障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。
- ※【ノーマライゼーション】…高齢者や障がいのある人が年齢やハンディキャップ等に関わらず、誰もが当たり前で過ごせる社会をめざすための考え方です。
- ※【インクルージョン】…さまざまな背景を持つあらゆる人が排除されないことです。障がいの有無や国籍、年齢、性別等に関係なく、違いを認め合い、共生していく社会をめざす考え方です。
- ※【ユニバーサルデザイン】…バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無や国籍、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

トピックス

★旧優生保護法は、『立法段階から憲法違反』—最高裁

令和6（2024）年7月、旧優生保護法のもとで障がい等を理由に不妊手術を強制された人たちが国を訴えた裁判の判決で、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法は「立法段階から憲法違反」だとして、国に賠償を命じる判決を下しました。

そのうえで「国は長期間にわたり障がいがある人等を差別し、重大な犠牲を求める施策を実施してきた。責任は極めて重大だ」と指摘し、国に賠償を命じる判決が確定しました。

※「優生保護法」…昭和23（1948）年から平成8（1996）年までの48年間存在

第1条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

第2条 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもって定めるものをいう。

★障がいの社会モデル（人権モデル）と医学モデル（個人モデル）とは

社会モデルと医学モデルの違いは、障がいによって生まれる障壁（バリア）の責任の所在にあります。

まず、医学モデルとは「個人モデル」とも呼ばれており、医学的観点から診断された障がいを本質であると捉え、個人的治療により問題解決を図る考え方です。

つまり、医学モデルの考え方では、障がいによって生み出された障壁は個人の責任であり、治療によって社会に適応していかなければなりません。

一方で、社会モデルは、障がいによって生み出される障壁の責任の所在は、障がい者個人ではなく社会にあるという捉え方です。社会や組織の仕組み、文化や習慣等の多くは、障がい者など少数派（マイノリティ）の存在を考慮せず、多数派（マジョリティ）の都合で作られているためにマイノリティが不利益を受けることなど、社会が障がいを作り出しているからそれを解消するのは社会の責務ととらえることです。

そして、それらが解消されていくこと（少数者にやさしい社会づくり）は、結果として、すべての人（＝多数派）にとってもやさしい社会にもなっていきます。

関連する市の計画・条例や法律 等

- ※「川西市障がい者プラン2029」 R6(2024)-策定
- ※「川西市手話言語条例」 R4(2022)-施行
- ※「障害者基本法」 S45(1970)-施行
- ※「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」 S25(1950)-施行
- ※「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」 H17(2005)-施行
- ※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」 H18(2006)-施行
- ※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」 H28(2016)-施行 ※資料編掲載

「障害者」の「害」の表記について

本市では、法令の名称や固有名詞などで「害」を漢字で表記しているもの以外は、「害」の字をひらがなで表記しています。

(5) 部落差別に関する人権課題

◆ 現状と課題

部落問題は日本固有の人権問題です。国においては、昭和44(1969)年の「同和対策事業特別措置法」の制定をはじめ、数次にわたる特別立法措置がとられ、平成14(2002)年3月まで同和対策事業として環境改善等を中心に総合的な措置が講じられてきました。

本市においても、昭和52(1977)年に設置された「川西市同和対策審議会」の答申に基づき、「川西市同和対策事業総合計画」を策定し、同和地区(住民)の生活環境整備、生活向上対策、教育対策や市民啓発を中心に事業、施策を実施してきました。

これまでの取組みによって、同和対策事業対象地域の生活環境等は一定改善されました。しかし、現在でも全国的に結婚をはじめとした差別事象、不動産売買や転居の際に同和地区を避けるという忌避意識、インターネットによる差別書き込みや「現代版地名総鑑」にあたる被差別部落(住所地)の暴露、身元調査に絡んだ戸籍謄本等不正取得事件など、まだまだ課題が残っています。これらの課題は、本市においても決して例外ではありません。

その中で、本市では、差別の要因にもなる住民票の写しや戸籍謄本等の不正取得の防止や不正請求の抑止をはかるため、住民票の写し等を代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に、その交付の事実を通知する「本人通知制度」を平成26(2014)年3月から導入しました。

平成28(2016)年には、「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、現在もなお部落差別が存在すること、部落差別は許されないものであるとの認識のもとでこれを解消することが重要な課題であること、部落差別の解消のため、国や地方公共団体の責務や相談体制の充実、教育や啓発の推進、実態調査の実施等について明記されました。

平成30(2018)年10月からは、毎月1回、人権担当職員による、「インターネット・モニタリング事業」を開始しました(モニタリングの検索ワードは、川西市に関連する部落差別)。

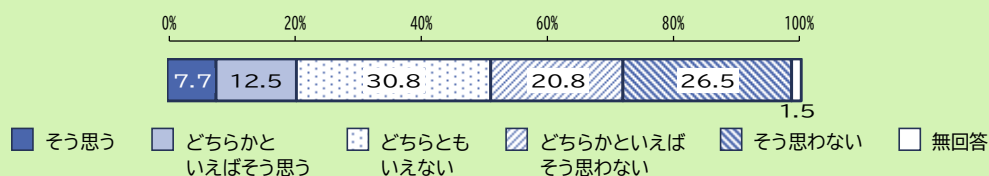
部落問題を解決するためには、市民一人ひとりが、この問題を正しく理解し、部落問題の解決を自分自身の課題としてとらえることが大切であり、そのためにあらゆる機会を通じて、人権教育・人権啓発を推進していくことが求められます。

また、人々にある差別意識を利用して、企業や行政等へ不当な圧力をかけて、高額な書籍等売りつけ、私的な利益を得ようとする、いわゆる「えせ同和行為」は、部落問題の解決を阻み、部落差別を助長するもので、不当な要求には毅然とした態度で拒否する姿勢を示し、時に法令遵守の厳しい姿勢(法務局等への相談、警察への連絡等)で対応することが必要です。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

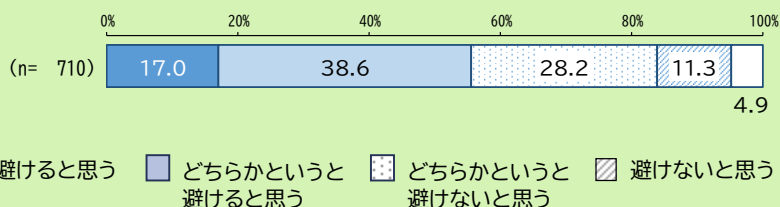
Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか？

キ 部落(同和)問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがよい



2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたが、住宅を購入したり、借りたりするときに価格や広さなどの条件が希望どおりの物件が部落(同和地区)内にあると知った場合、どうすると思いますか。



◆ 今後の方向性

- 人権問題に関する市民意識調査の結果によると、「自分の身内は同和地区出身者とは結婚してほしくない」という意見に対して、「そう思う」と回答したのは9.9%、「どちらかといえばそう思う」と回答したのは30.7%と、その意見を肯定する回答が40.6%にのびました。このように、同和地区出身者に対する結婚忌避意識は、根強く存在しているといえます。この忌避意識をもたらしているのが、同和地区では近親結婚（血族結婚）が多く、同和地区出身者は特殊な血筋の人たちだという誤解です。同和地区の人たちは、非同和地区の人たちとの通婚がないために、同和地区の中で結婚を繰り返しているのだらうと考えている人は少なくないといえます。

江戸時代は身分制社会でしたから、賤民身分の人たちは同じ身分同士で結婚していましたが、だからといって近親結婚が多かったわけではありません。江戸時代の賤民身分の通婚圏（結婚で人が移動する範囲）は非常に広く、たとえば和泉地方と丹波地方との間での通婚がみられるなど、遠隔地の賤民身分の村との通婚がありました。ひとつの村の中だけで結婚が繰り返されていたわけではなかったのです。そして、明治以降、非同和地区の人との通婚もみられるようになり、戦後はそれが大幅に増加し、近年では同和地区に住む夫婦について、非同和地区との通婚が8割を占めるといわれています。

部落に対する誤解は、近親結婚が多いということだけではなく、さまざまなものがあります。これまで行われてきた部落問題に関する教育や啓発がこうした誤解の解消にどれだけの効果をあげたのか、これを検討することによって、これからの教育・啓発の手法を考えていくことが重要だといえます。

- 部落差別解消推進法について、引き続き周知に努めるとともに、偏見や差別意識を解消するため、正しい知識を理解し、差別的な発言や偏見に基づいた情報を批判する力を身につけることができるように、市職員や教職員の研修の充実、市民等への人権教育・人権啓発に取り組みます。
- 基本的人権尊重の精神に基づき、住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上と、子どもの健全な育成を図ることによって、人権問題の速やかな解決に資するための総合的な施設である、川西市総合センターを中心に、隣保館事業や相談事業を推進します。
- 「えせ同和行為」対応については、啓発と法務局や警察との連携を図ります。
- 「本人通知制度」について、多くの人に登録していただくよう、職員をはじめ市民に周知・啓発していきます。
- インターネット上で差別的な書き込みをモニタリング（監視）することで、拡散防止と抑止効果を図ることを目的とし、重大な人権侵害や差別意識、偏見を助長するような書き込みがあった場合は、ウェブサイト開設者に対し削除要請する「インターネット・モニタリング事業」を、引き続き兵庫県や法務局等と連携をはかりながら実施します。

関連する市の計画・条例や法律 等

- *「同和対策事業特別措置法」 S44(1969)-施行
- *「地域改善対策特別措置法」 S57(1982)-施行
- *「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」 S62(1987)-施行
※H14(2002)年-同和対策に関する特別措置法(33年間)は終了
- *「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」 H28(2016)-施行～現在 ※資料編掲載

(6) アイヌの人々の人権

◆ 現状と課題

アイヌの人々は日本における少数民族として、北海道を中心に固有の言語、伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化をっていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

国では、平成9(1997)年に「アイヌ文化振興法」が制定され、さらに平成20(2008)年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、政府が初めて、アイヌの人々を先住民であると認めました。

また、令和元(2019)年「アイヌ施策推進法」が施行されました。この法律は、「アイヌ文化振興法」に代わるもので、アイヌ民族を日本の先住民族であると法律のうえでも認め、差別の禁止を定め、観光や産業の振興を支援する新たな交付金制度の創設等が盛り込まれています。

令和2(2020)年には、北海道白老郡白老町に、アイヌ文化の復興・創造の拠点として「民族共生象徴空間」（愛称：ウポポイ）が開業しました。しかし、その後ウポポイで働いている人たちを含めアイヌの人々に対する多くのヘイトスピーチが行われています。

また、北海道をはじめ居住する地域においては、未だ結婚や就職等で人権侵害が起こっています。

●内閣官房・内閣府 「アイヌに対する理解度に関する世論調査」

(令和4(2022)年11月調査から) (n=1602)

アイヌの人々に対する差別や偏見の有無

○あると思う	21.3%
○ないと思う	28.7%
○わからない	49.7%

差別や偏見があると思う理由

(差別や偏見が「あると思う」と答えた者に、複数回答)

○報道などを通じてアイヌの人々が差別を受けているという話を聞いたことがあるから	62.8%
○漠然と差別や偏見があるイメージがあるから	39.9%
○経済格差や教育格差があるイメージがあるから	27.9%
○昔、学校の授業でアイヌの人々が差別を受けていると聞いて、今もそのイメージがあるから	27.6%
○友人・知人など身近な人が差別を受けているから	2.3%
○自分の子どもから、学校の授業でアイヌの人々が差別を受けていることを学んだと聞いたから	1.5%

●北海道「北海道アイヌ生活実態調査におけるアンケート調査」

(令和5(2023)年10月調査から) (n=472)

*自分自身が、アイヌであることを理由に差別を受けた経験の有無

○差別を受けたことがある	29.0%
○差別を受けたことがない	42.8%
○わからない、不詳・未回答	28.2%

*身近な人が、アイヌであることを理由に差別を受けたことを見聞きした経験の有無

○直接、見聞きしたことがある	38.1%
○直接、見聞きしたことがない	27.8%
○わからない、不詳・未回答	34.1%

◆今後の方向性

●厚生労働省の「アイヌの人々の相談事業」を広報します。

●アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくため、関係機関等との連携の中で人権教育・人権啓発の推進に努めます。

- *「北海道旧土人保護法」 M32(1899)～H9(1997)-廃止
- *「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」
H9(1997)-施行、H31(2019)-廃止
- *「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」
R1(2019)-施行、R4(2022)-改正 ※資料編掲載
- *「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」 R1(2019)-閣議決定

(7) 外国人の人権と多文化共生

◆ 現状と課題

近年の国際化時代を反映して、日本に在住(在留)する外国人は年々増加しています。本市においても、令和6(2024)年9月30日現在、1,861人の外国籍市民が居住しています。

国連においては、昭和23(1948)年の「世界人権宣言」の採択以降、「国際人権規約」「難民の地位に関する条約」「人権差別撤廃条約」等が採択され、国際的な人権基準が形成されてきました。

国においても、一連の人権条約を批准し、平成24(2012)年には、「外国人登録法」が廃止され、平成28(2016)年には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

そのような中で、在住外国人をとりまく社会状況や人権課題は多様化、深刻化してきています。特に、歴史的経緯への理解不足から、在日韓国・朝鮮人※をめぐると人権問題は依然として残っています。

近年渡日してきた外国人(ニューカマー※)に対する人権問題も発生しています。

ニューカマーは、日本語の習得が不十分のため、医療、学校、行政等の必要な情報収集が難しく、他との交流が少なくなり、孤立や行政サービスが受けられない等の問題、課題があります。

一方、国内では、少子高齢化が深刻化し、平成31(2019)年には、外国人労働者の受け入れのため「改正出入国管理及び難民認定法」に伴う新たな在留資格(特定技能)が設けられ、今後、より多くの外国人の増加が予想されます。

本市では、平成6(1994)年に「川西市在日外国人教育指針」を策定し、子どもたちに対する人権教育の推進や、国際理解、国際化の推進に向けたさまざまな取り組みを行っています。

国籍や民族の違いを越え、互いの文化的差異や多様性を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていく多文化共生のまちづくりを推進する必要があります。

本市における外国籍市民の割合

(1) 外国籍市民人数と国籍数の推移について

(住民基本台帳より)

	H28.4.6 (2016)	H29.4.6 (2017)	H30.4.2 (2018)	H31.4.2 (2019)	R2.3.31 (2020)	R3.3.31 (2021)	R4.3.31 (2022)	R5.3.31 (2023)	R6.9.30 (2024)
人数(人)	1,210	1,238	1,235	1,308	1,446	1,425	1,439	1,643	1,861
国籍数	40	41	40	43	47	50	51	50	54

※本市の外国籍市民の人数と国籍数は令和4(2022)年以降大幅な増加傾向にあり、その主な要因としては、比較的短期滞在の労働者が流入したためと推察される。(技能実習生の異動:令和2年度の転入171人、転出155人。令和3年度の転入4人、転出23人。令和4(2022)年度の転入314人、転出246人。令和5(2023)年度の転入249人、転出205人。なお、転出した技能実習生のうち「転入1～2カ月で転出した人」は、令和2(2020)年度で96%、令和3(2021)年度で0%、令和4(2022)年度で87%、令和5(2023)年度で92%となっている。)

(2)国籍別人口の推移について (令和6(2024)年9月現在の上位6カ国、その他の国) (人) (住民基本台帳より)

	H28. 4. 6 (2016)	H29. 4. 6 (2017)	H30. 4. 2 (2018)	H31. 4. 2 (2019)	R2. 3. 31 (2020)	R3. 3. 31 (2021)	R4. 3. 31 (2022)	R5. 3. 31 (2023)	R6. 9. 30 (2024)
韓国・朝鮮	770	745	722	708	695	675	665	654	639
ベトナム	41	69	49	77	178	160	177	233	277
インドネシア	15	16	23	31	53	53	71	157	248
中 国	178	184	191	210	216	199	186	199	189
ミャンマー	1	0	1	1	1	16	15	33	116
ネパール	22	34	42	51	52	57	59	85	105
その他の国	183	190	207	230	251	265	266	282	287
合 計	1,210	1,238	1,235	1,308	1,446	1,425	1,439	1,643	1,861

(3)国籍別在留資格別人口について (人)

(令和6(2024)年9月30日現在 住民基本台帳より)

在留資格	特別 永住者	永住者	留学	技能 実習	特定 技能	技術 ・人文知識 ・国際業務	家族 滞在	日本人の 配偶者等	特定 活動	介護	定住者	教育	その他	合 計
韓国・朝鮮	552	52	0	0	0	10	8	8	0	0	6	0	3	639
ベトナム	0	13	7	78	35	62	33	5	11	26	0	0	4	274
インドネシア	0	10	83	41	56	1	4	1	36	14	0	0	2	248
中 国	1	106	5	10	5	12	12	9	4	3	10	0	12	189
ミャンマー	0	0	51	15	37	2	0	0	4	6	0	0	0	115
ネパール	0	3	41	2	4	2	26	0	0	8	0	0	19	105
その他の国	1	120	17	4	11	12	2	56	7	0	21	30	6	287
合 計	554	304	204	150	148	101	85	79	62	57	37	30	46	1857

※在留資格の「その他」…教授、宗教、高度専門、経営・管理、医療、研究、企業内転勤、技能、永住者の配偶者等。

※「(2)国籍別人口の推移について」と「(4)在留資格別人口について」の令和6(2024)年9月30日現在の合計人数に4人の違いがあるのは、データ抽出の時間差によるもの。

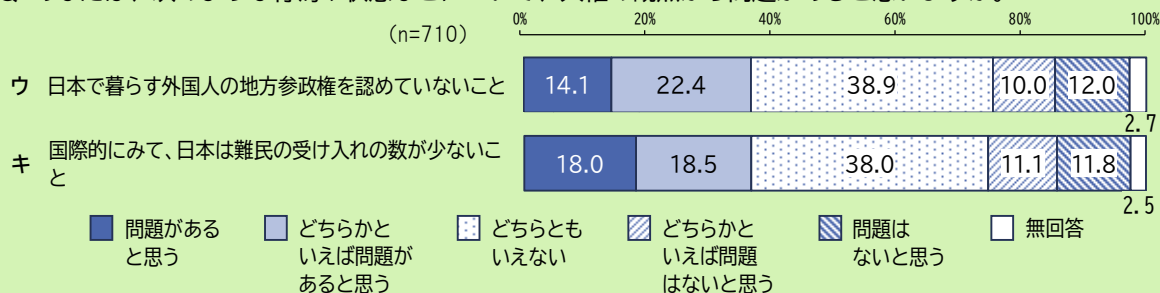
(4)在留資格別人口の推移について (人)

(出入国在留管理庁調べ)

在留資格	特別 永住者	永住者	留学	技能 実習	特定 技能	技術 ・人文知識 ・国際業務	家族 滞在	日本人の 配偶者等	特定 活動	介護	定住者	教育	その他	合 計
R2. 6. 30 (2020)	617	298	20	107	1	77	63	89	33	8	28	19	37	1,397
R3. 6. 30 (2021)	591	310	14	131	3	55	73	94	47	13	32	19	35	1,417
R4. 6. 30 (2022)	582	321	54	127	37	69	79	87	61	31	34	25	38	1,545
R5. 6. 30 (2023)	573	314	159	166	110	85	83	87	46	49	34	23	40	1,769
R6. 6. 30 (2024)	561	317	209	154	150	100	94	77	65	53	32	29	46	1,887

2023 年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような行為や状態などについて、人権の観点から問題があると思いますか。



◆ 今後の方向性

- 今後、より多くの外国籍の方が入国することが予想され、本市においても外国籍市民の方が増加することが予想されることから、国籍・民族に関わらず、それぞれの文化や歴史（特に、在日韓国・朝鮮人に関しては、歴史的経緯）を正しく認識し、お互いの立場を尊重し合えるよう、地域、学校園所、職場等で人権教育・人権啓発活動を推進します。
- 行政からの情報が外国籍市民に届くよう、やさしい日本語、多言語の発信に努め、外国人が行政に相談しやすい環境作りに取り組みます。
- 外国人との出会いや交流の場を設け、多様性と調和のある地域社会の実現をめざします。
- 災害発生時の外国籍被災者に対する多言語での支援を行うため、国際交流協会、NPO等との連携体制の構築に努めます。
- 医療機関や医療関係の情報に関する多言語による情報提供及び相談対応を図るとともに、感染症対策における外国籍市民の人権への配慮の重要性についての啓発を行います。
- 日本語学習の充実
 - ア.日本語に不自由を感じている人を対象とした、総合センターの「よみかき教室」を充実します。
 - イ.日本語の習得を希望する小学生・中学生のために、総合センターで実施している「けんけんひろば」の「日本語ひろば」を充実します。
 - ウ.市民団体が開催する日本語教室等の活動などの支援について検討します。
- 相談窓口の充実
 - 外国籍市民を対象とした相談窓口を設置します。
- 多文化共生の庁内推進体制について
 - 関係部署による連絡調整の場を設け、多文化共生の考え方について共通認識を図るとともに、外国籍市民に関する現状や課題を共有し、その改善策を検討することで、よりよい支援、取組みを推進します。
- 市民、関係団体、事業者等との連携
 - 多文化共生社会の実現は、行政だけで成し遂げられるものではなく、市民等との協働が不可欠です。そのため、外国人と関わりのある市民、多文化共生・国際交流等の関係団体、外国人を雇用する事業者等と連携しながら推進します。

用語解説

※【ニューカマー、オールドカマー】・・・1980年代以降、来日したアジアや南米出身者等をニューカマーと呼び、戦前から居住する在日コリアン等旧植民地出身者とその子孫をオールドカマーと呼びます。

※【在日韓国・朝鮮人】・・・昭和22(1947)年に「外国人登録令」が施行され、それまで日本国籍をもっていた朝鮮人はすべて外国人として登録され、外国人登録の国籍等の欄に「朝鮮籍」と表記されました。その後、昭和40(1965)年に日韓基本条約が結ばれると、大韓民国の国籍を取得する人が増え、その人たちは外国人登録の表記が「韓国」となりました。しかし、大韓民国の国籍を取得しない人も多くいて、その人たちは「朝鮮籍」表記のままとなりました。つまり、「朝鮮籍」は外国人登録証において出身地を表記したものであり、「北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）」の国籍を表すものではありません。

★『人種など理由に繰り返しの職務質問は差別にあたり憲法違反だ』と外国出身3人が東京地裁に提訴

愛知県警察本部が作成したとみられる若手警察官向けのマニュアルには、「一見して外国人と判明し、日本語を話さない者は、必ず何らかの不法行為があるとの固い信念を持ち、徹底した追及、所持品検査を行う」などの記載があったとのことでした。
(令和6(2024)年1月 NHK 報道より)

人種や肌の色、国籍等を理由に相手を選ぶ職務質問や取り調べは「レイシャルプロファイリング」と呼ばれ、国連の人種差別撤廃委員会が防止のためのガイドライン策定などを各国に勧告するなど、国際的な問題となっています。

※レイシャルプロファイリング…レイシャル(人種的)と、プロファイリング(犯人像の分析)を組み合わせた言葉です。警察が、人種や肌の色といった外見を根拠に「犯罪傾向が高い」と判断し、職務質問や捜査対象にすることなどを指します。

★「ヘイトスピーチ」問題

近年、在日韓国・朝鮮人など特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)として頻発するなど人権が著しく侵害される状況が起っています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感、差別意識を与えるだけでなく、当事者の尊厳を傷つけ、生命への恐怖心を与える可能性もあり、決して許されることではありません。

平成26(2014)年7月には国連自由権規約委員会、同年8月には国連人種差別撤廃委員会から、日本政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されました。平成28(2016)年には、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、地方自治体も、不当な差別的言動の解決に向けた取組みに関し、地域の実情に応じた施策を実施するよう努めることと明記されました。

関連する市の計画・条例や法律 等

※「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」
H28(2016)-施行 ※資料編掲載

※「出入国管理及び難民認定法(入管法)」S26(1951)-施行

※主な改正の歴史

- ・1982年:戦前から日本に住む韓国人・朝鮮人・台湾人の特例永住権を認定 ・1992年:永住者の指紋押捺廃止
- ・1999年:非永住者の指紋押捺廃止 ・2009年:在留カードの交付 ・2012年:外国人登録制度廃止
- ・2019年:在留資格「特定技能」の創設
- ・2024年:難民認定の申請が3回目以降の場合、「相当な理由」を示さないと本国への強制送還が可能に
(※改正前までは、難民認定の申請中は送還が認められなかった)

※地域における多文化共生推進プラン H18(2006)-策定 R2(2020)-改正

※「日本語教育の推進に関する法律」R1(2019)-施行

※在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン R2(2020)-策定

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 R2(2020)-策定

※外国人との共生社会実現に向けたロードマップ R2(2020)-策定

※「川西市多文化共生推進指針」R7(2025)-策定 ※資料編掲載

(8) 感染症に関連する人権

◆ 現状と課題

【HIV感染者やエイズ患者】

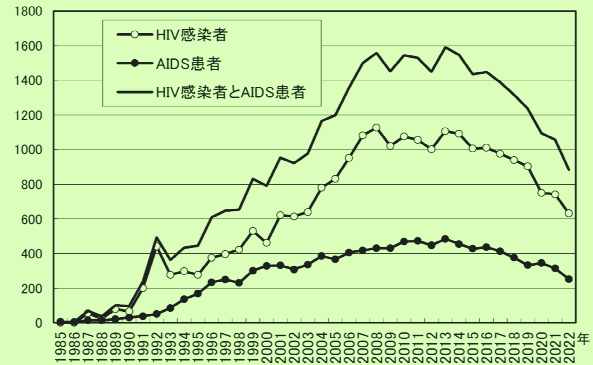
国内のHIV感染者とエイズ患者の新規報告件数は、H25(2013)年をピークに以降、減少傾向にあります。

HIV(エイズウイルス)の感染経路は限定されるうえ、その感染力も他のウイルスに比べて非常に弱いものです。したがって、エイズという病気に関する正しい知識に基づき、日常生活を送る限りHIV感染を容易に防ぐことができます。医療技術の進歩により、HIVに感染してもエイズの発症を防ぐことは可能となり、HIV感染は必ずしも死に直結する疾患ではなくなってきています。

エイズという病気を過度に恐れることは、HIV感染者やエイズ患者への差別につながり、HIV感染者を潜在化させることになります。それはさらなるHIV感染の拡大をもたらしてしまいます。

医学的に見て不正確な知識や思いこみで、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、HIV感染者、エイズ患者の人たちは、病気がもたらす苦痛に加え、周囲からの偏見や差別等に耐えることを余儀なくされています。

図 1. HIV 感染者および AIDS 患者の年間新規報告数の推移
人



【ハンセン病患者やその家族】

ハンセン病は、「らい菌」という細菌によって引き起こされる慢性の感染症の一つで、かつては「らい病」とか「らい」と呼ばれ、不治の病や遺伝病と誤解され、患者の強制隔離が行われました。主に末梢神経と皮膚が侵され感覚異常、皮膚のただれ、視力障害等の病的症状が現れますが、感染力や発病力は極めて弱いため、この病気そのもので死に至ることはありませんし、感染したとしても発病することは極めてまれです。現在では、治療法も確立され、万一発病しても後遺症も起こすことなく治癒します。

国は、平成13(2001)年、らい予防法※による隔離政策は憲法違反で人権侵害だったと認め、元患者らに賠償金を支払うよう国に命じる判決があり、「ハンセン病補償法」が施行されました。平成20(2008)年には、「ハンセン病問題基本法」が制定され、ハンセン病に対する差別や偏見の解消を推し進めています。

用語解説

※【らい予防法(癩予防法)】…昭和6(1931)年に制定され、平成8(1996)年に廃止されるまで、日本では、65年間も存続しました。しかし、海外では、戦後まもなく、アメリカで開発されたプロミンという薬が使われるようになり、ハンセン病は治る病気になり、その後の化学療法の確立などにより隔離政策の廃止が加速していきました(日本でも使われていきましたが、法律(隔離政策)はそのまま存続していました)。

《国立ハンセン病療養所》

全国に13か所あり(他に私立1か所)、元ハンセン病患者だった入所者が居住するコミュニティーと医療機関で構成される国立の施設群。入所者数は1950年代の約1万2,000人をピークに減少しており、令和6(2024)年5月1日時点で718人となっており、平均年齢は、88.3歳です(入所者はすでに病気は治っていますが、未だ社会にある差別や偏見のため、終の棲家として生活されています)。

*本市では、「国立ハンセン病療養所」へ、現地人権学習会を継続して企画実施しています。

★ハンセン病問題に係る全国的な意識調査を令和5(2023)年12月、厚生労働省が、一般の人を対象にインターネットを通じて初めて実施し、2万人あまりから回答を得ました。

調査では、ハンセン病について自分が偏見や差別の意識を持っているかどうかを尋ねたところ、「持っていると思う」が35.4%、「持っていないと思う」が64.6%でした。

また、ハンセン病の元患者や家族に対してどのような場面で抵抗を感じるかを尋ねました。「とても感じる」と「やや感じる」を合わせた抵抗を感じる人は、「近所に住むこと」で9.3%、「同じ医療機関・福祉施設に通うこと」では7.5%でした。さらに、「ホテルなどで同じ浴場を利用すること」は19.8%、「手をつなぐなど身体に触れること」には18.5%、「ハンセン病元患者の家族とあなたの家族が結婚すること」については21.8%が抵抗を感じると回答しています。

厚生労働省の検討会は、「ハンセン病への偏見差別は現存し、依然として深刻な状態にあることがうかがえた」と結論づけました。
(2024.4.3 NHK ニュース)

《ハンセン病問題に係る全国的な意識調査報告を受けて（国立ハンセン病資料館 館長 内田博文）※要約》

報告書によると、2割近くの人々が身体に触れることに抵抗を感じると答えたほか、元患者の家族と自分の家族が結婚することに抵抗を感じると答えた人も2割以上にのぼったとされます。「ハンセン病への偏見差別は現存し、依然として深刻な状況にあることがうかがえた」と結論づけられています。

学校の授業などハンセン病問題の学習を受けた経験について質問したところ、「受けたことはない」が55.4%、「はっきりと覚えていない」が27.1%です。国の啓発活動を受けた経験では、厚労省作成のパンフレットが4.1%、法務省主催のシンポジウムが1.2%、国立資料館や療養所の資料館などの展示が4.8%にとどまり、「国の人権教育・啓発活動は市民にほとんど届いていない可能性がある」と指摘されています。（2024.4.4）

【新型コロナウイルス感染症】

令和2(2020)年に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、感染への恐怖から感染者や医療従事者など、その家族や周囲の人への差別的言動等が社会問題となりました。

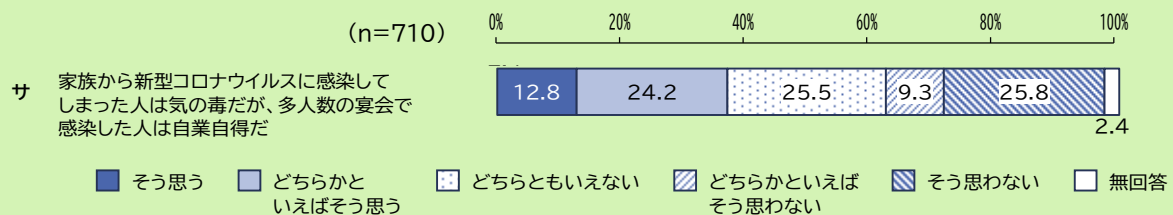
また、コロナ感染症用のワクチンが開発された後も、このワクチンの非接種者に対する差別的扱いも問題になりました。

これらは、感染症やワクチンに関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校園所、職場など、社会生活のさまざまな場面で差別やプライバシー侵害等の人権問題が発生しています。

感染症等に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか。



●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4(2022)年8月調査から)

ー新型コロナウイルス感染症に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。ー 複数回答 (n=1,556人)

○感染症やその家族に対して、差別的な言動や不当な差別的取扱いが行われること	38.2 %
○医療従事者などの社会や生活を支えるために必要不可欠な労働者やその家族に対して、差別的な言動や不利益な取扱いが行われること	35.8 %
○集団感染が発生した施設や感染者が所属する団体に対して、誹謗中傷が行われること	26.7 %
○感染者の氏名や行動を特定し、インターネット上で、誹謗中傷やデマが流されること	22.0 %
○職場、学校などでワクチン接種の強制や、接種をしない人への嫌がらせが行われること	20.8 %
○外国や他の都道府県からの移動者が嫌がらせを受けること	18.4 %
○その他	1.9 %
○特になし	31.1 %
○無回答	1.3 %

トピックス

★感染症による「負の歴史」 ～差別の歴史は繰り返さない～

目に見えない未知のウイルスに対して、不安や恐怖心を抱くことは自然なことかもしれません。しかし、過剰な防衛反応や正義感から、行き過ぎた言動は、誹謗・中傷となり、差別となっていきます。それは、前述しています「ハンセン病に係る差別の歴史」をみれば明らかです。新型コロナウイルス感染症の拡大時には、マスクをつけていない人を罵倒したり、県外ナンバーの車を傷つけたり、エッセンシャルワーカーの人たちに心ない言葉を浴びせたりするなど過剰な言動や行動が全国的にも話題(問題)になりました。今後もう一つ未知なるウイルスと私たち人類は出会うかも知れません。その時も闘うべきは人ではなくウイルスです。「差別の歴史を繰り返さない」「歴史に学ぶ」という意識を私たち一人ひとりが持つことが必要となります。

◆ 今後の方向性

- 各感染症の患者等の人権を尊重する視点に立ち、正しい知識の普及と啓発に努めます。
- HIV感染者は、若い世代に多いという傾向にあることから、学校園所における健康教育の推進に努めます。
- より深い学習ができるように、引き続き「国立ハンセン病療養所」への現地学習会を企画します。

関連する市の計画・条例や法律 等

- *「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」H11(1999)-施行
- *「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」H11(1999)-策定
- *「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病補償法)」H13(2001)-施行
- *「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」H21(2009)-施行
- *「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病家族補償法)」R1(2019)-施行
- *「新型インフルエンザ等対策特別措置法等を一部改正する法律」R3(2021)-施行

(9) 刑を終えて出所した人の人権

◆ 現状と課題

刑を終えて出所した人に対しては、未だに根強い偏見や差別意識があります。就職に際しての差別、住居等の確保の困難、悪意のあるうわさや地域社会からの拒否的感情など、本人の努力にもかかわらず、更生意欲がそがれてしまうことがあり、社会復帰をめざす人にとって現実には極めて厳しい状況にあります。また、本人だけでなく、その家族や親族に関しても、地域社会や職場、学校園所などで差別的な扱いを受けることがあります。

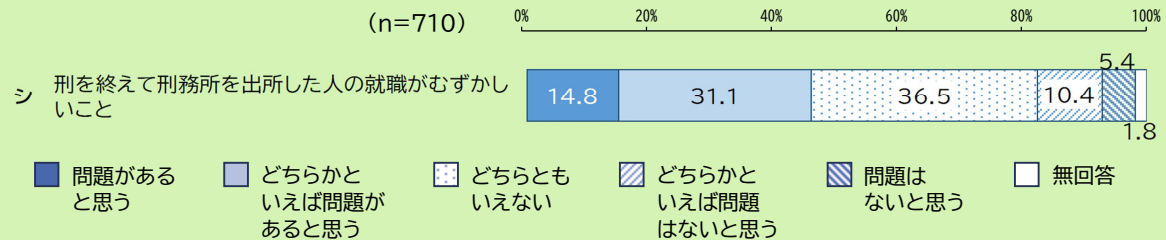
刑を終えて出所した人が、真に更生し、社会の一員として円滑な生活が営むことができるようにす

るには、本人の強い更生意欲とともに、職場や地域社会等周囲の人たちの理解と協力が必要です。また、刑を終えて出所した高齢者や障がいのある人は、自立した生活が困難であるにもかかわらず、福祉的支援を受けられないまま孤立し、再犯に至る場合も多く、社会復帰への支援が必要です。

本市では、令和6(2024)年に川西市地域福祉計画に包含して、再犯防止推進計画を策定しました。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような行為や状態などについて、人権の観点から問題があると思いますか。



◆ 今後の方向性

●刑を終えて出所した人の更生を助けることを使命とする保護司※会や家庭、地域社会等と連携・協力を図り、偏見や差別意識を解消するための啓発活動に努めるとともに、人権相談等を通じ適切な対応を図ります。

●「川西市地域福祉計画」に基づき、取組みを推進します。

用語解説

※【保護司】…犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。保護観察官と協働して、保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言を行ったり、刑務所等に入っている人の帰住先の生活環境を整えたりします。川西保護区では、35名の保護司が活躍しています(令和6(2024)年5月25日現在)。保護観察官とは、地方更生保護委員会の事務局と保護観察所に配置されている国家公務員で、心理学や教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づいて、更生保護や犯罪予防に関する仕事を行います。

関連する市の計画・条例や法律 等

- *「更生保護事業法」H8(1996)-施行
- *「更生保護法」H20(2008)-施行
- *「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」H28(2016)-施行
- *「第6期川西市地域福祉計画」R6(2024)-策定

(10) 犯罪被害者等の人権

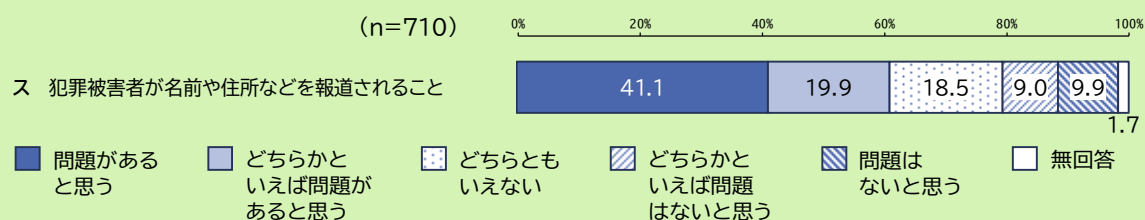
◆ 現状と課題

犯罪被害者とその家族をめぐる問題としては、犯罪等により犯罪被害者が直接害を被った後に、うわさや中傷、インターネットでの拡散、マスメディアの報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害といった二次被害があります。

こうした状況を踏まえ、平成17(2005)年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者の権利と支援が明文化されました。また翌年には施策を推進するため、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者給付制度の拡充や刑事裁判での被害者参加制度など、さまざまな施策が実施されています。

本市では、令和2(2020)年に、「川西市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等が直面しているさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うため、犯罪被害者等のための総合相談窓口を設置しています。

Q あなたは、次のような行為や状態などについて、人権の観点から問題があると思いますか。



◆ 今後の方向性

- 犯罪被害者等のための総合相談窓口を通して、犯罪被害者等が直面しているさまざまな問題についての相談や必要な情報の提供及び助言を行います。また、人権相談窓口と連携しながら適切な対応に努めます。
- 犯罪被害者等が置かれている状況及びその状況を踏まえた犯罪被害者等に対する支援の重要性並びに二次被害の発生防止のための配慮の重要性について市民等の理解の促進を図るため、広報及び啓発を行います。
- 「川西市犯罪被害者等支援条例」に基づき取組みを推進します。

関連する市の計画・条例や法律 等

- *「犯罪被害者等基本法」 H17(2005)-施行
- *「川西市犯罪被害者等支援条例」 R2(2020)-施行

(11) インターネット等に関する人権課題

◆ 現状と課題

インターネットやスマートフォン等の急速な普及によって、人々の生活の利便性が大きく高められ、豊かさがもたらされた一方で、個人情報や本人の知らないところで収集、利用されたり、匿名性や情報発信の容易さを悪用し、他人への誹謗中傷、個人情報の無断掲載、差別的書き込みが行われるなど、個人の名誉やプライバシーの侵害にかかる人権問題が起っています。

その対策として、国では、インターネット上での人権侵害による被害を回復するため、平成14(2002)年に「プロバイダ責任制限法」が施行され、発信者情報の開示要求や被害者からの削除要請が認められました。さらに平成21(2009)年に「青少年インターネット環境整備法」が施行され、青少年を有害情報から守るために携帯電話会社等にフィルタリング(閲覧制限)サービス等の提供が義務づけられました。

また、本市においても、平成30(2018)年より、インターネット上で差別的な書き込みをモニタリング(監視)することで、拡散防止と抑止効果を図ることを目的とし、重大な人権侵害や差別意識、偏見を助長するような書き込み(※本市に係る部落問題)があった場合について、ウェブサイト開設者に対し削除要請する「インターネットモニタリング事業」を開始しました。

しかしながら、全国的に、特にSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)上での誹謗中傷などの人権侵害が後をたたない状況にあります。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4(2022)年8月調査から)

ーあなたが、インターネットに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。ー 複数回答(%)

○他人を誹謗中傷する情報が掲載されること	67.7%
○他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること	42.8%
○プライバシーに関する情報が掲載されること	42.5%
○SNSなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること	37.0%
○リベンジポルノ※が存在すること	31.5%
○操作の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること	17.9%
○特になし	14.7%

◆ 今後の方向性

- インターネット等による人権侵害を、すべての人に係る人権問題として、個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発を推進します。
- 情報収集や発信における個人の責任や情報モラル等についても知識と理解を深めていく教育・啓発活動を進めるとともに、学校園所においても情報モラルの育成に努めます。
- 「インターネット・モニタリング事業」については、引き続き兵庫県や法務局等と連携を図りながら実施します。➡※「部落差別に関する人権課題」

用語解説

※【リベンジポルノ】……一般的に交際相手に振られた腹いせに、交際時に撮影したプライベートな写真や動画をインターネット等を通じて不特定多数に配布、公開する行為のことです。

トピックス

★フェイクニュースとは？

メディアやブログ、SNSで、本当ではない記事が公開されていることがあります。これらの記事をフェイクニュースなどと呼びます。多くの人がだまされてしまい、広まってしまったフェイクニュースもたくさんあります。フェイクニュースの影響で、選挙結果や政治の状況が変化するともいわれています。広める前に、その記事を書いたのが信頼できるメディアかどうかを確認したり、元となった情報を確認したりすることが重要です。

★デマに気をつけよう！

SNSでは、いい加減なうわさ話(デマ)が広まる場合があります。友だちが言っている、多くの人が言っている、みんながだまされている可能性があります。デマを広めてしまうと多くの人に迷惑がかかるので、例えば、本当かどうか確認せずにうわさ話をSNSで広めたりしてはいけません。昔に比べて、画像の加工も簡単になりました。近年では、「ディープフェイク」と呼ばれる高度な画像合成技術を使った動画も出回っています。とても作りこまれていて本物のように見えてしまうため、注意が必要です。

関連する市の計画・条例や法律 等

- *「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法) H14(2002)-施行
- *「特定電気通信による情報流通で発生する権利侵害等対処法」、通称名「情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法)」 R6(2024)-施行
- *「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」、通称名「リベンジポルノ防止法」 H26(2014)-施行
- *「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (青少年インターネット利用環境整備法)」 H21(2009)-施行

(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

◆ 現状と課題

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮当局による日本人拉致が多発しました。現在、本政府は17人を拉致被害者として認定しています。このうち兵庫県関係者は2人で、ほかにも北朝鮮当局により拉致された可能性を排除できない人たちがいます。

拉致問題は、国民の生命と安全に関わる重大な人権の侵害であり、国は北朝鮮に対し、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、すべての被害者の安全確保、即時帰国及び真相究明等を強く要求してきました。北朝鮮は平成14(2002)年9月に日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮当局からの問題の解決に向けた具体的行動はありません。

このような状況に対し、平成18(2006)年に「北朝鮮人権侵害対処法」が施行されるとともに、国及び地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めることとし、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

近年、拉致被害者の家族の高齢化が進む中、この問題の一刻も早い解決が求められています。

令和4(2022)年1月には、本市において、拉致問題啓発舞台劇『めぐみへの誓い—奪還—』を国、県、本市の共催で開催し、啓発を進めました。

◆ 今後の方向性

- この問題についての関心と認識を深めていくために、同法の趣旨に基づき、国・県等関係機関との連携の中で啓発活動に努めます。
- 啓発活動は、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に推進します。

関連する市の計画・条例や法律 等

*「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(北朝鮮人権侵害対処法)」

H18(2006)-施行

(13) 生活困窮者等の人権

◆ 現状と課題

生活困窮者※には、病気で働けない、ひきこもり、負債を抱えている等複合的な課題を抱え、社会とのつながりが薄れ、孤立している状況があります。

平成27(2015)年には、「生活困窮者自立支援法」が施行され、自立支援の施策も実施されています。

本市では、相談窓口を設置し、生活保護に至る前に自立に向けた包括的な支援を行います。支援にあたっては、本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など、本人の状態に応じた自立を支援します。

また、気軽に相談できる体制づくりとして、「くらしとしごとの応援LINE相談」を実施しています。

用語解説

※【生活困窮者】・・・就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者です。

【ホームレス※の人権】

倒産や失業等の経済・雇用状況を含む社会的背景やさまざまな理由により、自立の意思がありながら路上等の生活を余儀なくされている人たちが都市部を中心に存在しています。路上等での生活の長期化は心身ともに病弊させ、再起が一層難しくなっています。

そのような中で、住民から嫌がらせや暴行を受ける等の人権侵害も発生しています。

国では、平成14(2002)年に「ホームレス自立支援法」が制定され、翌年「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が決定されるなど、対策が講じられるようになりました。

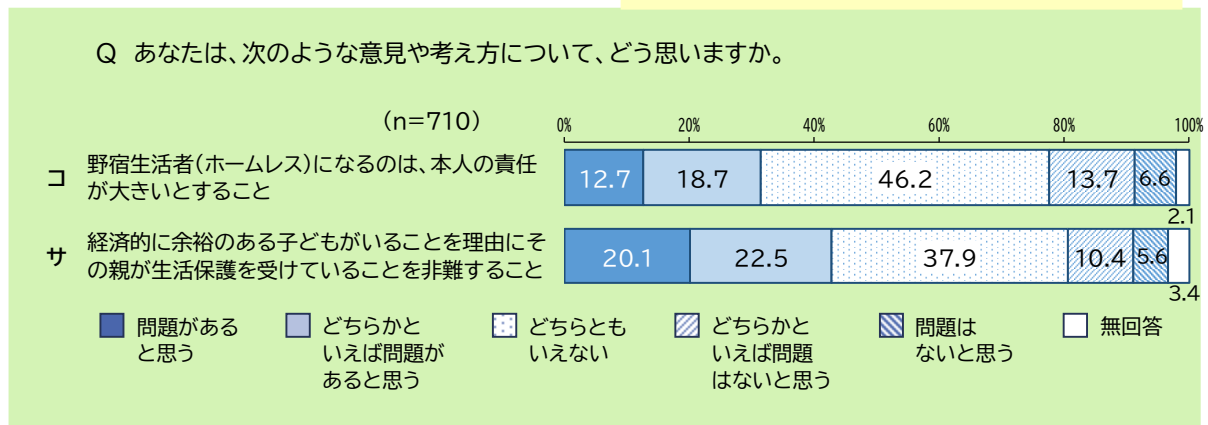
用語解説

※【ホームレス】…都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者です。

【生活保護受給者の人権】

生活困窮者が、憲法や法律で定められた最後のセーフティネットでもある「生活保護制度※」を正當に利用することになった場合も、自己責任論等により、利用者が非難・中傷を受けるなど、人権が軽視され、生きづらい社会となっています。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より



用語解説

※【生活保護制度】…資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

◇憲法第25条 第1項すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

◆ 今後の方向性

- 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の対象者別福祉は、これまでどおり実施しながら、それぞれの縦割りを脱して重層的に支援を重ねあいながら、その人や家族の生活に関するさまざまな課題に対して、包括的に支援していく体制を整えていく「重層的支援体制整備事業」を実施します。
- 法律等に基づき、生活困窮に至った方の尊厳の確保に配慮しつつ、経済的自立、社会生活の自立、日常生活の自立に向けた支援を行います。
- ホームレスや生活保護受給者を含む生活困窮者への偏見や差別意識の解消に向けた人権啓発や職員に対する人権研修を進めます。

関連する市の計画・条例や法律 等

*「生活保護法」 S25(1950)-施行

*「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援特別措置法)」 H14(2002)-施行

*「生活困窮者自立支援法」 H27(2015)-施行

(14) 性的マイノリティの人権

◆ 現状と課題

「この世の中には女と男の2つの性別しかなく、人は女に生まれれば、だれもが自分は女であるという自覚を持って成長し、異性である男を好きになる。同様に、男に生まれれば、だれもが自分は男であるという自覚を持って成長し、女を好きになる」。

私たちの社会は、これが「当たり前」で、「普通」であると考えてきました。こうした「当たり前」「普通」からはずれているとみなされた人たちを性的マイノリティといいます。具体的には、女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、恋愛感情や性的欲求が男女（両性）に対してある両性愛者（バイセクシュアル）、他者に対して恋愛感情や性的欲求を抱かないアセクシュアル、そして、ジェンダーアイデンティティ※にかかわるトランスジェンダー※、自分の性的指向※やジェンダーアイデンティティがどのようなものであるのか、よくわからない、悩んでいる、迷っている、そして意図的にまだ決めていないというクエスチョニングと呼ばれる人たちなどがいます。

海外では、同性どうしの結婚を認める国が増え、国内でも性的マイノリティであることをカミングアウト（公表）する人が出てきたりするなど、性的マイノリティが少しずつ社会に認知されるようになってきました。

しかし、日本では依然として性的マイノリティに対する誤解や偏見は根強く、日常生活においてさまざまな困難や不利益に直面している性的マイノリティが非常に多くいます。とりわけ、自分が性的マイノリティであると気づいた子どもたちは、正しい知識や情報を持たず、だれにも相談できないまま、性的マイノリティである自分を受け入れることができずに、一人で悩み続けるというケースが多くあります。

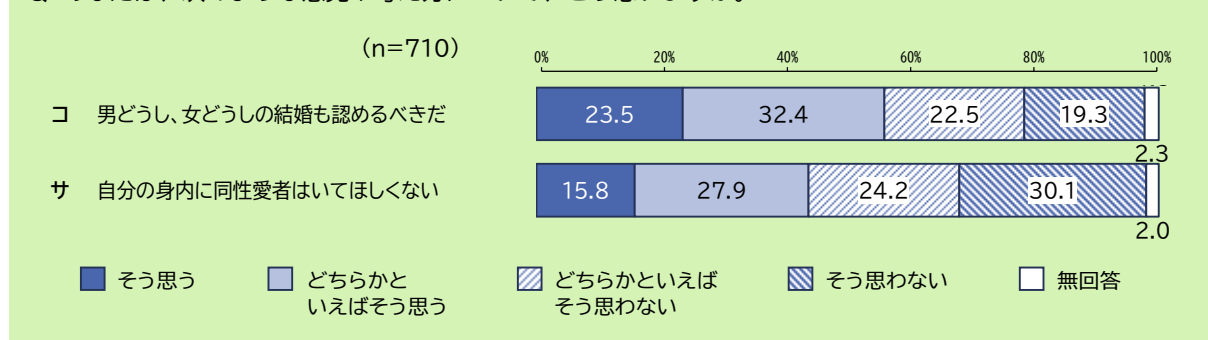
そのような中で、ようやく、令和5（2023）年6月に性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（通称：LGBT理解増進法）ができました。

しかし、法律の内容は理念法にとどまり、国としての具体的な差別解消への取組み等は明記されず、不十分なものとなっています。

本市では、具体的な取組みとして、啓発活動だけではなく、全国に拡がりを見せている「パートナーシップ宣誓制度※」を令和2（2020）年8月に導入しました。その後、令和3（2021）年4月には、同様の制度を実施している阪神7市1町と「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」を締結し、続いて、令和6（2024）年4月には県域を越え、大阪府、京都府の制度実施自治体と「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」を構築しました。なお、この制度は、東京都渋谷区、同世田谷区が平成27（2015）年に初めて導入しました。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか。



◆ 今後の方向性

●本市では、性的マイノリティの人権擁護の観点から、平成16（2004）年度と平成22（2010）年度に各種申請書等の公文書について、不必要な性別記載欄を削除していますが、令和元（2019）年「公文書における性別記載欄の見直しに関する指針」（※資料編掲載）を策定し、改めて不

要な性別記載欄を削除しています。特に、戸籍上の性別と見かけの性が異なることで、手続きの際に再確認されるなど、精神的な苦痛を受けることがあるという問題を市職員は認識し、不適切な対応をしないように十分留意していきます。

- 日常生活において性的マイノリティがかかえる困難や不利益が人権問題に他ならないことを認識し、それらの困難や不利益をなくす対応の一つとして導入した「パートナーシップ宣誓制度」を含め、性についての多様なあり方を理解し、多様な個々の生き方を尊重し合える人権教育・人権啓発を推進します。また、パートナーシップ宣誓制度の対象範囲を広げた「ファミリーシップ制度※」の実施を検討していきます。
- 学校園所にいる性的マイノリティの子どもたちが、孤立し、悩んでいることを前提とした性教育に取り組むとともに、保護者の世代に対する人権啓発に努めます。また、平成28(2016)年文部科学省発出の「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」や、令和5(2023)年に子ども施策を総合的に推進することを目的として制定された「こども基本法」に基づいた対応に努めます。
- 令和5(2023)年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)が公布、施行されました。同法に基づき、性的マイノリティの児童や生徒だけでなくすべての市民に、「性的マイノリティ」は特別な人ではなく、「そもそも人の性や価値観は多様である」ことを基本に啓発していきます。
- 川西市総合センターで実施している「セクシュアル・マイノリティ相談会」においては、だれにも相談できずに一人で悩み続けている性的マイノリティが多いことを認識し、同相談会の情報を広く発信するとともに、相談に行きやすい相談窓口の体制を整えていきます。

用語解説

※【ジェンダーアイデンティティ】・・・自分自身の性別をどのように認識しているかを表す概念で、生まれ持った身体的性別や戸籍上の性別と必ずしも一致するものではありません。
LGBT理解増進法では「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されています。

※【トランスジェンダー】・・・トランスジェンダーとは、身体づくりからみた身体の性(生物学的な性)と心の性(性自認=自分は女である、自分は男であるという意識と、その意識に基づいた言動の一貫性・持続性)が一致していないために持続的な違和感・不快感を持つ人たちをいいます。身体の性と心の性のズレは、トランスジェンダー個人によってさまざまで、外科的な措置によって、身体の性を心の性に一致させたいと望む人や、一致させた人もいますが、トランスジェンダーすべてが外科的な措置を望んでいるわけではありません。

※【性的指向】・・・恋愛感情または性的感情の対象がどのような性別に向いているかを示す概念です。

※【パートナーシップ宣誓制度】・・・婚姻と同等の法律上の効果があることを証明するものではないが、日常生活において相互に協力し合い、継続的に共同生活を行う人生のパートナーと約束した一方または双方が、性的マイノリティである2人に対して、地方自治体がパートナーシップの証明書を発行するものです。

※【ファミリーシップ制度】・・・日常生活において互いを人生のパートナーとして協力し合う性的マイノリティ当事者2人を基本とし、一方の子又は親を含めた当事者が、家族として、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを、自治体が公に証明するものです。

★性別変更の手術要件めぐり 特例法の規定は憲法違反 最高裁

令和5(2023)年10月、最高裁大法廷は、「性同一性障害者特例法」(平成16(2004)年施行)における「生殖能力をなくす手術の要件」は憲法違反で無効の判決を下しました。一方、変更後の性別に似た外観を備える手術の要件については審理を尽くしていないとして、高等裁判所で審理をやり直すよう命じました。憲法違反の判断は、裁判官15人全員一致の意見でした。

令和6(2024)年7月、広島高等裁判所は、性同一性障害と診断され、手術を受けずに戸籍上の性別を男性から女性に変更するよう申し立てた当事者に対し、変更を認める判決を下しました。これまで戸籍上の性別を変更するには外観を似せるための手術が必要だとされていましたが、裁判所は「手術が常に必要ならば憲法違反の疑いがある」と指摘しました。

★「性同一性障害」は「性別違和」に、さらに「性別不合」へ

今日、「性同一性障害」はすっかり知られる言葉となりました。日本では平成15(2003)年「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(特例法)が成立しました。ただ、「性同一性障害」という言葉は、病人であるとのイメージが強く、当初から欧米では不人気で批判の対象でした。

精神疾患に関わる疾病分類は、世界で代表される2つが知られており、米国精神医学会と世界保健機構 WHO があり、平成25(2013)年に米国精神医学会では、「性同一性障害」の病名は「性別違和」に変更になり、さらに令和元(2019)年に WHO では、「性別不合:Gender Incongruence」に変更され、同時に精神疾患からも除外されました。

日本においては、令和6(2024)年、「性同一性障害の診断と治療のガイドライン」から「性別不合に関する診断と治療のガイドライン(第5版)」に名称も含め改定されました。

関連する市の計画・条例や法律 等

＊「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害者特例法)」H16(2004)-施行

＊「こども基本法」R5(2023)-施行

＊「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」

(通称:LGBT 理解増進法) R5(2023)-施行 ※資料編掲載

(15) 自死(自殺)者とその家族の人権

◆ 現状と課題

警察庁の自殺統計原票を集計した結果(自殺統計)によれば、日本の自死(自殺)者数は、平成15(2003)年の34,427人をピークに減少傾向で、令和元(2019)年は最少の20,169人となりました。しかしながら、令和2(2020)年は11年ぶりに総数が増加に転じて21,081人となった後は21,000人台で推移し、令和5(2023)年は21,837人となりました。

地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)によると、本市の自死(自殺)者数は令和2(2020)年以降増加しており、令和4(2022)年には過去5年間で最も高い36人となっています。年齢別にみると特に60歳未満については、令和4(2022)年には22人と平成30(2018)年の3倍近い人数となっています。

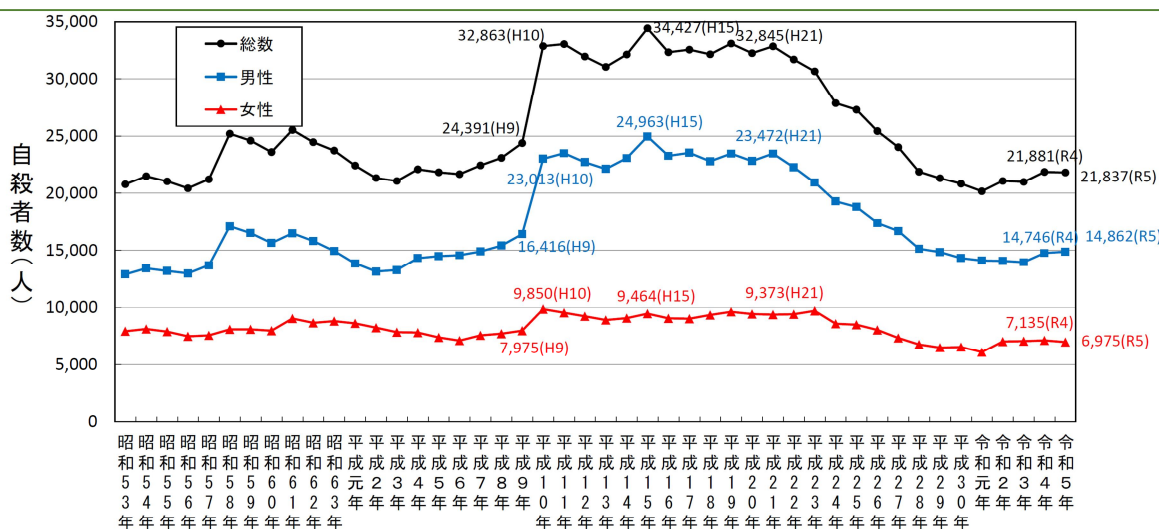
自死(自殺)は、その多くがさまざまな社会的・経済的要因からの悩みが原因で追い詰められた末の死であり、「誰にでも起こりうる危機」と言えます。そのために、自殺対策は、保健・医療・福祉・教育・労働、その他関連施策が有機的に連携し、行政だけでなく、社会生活におけるさまざまな関係機関との力を合わせた取り組みが必要不可欠です。

また、同時にこの問題は、自死(自殺)者の家族も、自責の念や社会からの偏見等に苦しめられるという二次的な問題も起こっています。

こうした中で、本市では、誰もが自分らしく住み続けられる地域共生社会の実現をめざして、令和元(2019)年に川西市自殺対策計画を策定し、令和6(2024)年からは川西市地域福祉計画に包含しています。

※ここでは、基本的に「自死(自殺)」と表記しています。

自死(自殺者)数の推移(全国)



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

◆ 今後の方向性

- 「川西市地域福祉計画」に基づいて、自死(自殺)対策に関する施策を推進します。
- 自死(自殺)者家族の人権問題について、市民啓発や人権学習を実施していきます。

関連する市の計画・条例や法律 等

- *「自殺対策基本法」H18(2006)-施行
- *「第6期川西市地域福祉計画」R6(2024)-策定

(16) 職場等における人権課題

◆ 現状と課題

全国的な職場に関する人権課題としては、長時間労働の問題や障がい者雇用の問題、さまざまな「ハラスメント」等の課題があります。ハラスメントについては、「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)」や「パワー・ハラスメント(パワハラ)」等はよく認識されてきていますが、近年では、「マタニティ・ハラスメント(マタハラ※)」や「パタニティ・ハラスメント(パタハラ※)」、「モラルハラスメント(モラハラ※)」、「カスタマー・ハラスメント(カスハラ※)」なども問題になっています。

ハラスメントの被害を受けた従業員は、精神的な病気を患い休職を余儀なくされたり、不本意な退職に追い込まれたり、さらに深刻な場合には、自らの命を絶ってしまうことも現実起きています。

令和元(2019)年には、「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「女性活躍推進法」「労働者派遣法」の5つの法律が改正され、パワハラ防止対策が事業主の義務となったり、セクハラやマタハラの防止対策等も強化されてきています。

その中で本市では、ハラスメントのない職場づくりに向けた「職員ハラスメント防止指針」を令和2(2020)年に策定し、職員が互いに尊重し合える、安全で快適な職場づくりに努めています。

◆ 今後の方向性

- 本市では、人事部門や人権部門が中心となり、人権研修などを推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに努めます。
- 本市では、「職員ハラスメント防止指針」に基づき、引き続き、職員に周知を図るとともに、より安全で快適な職場づくりを進めていきます。

●働く者の人権を守るため、「公益通報者保護法*」など、その周知に努めます。

●市内企業の事業者・従業員向けの人権研修を実施します。

用語解説

※【マタハラ】・・・妊娠、出産に伴う就業制限や育児休暇により業務上の支障をきたすという理由で精神的・肉体的にいやがらせを行うことです。

※【パタハラ】・・・男性社員の育児休業制度等の利用に関して、業務上の支障をきたすという理由で取得を拒んだり、降格させる等精神的・肉体的にいやがらせを行うことです。

※【モラハラ】・・・肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的ないやがらせを行うことです。

※【カスハラ】・・・顧客等からのクレーム・言動のうち、特に悪質で労働者の就業環境が害されるほどの行為のことで、事業者は、社外の人から受けるカスハラに対しても、対策を講じる必要があります。

トピックス

★ 就職差別に関する調査より

日本労働組合総連合会が、令和5(2023)年4月1日から4月4日までの4日間で、最近3年以内に就職のための採用(新卒・中途採用)試験を受けた全国の15歳から29歳の男女1000名にインターネットによるアンケートを行い、有効サンプルを集計した結果、応募書類やエントリーシートに「性別」(80.5%)、「本籍地や出身地に関すること」(43.6%)に記入を求められたことがあると回答しています。

また、採用試験の面接で質問されたことがあるものとして、「性別」(28.6%)、「本籍地や出身地に関すること」(28.3%)となっています。

その他にも戸籍謄(抄)本の提出を求められることがあると30.8%が回答しています。

令和5(2023)年5月31日 日本労働組合総連合会 Press Release 記事より引用

関連する市の計画・条例や法律 等

*「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
(労働施策総合推進法)」S41(1966)-施行

*「公益通報者保護法」H18(2006)-施行

一般にいう内部告発を行った労働者を保護する日本の法律です。国民生活の安全・安心を損なうような企業不祥事は、事業者内部の労働者等からの通報をきっかけに明らかになることも少なくありません。こうした企業不祥事による国民への被害拡大を防止するために通報する行為は、正当な行為として事業者による解雇等の不利益な取扱いから保護されるべきものです。「公益通報者保護法」は、労働者等が、公益のために通報を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかという制度的なルールを明確にするものです。

(17) 震災等の災害に起因する人権課題

◆ 現状と課題

近年の大災害では、本市でも被害があったH7(1995)年1月の阪神・淡路大震災、H23(2011)年3月の東日本大震災、H28(2016)年の熊本地震、H29(2017)年、九州北部豪雨、H30(2018)年、西日本豪雨と大阪府北部地震、令和6(2024)年、能登半島地震等があり、まさに災害大国日本となっています。

その中でも特に国内観測史上最大の津波の発生により、多くのいのちを奪い、壊滅的な被害をもたらした東日本大震災では、福島第一原子力発電所事故も同時に発生し、周辺住民に避難指示が出されるなど、未だに多くの住民が避難生活を余儀なくされ、復興にはほど遠い状況にあります。

このようなさまざまな被災の中で、被災者における人権問題が少なからず惹起しています。なかでも高齢者、障がいのある人、女性、子ども、性的マイノリティ、外国人等への人権的な配慮不足(避難時や避難所運営などで)や、福島第一原子力発電所事故では放射能汚染等における被災地、被災者への風評被害や差別が大きな問題となっています。

◆ 今後の方向性

- 地域防災計画作成(改正)時には、人権的視点に注意しながら作成していきます。
- 放射能汚染差別等の人権侵害については、人権啓発を行います。

コラム

※東日本大震災における福島原発事故に伴う放射能汚染差別(フクシマ差別)

福島原発による放射能漏れでは、放射能の人的影響や農業・漁業など産業への被害の問題に加え、また福島出身、福島ナンバーの車という理由だけで拒否されたり、遠ざけられたり、偏見の目で見られるという、いわゆる「フクシマ差別」といったものも生じています。

そのため、放射能被害から逃れて県外に避難しても、福島から来たということを隠しながら生活をせざるを得ないという非常に悲しい現実があります。またその一方で、どこへも避難することができず、仕方なくその土地に滞在し続けている人がいることも事実として受け止めなければなりません。

原発事故によってある日突然、差別的に扱われ、昨日まで当たり前のようだった権利が侵害されるという構造や、戦後の広島、長崎における「被爆者」に対する差別問題と、この原発の事故による被害者への差別問題は、残念ながら戦後79年を経た現在でも根底は共通していると言わざるを得ません。

関連する市の計画・条例や法律 等

※災害対策基本法 S37(1962)-施行

※川西市地域防災計画 ※毎年度

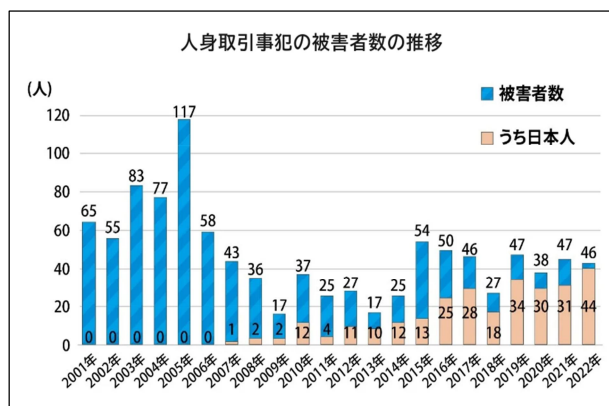
(18) 多様な人権課題

【人身取引に関する人権問題】

人身取引(性的サービスや労働の強要等)」とは、暴力、脅迫、誘拐、詐欺等の手段を用いて、支配下に置かれたり、引き渡されたりして、売春や性的サービス、労働などを強要される犯罪であり、重大な人権侵害です。この日本でも発生しています。

関連する市の計画・条例や法律 等

※「人身取引対策行動計画 2022」R4(2022)-政府



※内閣官房「人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策に関する取組について(年次報告 2022 年)」

【婚外子に関する人権問題】

日本では、平成25(2013)年によりやく婚外子の相続差別はなくなりましたが、先進諸国では、すでに、法律から嫡出概念を廃止し、婚外子と婚内子の区別自体をなくしていました(法律から親の婚姻の有無によって子どもを区別する言葉がなくなった)。

日本では、未だ法律上の区別があるだけではなく、婚外子を「非嫡出子(嫡出でない子)」という差別的な用語を使っています(国連「子どもの権利委員会」から、2004 年より、「非嫡出子」などの用語は差別的であると廃止するよう勧告されています)。

トピックス

★婚外子の相続差別は、違憲—最高裁の判例見直し

平成25(2013)年9月、結婚していない男女間に生まれた婚外子(非嫡出子)の相続分を法律婚の子(嫡出子)の半分とする民法の規定(900条)を巡る裁判で、最高裁大法廷は、規定は法の下での平等を定めた憲法に違反し無効だとする決定を下しました。裁判官14人全員一致の判断で、規定を合憲とした平成7(1995)年の判例を見直しました。

日本は、平成25(2013)年の違憲決定でようやく相続差別を廃止しました。この時点で、婚外子の相続差別を残す国は、フィリピン、インドなどごくわずかでした。

【ひとり親家庭に関する人権問題】

ひとり親家庭の人権課題としては、貧困問題や偏見、それに伴う「子どもの貧困問題」などがあります。また、同じ「未婚」のひとり親家庭については、社会からの偏見や差別（制度的も含む）を受けるなどにより厳しい環境にあります。

令和2（2020）年には、「ひとり親控除※」が創設され、ようやく税制上の差別的扱いがなくなりました。

用語解説

※【ひとり親控除】…令和2（2020）年に創設された所得控除です。シングルマザー・シングルファザーの生活難という社会問題を受け、税制面から生活難を支援するために創設された制度です。申告者本人が合計所得金額500万円以下のひとり親であり、一定の要件に該当する場合には、その年の総所得金額等から35万円が控除されます。母子家庭には特別な控除として「寡婦控除」が設けられていましたが、同様の立場にある父子家庭に対する「寡夫控除」については、適用要件などに差がありました。しかし男女平等の観点からすれば、このような差があるべきではないということで、寡婦（寡夫）控除の適用要件と控除額について見直されることになりました。

また、未婚のひとり親については、寡婦（寡夫）に該当しないことから、今まで「寡婦（夫）控除」が適用されませんでした。この点も見直されることになり、結婚せずに生まれた子を持つひとり親家庭についても、所得税における税制上の措置が必要であるという観点から、寡婦（夫）控除について見直されました。

※こども家庭庁

ひとり親家庭の主要統計データ（令和3年度全国ひとり親世帯等調査の概要）

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数	119.5万世帯（123.2万世帯）	14.9万世帯（18.7万世帯）
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5%（79.5%） 死別 5.3%（8.0%） [79.0%] [5.3%]	離婚 69.7%（75.6%） 死別 21.3%（19.0%） [70.3%] [21.1%]
3 就業状況	86.3%（81.8%） [86.3%]	88.1%（85.4%） [88.2%]
就業者のうち 正規の職員・従業員	48.8%（44.2%） [49.0%]	69.9%（68.2%） [70.5%]
うち 自営業	5.0%（3.4%） [4.8%]	14.8%（18.2%） [14.5%]
うち パート・アルバイト等	38.8%（43.8%） [38.7%]	4.9%（6.4%） [4.6%]
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	272万円（243万円） [273万円]	518万円（420万円） [514万円]
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	236万円（200万円） [236万円]	496万円（398万円） [492万円]
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	373万円（348万円） [375万円]	606万円（573万円） [605万円]

※令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。
※（ ）内の値は、前回（平成28年度）調査結果を表している。（平成28年度調査は熊本県を除いたものである）
※[]内の値は、今回調査結果の実数値を表している。
※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。
※集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

【ユニークフェイスの人（見た目問題）に関する人権問題】

「ユニークフェイス」・「見た目問題」とは、見た目問題という言葉から、いわゆる容姿の美醜や、ファッションに関することを想像する人も多いかもしれません。しかし、ここでいう見た目問題とは、生まれつきアザや形成不全、あるいは事故によるやけどや傷のあとがあるなど、顔を中心とした「見た目」に症状のある人たちが、社会で直面するさまざまな人権問題のことを言います。

日本における「見た目問題」の当事者は約80万～100万人と考えられています。彼らの多くが学校でいじめられたり、就職や結婚で差別されるなど、生きていくうえでのさまざまな困難に日々直面しています。

※平成19（2007）年 藤井輝明さん（ユニークフェイス当事者）の講演会開催

トピックス

★ルッキズム

外見のみを重視して人を判断したり、容貌や容姿を理由に差別的な扱いをしたりすることです。外見を意味する「Looks（ルックス）」と、主義を意味する「ism（イズム）」を組み合わせた言葉で、日本語では「外見至上主義」と訳されることが多いです。

1970年頃、アメリカを中心として始まった肥満差別の廃絶を訴えるファット・アクセプタンス運動のなかで生まれた言葉とされています。

【社会的ひきこもりの人たちに関する人権問題】

「ひきこもり」とは、仕事をしていない、学校に行っていない、自宅にこもっている、人とのつながりが
ない、という状況が、長期（数か月）にわたり、続いている状態のことを言います。

社会問題としてのひきこもりは心に傷を負い、対人交流を避け、身を守っている状態です。ひきこも
りそれ自体より、ひきこもりによって生じる生活困難が課題になります。

その要因は、対人関係や進学悩み、就労の困難さ、生活困窮等さまざまで、複数の要因が絡み
合っている場合も多く、年齢や状況によっても多岐にわたっていますが、本人や家族が自分たちの責
任と考え、社会的に孤立する傾向にあります。

近年は、80代の親が自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き
詰ってしまう「8050問題」が大きな社会問題となっています。

※令和元(2019)年度 人権講座(学校)でテーマ化し開催

トピックス

★「ひきこもり」と「ニート」のちがい

ひきこもりは、社会的参加(就学、就労、家庭外での交遊等)を回避し、6ヶ月以上にわたって家庭内にとどまっ
ている状態を指しますが、ニートは社会的参加はあるものの、働いていない(働く意思がない、働けない事情があ
る)状態を指します。

関連する市の計画・条例や法律 等

※「第2期川西市こども・若者未来計画」R7(2025)-策定予定

※「川西市第6期地域福祉計画」R6(2024)-策定

【病気等に関する人権問題】 ※ハンセン病等の感染症関係は別項に記載しています。

●水俣病(患者)

チッソ水俣工場からの排水にメチル水銀化合物が含まれていたために、それに汚染された魚介類
を、日常的に食べたことが原因となって水銀中毒が集団発生した公害病のことで、妊娠中の母親が
汚染された魚介類を食べたことにより、胎児が水銀中毒となった胎児性水俣病患者の人たちもいま
す。

しかし、発生当時、病気の原因がよくわからなかったため、伝染する病だとか奇病だとまわりから言
われ、当人はもとより家族等も含め偏見や厳しい差別を受けました。その後、原因が工場排水であっ
たことが解明されましたが、残念ながら現在に至るも、水俣地域の住民に対する差別発言や中傷電
話があるなど、被害者や地域に対する偏見や差別は解消されていません。〈1956年患者の発生公
式確認、1968年国が原因はチッソ水俣工場の排水と認定〉

同様に、「新潟水俣病」も発生しています。また、水俣病の健康被害を訴える人とその認定問題は
2020年代においても継続中です。

トピックス

★平成16(2004)年、最高裁は関西訴訟に対する判決で、水俣病の被害拡大について、排水規制等十分な防止
策を怠ったとして、国および熊本県の責任を認め、チッソなどに賠償の支払いを命じました。

関連する市の計画・条例や法律 等

※「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」H21(2009)-施行

●原爆症(患者)

戦後79年以上経つ今でも、原爆症(原子爆弾による熱線・爆風・放射線が人に与える障害)で苦
しんでおられる人はいます。

また、当時から放射能への無知と偏見によって被爆者への厳しい差別もありました。現在におい
ても健康への不安とともに、平成23(2011)年に起こった東日本大震災に伴う原発事故による放射
能汚染で、避難者への差別(放射能がうつる等)※がみられたように、未だ被爆者への差別意識が完
全には解消されていません。

※「(17)震災等の災害に起因する人権問題」の項 参照

●化学物質過敏症（患者）

化学物質過敏症は、洗剤、柔軟剤、香水、農薬等の日常生活で使用している化学物質に過敏に反応して様々な体調不良等の症状が現れる疾患です。重症になると、外出が困難になって仕事や学校に行けなかったり、家事が出来ないなど、日常生活に支障をきたします。

原因や症状も様々で、個人差もあり、また、発症の仕組みもよく分かっていないため、周囲の理解を得られず苦しんでいる人がいます。

◆ 今後の方向性

このような人権問題を含め、社会・経済情勢の変化や貧困問題等により新たに生じる課題を的確に認識し、具体的に対応するとともに、市民一人ひとりがすべての人を個人として尊重します。さらに社会の構成員として共に支え合い、多様性を認め合う共生社会をつくることが重要との観点から、今後も人権教育・人権啓発を推進します。



資料編 I

多文化共生推進指針

川西市

令和7(2025)年3月31日

1 策定の理由

本市では、外国籍市民の数が年々増加傾向にあり、令和6(2024)年9月30日時点で1,861人の外国籍市民が居住しています。

国籍別では、歴史的経緯から、韓国・朝鮮籍の市民が本市の外国籍市民人口の多くを占めており、近年では減少傾向にあるものの、現在でも3割以上を占めています。一方で、グローバル化の進展に伴い、その他の国の外国籍市民は年々増加し、その国籍も多様化しています。直近5年間で、国籍ではベトナム、インドネシア、ネパールが増加するとともに、在留資格では「特別永住者」「永住者」「留学」「技能実習」の順で多くなっています。

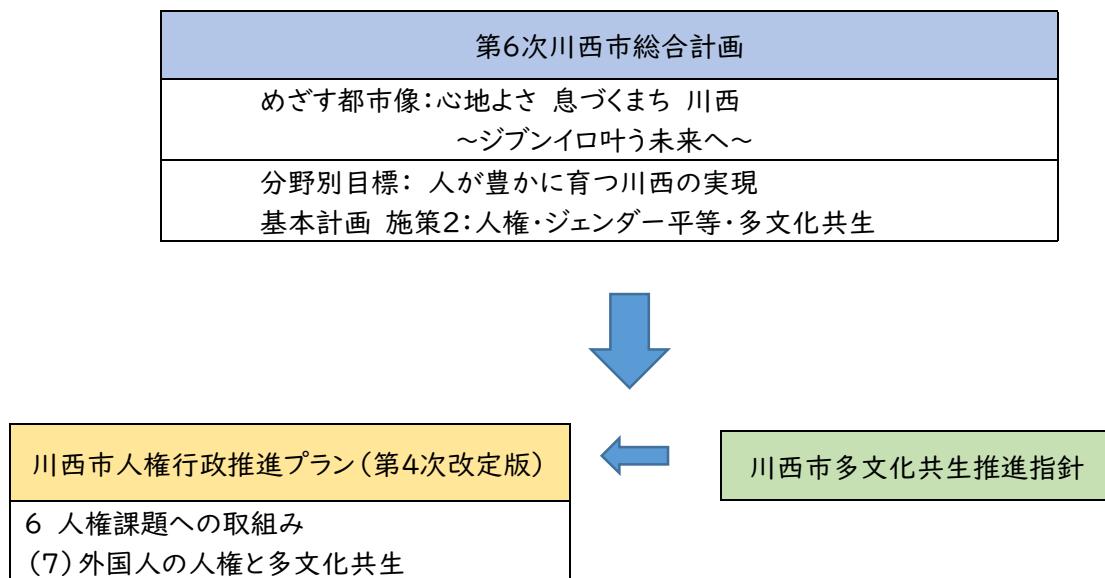
国においては、少子高齢化による国内の労働力不足を背景に、外国人労働者の受け入れ拡大を進めていることから、日本で生活する外国人は年々増加しています。本市においても、外国籍市民の増加と多国籍化がさらに進むものと予測されます。

このような中で、本市においても多言語による情報発信や日本語教室の開催、国際交流協会との連携による日本文化との交流などの取組みを進めており、今後さらにきめ細かな配慮や支援が必要になってきます。

そのため、外国人と日本人が生活習慣の違いを互いに理解し合い、対等な関係で地域社会の一員として共に幸せに暮らしていけるように、多文化共生に関する目標、基本的な視点、施策の方向性を本指針に示すものです。

2 指針の位置づけ

多文化共生のまちづくりに向けた施策について、上位計画である第6次川西市総合計画及び第4次川西市人権行政推進プランでは次のとおり位置づけられています。



3 本市の現状と課題

(1) 外国籍市民人数と国籍数の推移について

(住民基本台帳より)

	H28. 4. 6 (2016)	H29. 4. 6 (2017)	H30. 4. 2 (2018)	H31. 4. 2 (2019)	R2. 3. 31 (2020)	R3. 3. 31 (2021)	R4. 3. 31 (2022)	R5. 3. 31 (2023)	R6. 9. 30 (2024)
人数(人)	1,210	1,238	1,235	1,308	1,446	1,425	1,439	1,643	1,861
国籍数	40	41	40	43	47	50	51	50	54

※本市の外国籍市民の人数と国籍数は令和4(2022)年以降大幅な増加傾向にあり、その主な要因としては、比較的短期滞在の労働者が流入したためと推察される。(技能実習生の異動:令和2(2020)年度の転入171人、転出155人。令和3(2021)年度の転入4人、転出23人。令和4(2022)年度の転入314人、転出246人。令和5(2023)年度の転入249人、転出205人。なお、転出した技能実習生のうち「転入1～2カ月で転出した人」は、令和2(2020)年度で96%、令和3(2021)年度で0%、令和4(2022)年度で87%、令和5(2023)年度で92%となっている。詳しくは資料編2参照。)

(2) 国籍別人口の推移について (人)

(令和6(2024)年9月30日現在の上位6カ国、その他の国 住民基本台帳より)

	H28. 4. 6 (2016)	H29. 4. 6 (2017)	H30. 4. 2 (2018)	H31. 4. 2 (2019)	R2. 3. 31 (2020)	R3. 3. 31 (2021)	R4. 3. 31 (2022)	R5. 3. 31 (2023)	R6. 9. 30 (2024)
韓国・朝鮮	770	745	722	708	695	675	665	654	639
ベトナム	41	69	49	77	178	160	177	233	277
インドネシア	15	16	23	31	53	53	71	157	248
中国	178	184	191	210	216	199	186	199	189
ミャンマー	1	0	1	1	1	16	15	33	116
ネパール	22	34	42	51	52	57	59	85	105
その他の国	183	190	207	230	251	265	266	282	287
合 計	1,210	1,238	1,235	1,308	1,446	1,425	1,439	1,643	1,861

(3) 国籍別在留資格別人口について (人)

(令和5(2023)年10月31日現在 住民基本台帳より)

在留資格	特別 永住者	永住者	留学	技能 実習	特定 技能	技術 ・人文知識 ・国際業務	家族 滞在	日本人の 配偶者等	特定 活動	介護	定住者	教育	その他	合 計
韓国・朝鮮	560	48	0	0	0	12	8	9	1	0	6	0	3	647
ベトナム	0	13	14	83	34	50	23	5	5	33	0	0	2	262
インドネシア	0	14	93	43	51	1	2	1	22	10	0	0	1	238
中国	1	105	4	13	4	10	17	9	1	3	9	0	12	188
ミャンマー	0	3	45	0	8	4	33	0	0	9	0	0	15	117
ネパール	0	0	45	13	26	2	0	0	0	0	0	0	0	86
その他の国	1	122	19	0	6	9	2	60	13	2	18	29	6	287
合 計	562	305	220	152	129	88	85	84	42	57	33	29	39	1,825

※在留資格の「その他」…教授、宗教、高度専門、経営・管理、医療、研究、企業内転勤、技能、永住者の配偶者等。

国籍別在留資格別人口について (人)

(令和6(2024)年9月30日現在 住民基本台帳より)

在留資格	特別 永住者	永住者	留学	技能 実習	特定 技能	技術 ・人文知識 ・国際業務	家族 滞在	日本人の 配偶者等	特定 活動	介護	定住者	教育	その他	合 計
韓国・朝鮮	552	52	0	0	0	10	8	8	0	0	6	0	3	639
ベトナム	0	13	7	78	35	62	33	5	11	26	0	0	4	274
インドネシア	0	10	83	41	56	1	4	1	36	14	0	0	2	248
中国	1	106	5	10	5	12	12	9	4	3	10	0	12	189
ミャンマー	0	0	51	15	37	2	0	0	4	6	0	0	0	115
ネパール	0	3	41	2	4	2	26	0	0	8	0	0	19	105
その他の国	1	120	17	4	11	12	2	56	7	0	21	30	6	287
合 計	554	304	204	150	148	101	85	79	62	57	37	30	46	1,857

※「(2)国籍別人口の推移について」と「(3)在留資格別人口について」の令和6(2024)年9月30日現在の合計人数に4人の違いがあるのは、データ抽出の時間差によるもの。

(4) 在留資格別人口の推移について (人)

(出入国在留管理庁調べ)

在留資格	特別永住者	永住者	留学	技能実習	特定技能	技術・人文知識・国際業務	家族滞在	日本人の配偶者等	特定活動	介護	定住者	教育	その他	合 計
R2. 6. 30 (2020)	617	298	20	107	1	77	63	89	33	8	28	19	37	1,397
R3. 6. 30 (2021)	591	310	14	131	3	55	73	94	47	13	32	19	35	1,417
R4. 6. 30 (2022)	582	321	54	127	37	69	79	87	61	31	34	25	38	1,545
R5. 6. 30 (2023)	573	314	159	166	110	85	83	87	46	49	34	23	40	1,769
R6. 6. 30 (2024)	561	317	209	154	150	100	94	77	65	53	32	29	46	1,887

【用語の定義】

(出入国管理及び難民認定法抜粋)

在留資格	主 な 内 容
特別永住者	日本が第二次世界大戦の敗戦国となった際に、平和条約に基づき日本の国籍を離脱したが、既に日本に定住していたことから永住資格が付与された者
永住者	法務大臣が永住を認める者
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校、若しくは特別支援学校の高等部、中学校若しくは特別支援学校の中等部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動
技能実習	技能実習法の認定を受けた技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識に係る業務に従事する活動等
特定技能	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動
家族滞在	在留資格をもって在留する者又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動をする者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
その他	教授、宗教、高度専門、経営・管理、医療、研究、企業内転勤、技能、永住者の配偶者等

(5) 外国籍市民の対応に関する庁内調査について

令和5(2023)年12月に、「外国籍の方が窓口に来られて困ったこと」、「外国籍の方への対応で既に取り組んでいること」について、全部署を対象に調査を実施しました。

外国籍の方が窓口に来られて困ったことがあると答えた部署は、79部署中25部署で31.6%でした。「困ったこと」の内訳は、「日本語が通じない」が66%、「申請書の記載ができない」が10%、「外国語のパンフレットや案内文がない」が10%、その他が14%でした。

また、外国籍の方への対応で既に取り組んでいることがあると答えた部署は、79部署中31部署で39.2%でした。その内容は、「英語表記の印刷物などの取組み」が32%、「外部団体との連携」が22%、「翻訳アプリでの対応」が16%、「ゆっくり話す、短い言葉で対応する」が4%、その他が26%でした。

(6) 外国籍市民への直接聞き取りについて

令和6(2024)年6月・7月に、川西市国際交流協会の日本語講座の生徒、総合センターの日本語ひろばの児童・生徒・保護者、合計7人に「困っていること(困っていたこと)」について聞き取りを行いました。

その結果、言語関係の内容が一番多く、その他、買い物、病気時の対応、ゴミ出しの対応、コミュニケーションなども上げられました。(別紙資料編参照)

※聞き取り調査については、引き続き日本国籍市民、企業等も含めた調査方法を検討します。

(近隣市の状況)

近隣市における外国籍市民等へのアンケート調査の意見では、日本語教室の充実、「やさしい日本語」等によるコミュニケーション支援・情報提供、交流の機会、相談支援、緊急時・災害時の支援等が上げられています。

(7) 課題について

本市における外国籍市民の在留資格別の割合は、(3)在留資格別人口を見た場合、特別永住者、永住者、定住者などの中長期的な滞在者と技能実習や留学などの短期的な滞在者に分かれ、中長期的な滞在者が全体の半数以上を占めており、そのうち国別では韓国・朝鮮、中国籍の市民が70%以上を占めています。

このため、多文化共生の目標達成の施策については、一律的なものではなく、中長期的な在留者と短期的な在留者それぞれに対応したものとして行うことが必要であることから、そのニーズをいかにして把握するかが課題です。

4 指針の目標と基本的な視点

(1) 目標

外国籍市民も日本人市民も、一人ひとりが、かけがえのない尊い存在であることが認められ、尊重されるべきであることを大前提として、互いの多様性を認め合い、他人の人権についても関心を深めながら、人権の尊重について学び続けることが大切です。

多文化共生は外国人市民が増えたから推進することとなった取組みではありません。それは、「誰一人取り残さない」を理念とする、「持続可能な世界を実現するための開発目標」(SDGs)でもうたわれているように、人権を基盤とした持続可能な世界の構築をめざす国際社会の大きな流れを背景に持つものです。

これらを踏まえ、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、個々の人権を尊重し、相互に支え合いながら、地域社会の構成員としてともに豊かに安心して暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

(2) 基本的な視点

多文化共生を推進するに当たり、次の4つの視点を基本とします。

① 人権の尊重

川西市人権行政推進プラン(第4次改定版)では、「一人ひとりの個性やさまざまな文化の多

様性を認め合い、すべての人が自らの尊厳について認識し、自己実現の権利を認め合う、そのような人権文化を市民と行政によって築いていくこと」を基本理念としています。歴史的経緯への理解不足から、在日韓国・朝鮮人をめぐる人権問題は依然として残っており、近年渡日してきた外国人に対する人権問題も発生しています。本指針も、偏見や差別を解消し、外国籍市民の人権が尊重され、誰も疎外されることのない、人権尊重のまちづくりをめざします。

②暮らしやすさの向上

外国籍市民が、誰一人取り残されず、安心して、生き生きと暮らしていけるよう、多言語によるわかりやすい情報提供や日本語の学習機会の提供、「やさしい日本語」の活用など、コミュニケーション支援を充実します。

③異なる文化の相互理解と尊重

市民がさまざまな国や日本の文化を相互に理解し、自他のアイデンティティを尊重しながら、活力あるまちをつくるために、異なる国や民族、文化、生活習慣の相互理解を促進します。

④地域社会の交流の促進

外国籍市民が地域社会で孤立するのを防ぎ、顔の見える交流ができるよう、地域社会への参加を促進します。

5 施策の方向性

基本的な視点ごとの施策の方向は、次のとおりです。

(1) 基本的な視点「人権の尊重」

国籍・民族に関わらず、それぞれの文化や歴史（特に、在日韓国・朝鮮人に関しては歴史的経緯）を正しく認識し、お互いの立場を尊重し合えるよう、人権教育・人権啓発を推進します。

(2) 基本的な視点「暮らしやすさの向上」

①外国籍市民に必要な情報提供の充実

ア.市の情報の多言語化及びやさしい日本語の活用を進めます。

イ.市内在住の外国籍就労者への対応について、関係所管等と連携しながら検討を進めます。

エ.医療機関や医療関係の情報に関する多言語による情報提供及び相談対応を図るとともに感染症対策における外国籍市民の人権への配慮の重要性についての啓発を行います。

②日本語学習の充実

日本語学習について、総合センターの「よみかき教室」及び「けんけんひろば」の「日本語ひろば」の充実を図るとともに、市民団体が開催する日本語教室などの活動などの支援についても検討します。

③外国籍市民を対象とした相談窓口を設置します。

(3) 基本的な視点「異なる文化の相互理解と尊重」

国籍にとらわれず互いの文化、生活習慣、社会ルール等を周知できる場を設けることにより、互いの異なる文化の相互理解と尊重を図れる仕組みを検討します。

(4) 地域社会の交流の促進

コミュニティ、自治会等と連携し、各種イベントを通して地域住民と交流の機会を設け、多様性と調和のある地域社会の実現をめざします。

6 多文化共生施策の推進体制等

多文化共生の推進体制等は、次によるものとします。

(1) 市内推進体制

教育委員会や市民環境部など関係部署による連絡調整の場を設け、多文化共生の考え方につい

て共通認識を図るとともに、外国籍市民に関する現状や課題を共有し、必要に応じてその対応策を検討することにより、多文化共生への取組みを推進します。

(2) 市民、関係団体、事業者等との連携

多文化共生社会の実現は、行政だけで成し遂げられるものではなく、市民等との協働が不可欠です。このため、外国人と関わりのある市民、コミュニティ、自治会、市民団体、多文化共生・国際交流等の関係団体、外国人を雇用する事業者などと連携しながら推進します。

【資料編】

1. 「3 本市の現状と課題 (6) 外国籍市民への直接聞き取りについて」の「主な声の内容」

言葉(会話)の問題

- 日本語が分からないので、買い物に行ったとき、店員さんとコミュニケーションが取れない。
- 買いたい物の表示が、英語だと分かるのに、日本語だと分からない。
- カレー屋で働いているが、お客の言うことが分からない(プライベートではスマホの翻訳アプリが使えるが、工作中は使えない)。
- 日本語で書かれたものは分からない。翻訳機で自分で探す。
- 日本に来たときは、日本語が分からず困った。(今は大丈夫。)(中学生)
- 英語のチラシがあると分かるが、日本語だと分からない。

言葉(文字)の問題

- 漢字での筆談はできる。
- 私は日本語を喋ることはできるが、日本語を書くことはできない。

日常生活

- 買いたい物を、どこへ行って買ったらよいのか分からない。
- 最初は、ゴミ出しが難しかった。シェアハウスで日本人と住んでいたので分かるようになった。
- 欲しいものがどこで買えるのか分からない。

病院

- 病気がしたときにどの病院へ行ったらよいのか分からない。病気のとき家で我慢した。薬もなかった。
- 病院へ行ったとき、スタッフが自国語を喋れなかったので、意思疎通ができなかった。

学校生活

- リコーダーの演奏が難しい。母国では学校でリコーダーは習わない。(中学生)
- 漢字が面倒。(小学生)
- 嫌な科目は全部。(小学生)
- 学校からの通知が分からない。
- 学校の給食が何で作られているのか分からない。気になる。
- 兵庫県は外国人が優先的に入れる高校が少ない。そのため大阪府に転居する人もいる。

将来に向けての不安

- 社会に出たときにはもっと高い日本語能力が必要だと思う。(中学生)
- 母国にいる家族に仕送りしているが、今は両親などを日本に呼んで一緒に暮らすことを考えている。しかし、日本語の習得のことを思うと心配。

その他

- 日本人の“あうん”の呼吸が分からない。
- 日本の法律が分からない。
- 一般的に子どもはお父さん、お母さんと離れたくない。でも子どもが日本に来て、学校へ行くと日本語が分からない。かわいそう。

*文末に(小学生・中学生)と記載していない場合は、成人からの聞き取りです。

2. 「3 本市の現状と課題 (1) 外国籍市民人数と国籍数の推移について」のうち、技能実習生の異動状況

○転出入した技能実習生の人数(人)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
転入	171	4	314	249
転出	155	23	246	205
転出した外国人の うち転入1～2カ月 で転出した人	149 (96%)	0 (0%)	214 (87%)	189 (92%)

○転入した技能実習生の国籍別人数(人)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
ベトナム	146	4	252	221
インドネシア	5	0	31	13
ミャンマー	14	0	18	10
中国	1	0	11	0
モンゴル	3	0	1	2
スリランカ	1	0	1	0
フィリピン	1	0	0	0
カンボジア	0	0	0	3
合 計	171	4	314	249



資料編Ⅱ

【人権に関する年表】

年		市のできごと	兵庫県/国のできごと	世界(国連)のできごと	その他/市の行政組織等
S40	1965		同和对策審議会答申	「人種差別撤廃条約」採択	
S41	1966			「国際人権規約」採択	
S44	1969		「同和对策事業特別措置法」施行		
S47	1972	川西市同和教育協議会 設立			
S48	1973		全国統一応募書類の使用を通達(労働省)		
S49	1974				市長部局に同和部、教育委員会に同和教育室を設置
S51	1976	部落解放同盟川西支部 結成	戸籍法改正(公開制限)		
S52	1977	市同和对策審議会 設置 同和問題市民意識調査等 実施			
S53	1978	市同和对策審議会 答申			
S54	1979		「国際人権規約」批准	「女子差別撤廃条約」採択	
S55	1980	「同和教育基本方針」策定 同和教育推進委員制度 発足 総合センター(隣保館・児童館)・オープン			同和部－総合センター
S57	1982	「同和保育基本方針」策定 市同和对策審議会 答申	「地域改善対策特別措置法」施行		
S60	1985	「市民啓発基本方針」策定 同和問題市民意識調査 実施	「女子差別撤廃条約」締結		
S61	1986		「男女雇用機会均等法」施行		
S62	1987	市同和对策審議会 答申 小学校区人権啓発推進委員会 発足(16校区)	「地対財特法」制定(5年)		県内初の「婦人センター」開設
H1	1989	川西市「非核・平和都市宣言」 第1回市同和教育研究大会開催			
H2	1990	同和問題市民意識調査 同和関係世帯生活実態調査		「子どもの権利条約」 -国際法として正式発効	
H3	1991	川西市「人権擁護都市宣言」	兵庫県「(財)人権啓発協会」設立		人権推進部－同和对策担当/総合センター/女性政策担当 ※教育委員会同和教育室 →人権教育室に変更 ※「婦人センター」 →「女性センター」に変更
H4	1992				人権推進部－同和对策課/総合センター/女性政策課
H5	1993	「川西市女性プラン」策定	「障害者基本法」制定		
H6	1994	「在日外国人指針」策定	「子どもの権利条約」締結		
H7	1995		「高齢社会対策基本法」施行 「人種差別撤廃条約」締結 ※1月 阪神・淡路大震災	人権教育のための国連10年	人権・市民部－同和对策課/総合センター
H8	1996		「らい予防法」廃止		
H9	1997		「人権擁護施策推進法」施行 「アイヌ文化振興法」施行 「北海道旧土人保護法」廃止		

年		市のできごと	兵庫県/国のできごと	世界(国連)のできごと	その他/市の行政組織等
H10	1998		兵庫県「人権教育基本方針」策定 熊本地裁に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が提訴		
H11	1999	「子どもの人権オンブズパーソン制度」開始	「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春・児童ポルノ禁止法」制定		生活・人権部一人権推進室(名称変更)ー総合センター/女性センター
H12	2000	「人権教育のための国連10年市行動計画」策定 人権教育推進委員制度※名称変更	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「児童虐待防止法」施行 「犯罪被害者保護法」施行 「指紋押捺全廃(外国人登録法一部改正)」		
H13	2001	市同和対策審議会 答申 「平成14年度以降の同和行政のあり方について」	「DV防止法」施行 兵庫県「人権教育及び啓発に関する総合推進指針」策定 熊本地裁「らい予防法」違憲判決確定		
H14	2002	「人権施策推進委員会」(庁内組織/会長-市長)設置 人権啓発サポーター制度 「川西市男女共同参画センター・市民活動センター」小花にオープン	「プロバイダー責任制限法」施行 「身体障害者補助犬法」施行		※女性政策部門分離 人権推進室ー人権推進課/総合センター
H15	2003	「川西市男女共同参画審議会」設置	「個人情報保護法」制定		
H16	2004		「性同一性障害特例法」施行		市民生活部ー人権推進室ー人権推進課/総合センター
H17	2005	「人権行政推進プラン」策定	「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行	「人権教育のための世界計画」	
H18	2006		「高齢者虐待防止法」施行 「北朝鮮人権法」施行 「自殺対策基本法」施行	「障害者の権利に関する条約」採択	教育委員会の人権教育室が市長部局の人権推進課と統合
H19	2007			先住民族の権利に関する国連宣言	
H20	2008	「人権教育基本方針」策定	衆参両院でアイヌ民族を先住民とすることを求める決議		
H21	2009	川西市人権施策審議会 設置	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行		
H22	2010	「人権行政推進プラン(第1次改定版)」策定		ハンセン病差別撤廃決議	男女共同参画センター・市民活動センターの管理・運営を指定管理者へ
H23	2011	「人権保育基本方針」策定	※3月 東日本大震災	人権教育及び研修に関する国連宣言	
H24	2012		「障害者虐待防止法」施行 「外国人登録法」廃止		
H25	2013	「人権問題に関する市民意識調査」実施	「いじめ防止対策推進法」制定 「子どもの貧困対策推進法」制定		
H26	2014	「本人通知制度」施行	「障害者権利条約」締結		
H27	2015	「人権行政推進プラン(第2次改定版)」策定 「男女共同参画推進条例」制定 「いじめ防止基本方針」策定	「女性活躍推進法」施行 「生活困窮者自立支援法」施行	持続可能な開発目標(SDGs)	男女共同参画推進業務が人権推進課に事務移管
H28	2016		「部落差別解消推進法」公布・施行 「障害者差別解消法」完全施行 「ヘイトスピーチ規制法」施行 兵庫県「多文化共生社会推進指針」策定		

年		市のできごと	兵庫県/国のできごと	世界(国連)のできごと	その他/市の行政組織等
H29	2017				
H30	2018	インターネット・モニタリング事業開始			市民環境部－人権推進課/総合センター
R1	2019	「犯罪被害者等支援条例」制定	「アイヌ民族支援法」成立 ハンセン病家族訴訟－熊本地裁判決確定(国に賠償責任)		
R2	2020	「人権行政推進プラン(第3次改定版)」策定 8月-「川西市パートナーシップ宣誓制度」実施		※「新型コロナウイルス感染症」世界中に広まる	
R3	2021	「川西市人権教育協議会」設立 50 年			
R4	2022		3月 全国水平社(宣言) 100 年 「こども基本法」成立(施行 2023 年)		
R5	2023	「人権問題に関する市民意識調査」実施	「LGBT 理解増進法」施行 10月「性別変更の手術要件は憲法違反」と最高裁判決		市長公室－人権推進多文化共生課/総合センター ➡組織変更及び名称変更
R6	2024	「人権行政推進プラン(第4次改定版)」策定	7月「旧優生保護法は立法段階から憲法違反」と最高裁判決		



世界人権宣言

1948年12月10日の第3回国際連合総会で採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日 公布
昭和22年 5月3日 施行

第11条（基本的人権の享有）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条（法の下での平等・貴族の禁止・栄典）

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条（思想及び良心の自由）

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条（信教の自由）

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条（集会・結社・表現の自由・通信の秘密）

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条（居住・移転及び職業選択の自由・外国移住及び国籍離脱の自由）

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条（学問の自由）

学問の自由は、これを保障する。

第24条（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条（生存権、国の社会的使命）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条（教育を受ける権利、教育の義務）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条（勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止）

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第97条（基本的人権の本質）

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日 公布・施行

第1条(目的)

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

第2条(定義)

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

第3条(基本理念)

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第4条(国の責務)

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6条(国民の責務)

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第7条(基本計画の策定)

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第8条(年次報告)

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第9条(財政上の措置)

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則<略>



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）

平成 25 年法律第 65 号
施行日 平成 28 年 4 月 1 日

第 1 条（目的）

この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第 2 条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 3 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292）第 3 章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第 7 号、第 10 条及び附則第 4 条第 1 項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

第 3 条（国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第 4 条（国民の責務）

国民は、第 1 条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

第 5 条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第 6 条

政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

第 7 条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第 8 条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

第 9 条（国等職員対応要領） ※省略

第 10 条（地方公共団体等職員対応要領）

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において

「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

第13条(事業主による措置に関する特例)

行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによる。

第14条(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

第15条(啓発活動)

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

第17条(障害者差別解消支援地域協議会)

国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

附則

第1条(施行期日)

この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。



本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（抄）

平成 28 年法律第 68 号
施行日 平成 28 年 6 月 3 日

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん 動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第 1 条（目的）

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

第 2 条（定義）

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

第 3 条（基本理念）

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第 4 条（国及び地方公共団体の責務）

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第 5 条（相談体制の整備）

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（不当な差別的言動に係る取組についての検討）

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。



部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年法律第 109 号
施行日 平成 28 年 12 月 16 日

第 1 条 (目的)

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第 2 条 (基本理念)

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

第 3 条 (国及び地方公共団体の責務)

国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第 4 条 (相談体制の充実)

国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

第 5 条 (教育及び啓発)

国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

第 6 条 (部落差別の実態に係る調査)

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。



アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（抄）

平成 31 年法律第 16 号
施行日 令和 元年 5 月 24 日

第 1 条（目的）

この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村（特別区を含む。以下同じ。）によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第 2 条（定義）

この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

2 この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

3 この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間（アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 3 条第 2 項に規定する行政財産をいう。）を構成する施設（その敷地を含む。）であって、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

第 3 条（基本理念）

アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。

第 4 条

何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第 5 条（国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、前二条に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第 6 条（国民の努力）

国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第 7 条（基本方針）

政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

第 8 条（都道府県方針）

都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針（以下この条及び第 10 条において「都道府県方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

第 10 条（アイヌ施策推進地域計画の認定）

市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき（当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定め

ているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して）、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画（以下「アイヌ施策推進地域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

第32条（設置）

アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、アイヌ政策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

第33条（所掌事務）

本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 基本方針の案の作成に関すること。
- 2 基本方針の実施を推進すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第34条（組織）

本部は、アイヌ政策推進本部長、アイヌ政策推進副本部長及びアイヌ政策推進本部員をもって組織する。

第35条（アイヌ政策推進本部長）

本部の長は、アイヌ政策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

第41条（政令への委任）

この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

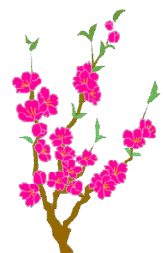
附則（抄）

第2条（アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止）

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成9年法律第52号）は、廃止する。

第9条（検討）

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和 5 年法律第 68 号
施行日 令和 5 年 6 月 23 日 施行

第 1 条 (目的)

この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

第 2 条 (定義)

この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

第 3 条 (基本理念)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

第 4 条 (国の役割)

国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

第 5 条 (地方公共団体の役割)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

第 6 条 (事業主等の努力)

事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第 10 条第 3 項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第 7 条 (施策の実施の状況の公表)

政府は、毎年 1 回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

第 8 条 (基本計画)

政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェ

ンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね 3 年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第 3 項から第 5 項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

第 9 条 (学術研究等)

国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

第 10 条 (知識の着実な普及等)

国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 11 条 (性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

第 12 条 (措置の実施等に当たっての留意)

この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。

この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附則 (抄)

(施行期日)

第 1 条 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第 2 条 (検討) この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。



川西市人権教育基本方針

平成 20 年 4 月
川西市教育委員会

国連は、第二次世界大戦の反省に立ち、「世界における自由、正義及び平和の基礎は、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することである」との認識のもと、「世界人権宣言」を採択し、現在まで、あらゆる差別や人権侵害を世界から撤廃するため、多くの条約を採択し、人権が尊重される国際社会の実現に向けて努力を重ねてきた。

そして、これらの人権保障のためには、人権教育の充実が不可欠であるとの認識により「人権教育のための国連 10 年」を採択し、人権という普遍的文化の創造を目指してきた。さらに、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」という人類普遍の原則を世界的規模で啓発するため、「人権教育のための世界計画」の推進を宣言した。

わが国においても、すべての国民の基本的人権の享有を保障する憲法のもと、人権に関する様々な施策が講じられてきた。

本市においては、誰もが幸せに暮らせるまちを目指して、平成 17(2005)年「川西市人権行政推進プラン」を策定し、あらゆる場面を通じて人権教育を推進し、川西の人権文化を構築することを目指してきた。

人権が尊重される社会をつくるためには、日頃から人権について考え、差別を解消することに積極的に取り組む姿勢が必要である。とりわけ、日常生活における人権意識を持つ基礎となる教育の果たす役割は大きい。

教育委員会においては、昭和 55(1980)年、あらゆる差別の解消に向けて積極的に取り組む意欲と力を持った子どもを育成することを目的とした「川西市同和教育基本方針」を策定し、基本的人権が保障される地域社会の実現を目指した子どもを育成するため、人権教育・人権啓発活動を推進してきた。

しかしながら、川西市同和教育基本方針が策定されてから、28 年余が経過し、人権に関する認識も在日外国人、女性、子どもの人権など、幅広く取り組む必要が生じており、また、差別意識の潜在化の傾向もみられるなど、今日新たな課題が生じている。

このような状況を受け、本市の人権教育の現状を把握し、より一層の内容の充実を図るため、「川西市人権教育基本方針」を定めることとした。

従来の同和教育を通じて培ってきた教育の推進、啓発の手法を生かしながら、国及び県の方針を踏まえ、本市における人権文化の創造を目指して、次のとおり人権教育基本方針を定め人権教育を推進する。

1. 子どもたちが、自他共にかけがえのない存在であることに気づき、相互の違いを認め合うなかで、命や人権を大切にする心の教育を推進する。

また、自尊感情を育成するとともに、人権及び人権問題に対する正しい理解を持ち、主体的な思考力や判断力を養うための人権教育を学校教育のあらゆる場において推進する。

＜人権としての教育＞

2. 子どもたちが、様々な人権問題に関する主体的な学習を通して、人権及び人権問題への正しい理解を深め、的確な思考力や判断力を身につけ、文化、習慣、価値観等の違いを超え、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を築いていくこととする意欲や態度の育成を図る。

＜人権についての教育＞

3. 生涯にわたって、子どもたち一人ひとりが、自らの課題として人権尊重の理念に基づいた人権問題の解決に取り組むとともに、社会の一員としての責任を自覚し、豊かな人間関係づくりに必要な資質や能力の育成を図る。

＜人権を尊重した生き方のための資質や能力を育成する教育＞

4. 子どもたちの学びの場において、一人ひとりの人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子どもたちの実態を十分把握し、発達段階に応じた計画的な人権学習に取り組む。

とりわけ、「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえた教育活動を基盤とし、人権問題が社会や環境の変化とともに様々な形で新たに発生する可能性のあるものであるとの認識に立ち、発生する問題の解決に向けて責任を持って対処することに努める。

＜学習者の人権を大切にしたい教育＞



川西市人権保育基本方針

平成 23 年 4 月
川 西 市

はじめに

平成 6 (1994) 年、「子どもの権利条約」がわが国で批准されました。

本市では、その精神に基づき、平成 10 (1998) 年子どもの権利擁護、救済、制度改善の提言等を行うわが国で初めての「子どもの人権オンブズパーソン条例」を制定しました。また、平成 12 (2000) 年には「人権教育のための国連 10 年川西市行動計画」を、平成 17 (2005) 年には、「川西市人権行政推進プラン」を策定し、全ての人の人権が尊重されるために川西の人権文化を構築していくことを目指してきました。

昭和 57 (1982) 年に策定した「川西市同和保育基本方針」では、差別の実態や保護者と子どもを取り巻く厳しい現実から学び、すべての子どもの人権を大切に、豊かな人間性を育むことを掲げました。同基本方針に基づいた保育実践は、乳幼児期から違いを認め、人権を尊重する保育へと確かな広がりを残してきましたが、四半世紀以上が経過した今日、人々の価値観や環境（家族構成、住居、生活、遊び等）が急速に変化したため、新たな人権課題が生じ、これまでに以上に子どもの生きる権利や発達する権利が脅かされるようになってきました。

このような時代の変化に伴い、一層多様化する人権課題に正面から向き合い、差別の解消に向けて積極的に取り組むため、「川西市同和保育基本方針」を「川西市人権保育基本方針」に発展させ、各保育所現場で「子どもの権利条約」で謳われている「子どもの最善の利益」を念頭に置きながら、保護者・保育所が一体となって人権保育を実践することを目指します。

基本理念

「子どもの権利条約」「川西市人権行政推進プラン」「保育所保育指針」の中で謳われている「子どもの最善の利益」が尊重され、子どもの人権を大切に保育を具体化するため、人権保育の基本理念を次のとおり掲げます。

○子ども一人ひとりの人権を大切に保育

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。この時期に子どもたちは、身近なおとなに命を守られ、愛され、受け入れられ、認められる体験を重ねることで、自分は大切な存在であると実感し、自分に自信と誇りを持ち、そのことが人（他者）への信頼感を育て、豊かな人間関係を培う基礎となります。

私たちは、このようなおとなと子どもの関係を基本におき、子どもは守られるべき存在であると同時に、自らの権利行使できる主体であるということを常に意識しながら、一人ひとりの個性や可能性を受け止め、子ども自身の思いや願いを大切に、子ども自らがかけがえのない存在として実感できる保育をめざします。

○子ども一人ひとりに人権尊重の感性や行動力を育てる保育

子どもは基本的な生活習慣を土台に、積極的に人的環境・物的環境・自然環境及び社会事象にかかわる経験を通して、その中で感じたことや考えたことを表現する力や感性を培います。

また、豊かな人（他者）との関係の中で、一人ひとりの「違い」に気づき喜怒哀楽の感情体験を積み重ね、自らの感情をコントロールしていきながら、仲間の大切さを知り相手の立場や思いに気づき、理解・共感し、不当と思うことを言葉や行動で表現できる力を習得します。そのような子どもの可能性を信じ、主体性を尊重する保育をめざします。

○人権について考え合えるおとなのつながりをつくる保育

私たちは「差別の現実から深く学ぶ」ことを大切にしてきました。被差別の結果、人権が奪われてきたという現実を知り、その現実と向き合っていく中で、差別の根底にあるのは社会に根強く残るきめつけや偏見、画一的な考え方であり、そういった課題に対し日々の保育の中で解消に向けた取り組みが出来るのかが問われています。

今日、社会情勢の変化や社会構造の多様化が進み、保護者の就労状況は厳しさを増し、近隣社会においても人と人が温かく助け合って暮らしていくことが難しくなってきました。また、子育て家庭の孤立化が進むなど、子育て家庭が様々な“生きにくさ”を抱える状況にあります。

このような傾向を踏まえ、私たちおとなが未来を担う子ども一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、より豊かな人権尊重の社会を築いていくように努めます。



川西市在日外国人教育指針

－ 主として在日韓国・朝鮮人幼児・児童・生徒の教育 －

平成6年(1994年)4月
川西市教育委員会

在日外国人教育は人間尊重の精神を基盤に、国籍や人種、民族などによる差別や偏見のない心の醸成に努め、国や民族についての相互理解をもとに国際理解を深め、共に生きる社会をめざす教育である。

現在、川西市に在住する外国人は、24ヶ国、1600人〔平成5年(1993年)7月1日現在〕に及び、本市の公立幼・小・中学校に学ぶ在日外国人幼児・児童・生徒は120人を超えている。

そして、在日外国人幼児・児童・生徒の大多数を占める韓国・朝鮮籍の子どもたちのほとんどが本名を名乗れず、通称名で学校生活を送っている。

そのことは、未だ、少なからぬ日本人に、韓国・朝鮮人に対する偏見や不合理な差別意識が根強く残っていることを示している。それによって、進学や就職に際しても不利益を被っているという現実が生み出され、在日韓国・朝鮮人幼児・児童・生徒が民族としての誇りを持って生きていくことを困難にしている。

在日外国人教育を推進していくにあたっては、歴史的な事情の中で日本に移り住み、その二世、三世として在日する韓国・朝鮮籍の幼児・児童・生徒の場合と、一定期間日本に在留し、日本の幼稚園・学校で学ぶ在日外国人幼児・児童・生徒の場合があることを踏まえ、その実態を明確に把握していかなければならない。前者の場合については、「在日」の意味が後者と全く異なり、現在おかれている在日韓国・朝鮮人幼児・児童・生徒の状況からしても、違った視点からの配慮を持って指導にあたる必要がある。

日本にとって、韓国や朝鮮は最も近い隣国であり、古くから日本と文化的な交流の深い国であった。

古代から中近世における日本文化形成の基盤となった米づくりや建築技術、文学など、多くのものが朝鮮半島からの渡来人によってもたらされた。朝鮮は、日本にとって文化的先進国であり、日本文化の形成、発展に貢献してきたこれらの渡来人やその子孫は、日本人に大いに尊敬されてきた。

ところが、近代国家成立以後、「日朝修好条規」から「韓国併合」に至る日本の植民地政策が、創氏改名や日本語強制などにより朝鮮人の民族的アイデンティティーを奪うだけでなく、朝鮮民族に対する偏見や差別意識を日本人の意識の中に刷り込んできた。

日本の植民地政策は、朝鮮の人たちの生活基盤を崩壊させ、15年にわたる戦争(満州事変から太平洋戦争にかけて)における日本への強制連行や徴兵などによって多くの朝鮮の人たちに労働や兵役をおしつけてきた。

戦後、祖国での生活が困難な状況であったことや、日本政府によって適切な帰国措置がとられなかったこともあり、多くの人たちが在日を余儀なくされ、現在に至っている。

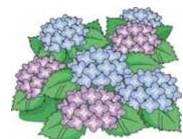
また、戦後の公教育においても、韓国・朝鮮人の人たちに対する偏見や差別意識を払拭していくための教育内容の明確な位置づけがなく、取り組みが十分になされないまま今日に至っている。

日本国憲法では、国民の基本的人権の享有、法の下での平等、等しく教育を受ける権利がうたわれ、さらに、わが国が昭和54年(1979年)に批准した国際人権規約では、市民生活上のすべての実質的差別の排除及び外国人が教育を受ける権利を明記している。

また、本市においても平成3年(1991年)に「人権擁護都市宣言」がなされ、すべての人々の人権が擁護され、だれもが誇れる明るく心豊かな川西市を築いていくことを誓ったところである。

そして、「川西の教育・指導の方針」の中でも重点項目の一つとして、「人間尊重をめざす教育の推進」を明記している。

学校教育においては、人権尊重の精神を基盤に、朝鮮半島と日本との過去の歴史的な事実や、現在の在日韓国・朝鮮人の生活背景を正しく認識し、日本人の在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別意識を払拭するとともに、在日韓国・朝鮮人の幼児・児童・生徒が民族的な誇りと希望を持って生きていける社会を目指す積極的な教育の推進が必要である。



川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（抄）

平成10(1998)年12月22日
川西市条例第24号

第1条(目的)

この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

第2条(子どもの人権の尊重)

すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

第3条(定義)

この条例において「子ども」とは、子どもの権利条約第1条本文に規定する18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいう。

2 この条例において「子どもの人権案件」とは、本市内に在住、在学又は在勤する子どもの人権に係る事項(以下「本市内の子どもの人権に係る事項」という。)のうち、本市内に在住、在学又は在勤する子ども又はおとな(以下「本市内の子ども又はおとな」という。)から擁護及び救済の申立てを受けてオンブズパーソンが調査し、処理する案件並びにオンブズパーソンが自己の発意により擁護及び救済が必要と判断して調査し、処理する案件をいう。

3 この条例において「市の機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関(議会を除く。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

第4条(オンブズパーソンの設置)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の付属機関として、オンブズパーソンを置く。

第5条(オンブズパーソンの組織等)

オンブズパーソンの定数は、3人以上5人以下とする。

第6条(オンブズパーソンの職務)

オンブズパーソンは、次に掲げる事項を所掌し、子どもの人権案件の解決に当たる。

- (1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。
- (2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

第7条(オンブズパーソンの責務)

オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

第8条(市の機関の責務)

市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない。

第9条(兼職等の禁止)

第10条(救済の申立て等)

子ども及びおとなは、何人も本市内の子どもの人権に係る事項についてオンブズパーソンに相談することができる。

2 本市内の子ども又はおとなは、個人の資格において、本市内の子どもの人権に係る事項について、オンブズパーソンに擁護及び救済を申し立てることができる。

第11条(調査等)

オンブズパーソンは、前条第2項の申立てを審査し、当該申立てが本市内の子ども又はおとなから行われ、その内容が本市内の子どもの人権に係る事項であって、かつ、第6条各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査を実施することができる。

第12条(調査の方法)

オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

- 2 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、オンブズパーソンは、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。

第 13 条 (申立人への通知)

第 14 条 (市の機関への通知)

第 15 条 (勧告、意見表明等)

オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、擁護及び救済の必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずよう勧告し、又は是正等申入れ書を提出することができる。

2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、制度の見直しの必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該制度の見直し等を図るよう意見表明し、又は改善等申入れ書を提出することができる。

3 前2項の規定により勧告、意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

第 16 条 (是正等の要望及び結果通知)

オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、必要があると認めるときは、市民等に対し、是正等の要望を行うことができる。

2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、前条に規定する勧告、意見表明等又は前項に規定する是正等の要望の必要がないと認める場合においても、第 13 条の規定による申立人への通知のほかに、関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる。

第 17 条 (報 告)

オンブズパーソンは、第 15 条に規定する勧告、意見表明等を行ったときは、当該勧告、意見表明等を行った市の機関に対し、是正等の措置等について報告を求めることができる。

第 18 条 (公 表)

オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、第 15 条に規定する勧告、意見表明等の内容を公表することができるものとする。

第 19 条 (事務局等)

オンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

2 オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助するため、調査相談専門員を置く。

第 20 条 (運営状況等の報告及び公表)

オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表するものとする。

第 21 条 (子ども及び市民への広報等)

市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする。

第 22 条 (委 任)



川西市公文書における性別記載欄の見直しに関する指針

令和 元年 12 月 1 日

本市では、従前から、性的マイノリティの人権擁護の観点で、各種申請書等の公文書について不必要な性別記載欄を削除することとしています。

これは、性的マイノリティの人たちの中には、性別記載欄が女・男の2択しかないことで、心の性（性自認）が身体の性（生物学的な性）と異なることへの抵抗感や、戸籍上の性で見かけの性が異なることで、手続きの際に再確認されるなど精神的苦痛を受けることがあることから、必要でない性別記載欄を削除するというものです。

このような趣旨から「公文書における性別記載欄の見直しに関する指針」を定め、今後は性別記載欄のある公文書は、次の基準に沿って作成することとします。

1 次の各号のいずれかに当てはまるもの以外は、性別記載欄を削除する。

- ① 法令で定められているもの
- ② 国、県等の様式で定められているもの
- ③ 医学的見地（生物学的性差）が必要なもの

2 上記①～③のいずれかに該当するが、システム改修が必要なものについては、今後のシステム改修時に実施する。
また、要綱等については、速やかに改正する。

3 性別記載欄を設ける場合は、可能な限り下記の3パターンを使用する。

- A 性別：① 女 ② 男 ③ どちらで
B 性別：① 女 ② 男 ③ ()
C 性別：()

*空欄は、本人の意思で性別を記入する。



川西市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

施行期日 令和2年8月1日

第1条(趣旨)

この要綱は、一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく、いきいき暮らせる社会の実現を目指して、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

第2条(定義)

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。以下同じ。)が異性愛のみでない者、性自認(自己が認識している性別をいう。以下同じ。)と身体の性が一致しない者又は性自認と身体の性が一致せず、性的指向が異性愛のみでない者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである二者間の関係であって、互いを人生のパートナーとして日常生活において、相互に協力し合うことを約したものをいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士又はパートナーシップを形成しようとする者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

第3条(宣誓の対象者の要件)

宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年であること。
- (2) 一方又は双方が本市に住所を有している(本市への転入を予定している場合を含む。)こと。
- (3) 双方に配偶者(事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)がいないこと及び当該パートナーシップの宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士でないこと。

第4条(宣誓の方法)

宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に、自ら署名し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 住民票の写し(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)又は本市への転入を予定していることが確認できる書類
 - (2) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)又は前条第3号に掲げる要件を満たしていることが確認できる書類
- 2 市長は、前項の規定により提出された書類を確認し、前条各号に掲げる要件を満たしていると認めたときは、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) その他前各号の書類に準ずるものとして市長が相当と認める書類

第5条(通称名の使用)

宣誓をしようとする者が、性別違和等、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名(社会生活上通用していると認められるものをいう。)を使用することができるものとする。

第6条(受領証の交付)

市長は、第4条の規定により提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めたときは、宣誓をした者の双方に対し、宣誓の事実を証明するパートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)を交付するものとする。

第7条(受領証の再交付)

受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証を紛失、毀損又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第3号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証の再交付を申請することができる。この場合において宣誓者は、第4条第2項各号のいずれかの書類を市長に提示しなければならない。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証を再交付するものとする。

第8条(宣誓内容の変更)

宣誓者は、宣誓書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、パートナーシップ宣誓書記載内容変更届(様式第4号。以下「変更届」という。)に変更の事実が確認できる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、内容を確認したうえで、当該宣誓者に変更後の内容を記載した受領証を発行するものとする。

この場合において、変更前の受領証は回収するものとする。

第9条（受領証の返還）

宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）に受領証を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップを解消したとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の一方又は双方が第3条第2号から第4号までのいずれかに該当しなくなったとき。ただし、宣誓者の双方が同条第2号の規定に該当しなくなった場合であって、次条第1号に規定する締結自治体又は構成自治体に転出するときを除く。

第10条（宣誓申告等）

本市に転入した者がパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定（以下「協定」という。）の締結自治体（以下「締結自治体」という。）又はパートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の構成自治体（以下「構成自治体」という。）においてパートナーシップの宣誓に係る受領証等（以下「締結自治体又は構成自治体受領証等」という。）の交付を受けている場合において、本市転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、当該本市に転入した者は、協定第2条第2項又はネットワーク規約第3条第2項の規定に基づき、受領証の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) パートナーシップ宣誓申告書（様式第6号）

(2) 締結自治体又は構成自治体受領証等

(3) 第4条第1項第1号に掲げる書類

3 市長は、転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合において、転出元の締結自治体及び構成自治体に対し、パートナーシップ宣誓申告に係る通知書（様式第7号）にて受領証の交付の事実を通知するものとする。

4 前項の規定による締結自治体間又は構成自治体間における情報の提供については、転入宣誓者の同意がなければ行うことができない。

5 市長は、本市から転出した宣誓者に係る宣誓書の提供を他の締結自治体又は構成自治体から求められたときは、これに応じるものとする。

第11条（補則）

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

（見直し）

2 市長は、この要綱の施行の日から5年以内に、この要綱の運用状況及び性的マイノリティを取り巻く環境等の変化に応じて、必要な見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



川西市人権施策審議会規則

平成 21 年 3 月 27 日
規則第 8 号

第 1 条(趣旨)

この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和 52 年川西市条例第 3 号)第 3 条の規定に基づき、川西市人権施策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条(所掌事務)

審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策の策定及び実施に関する重要事項について調査審議する。

第 3 条(委員)

審議会は、委員 11 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 人権推進団体の役員
- (4) 人権擁護委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

3 委員が欠けたときは、必要に応じて補欠委員を委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

第 4 条(会長及び副会長)

審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 5 条(会議)

審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 6 条(部会)

審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会は、審議会の要請に応じ、調査検討を行い、その結果を審議会に報告する。

第 7 条(資料の提出等の要求)

審議会は、その所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときは市の機関に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

第 8 条(庶務)

審議会の庶務は、市民環境部人権推進多文化共生課において処理する。

第 9 条(補則)

この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付則(省略)



© 2009

川西市人権施策審議会委員名簿

令和6(2024)年4月～令和7(2025)年3月

No	役職	氏名	職業及び団体名	備考
1	会長	石元 清英	関西大学名誉教授	
2	委員	笹倉 千佳弘	大阪夕陽丘学園短期大学教授	
3	委員	藤井 美江	弁護士	
4	委員	安田 美予子	関西学院大学人間福祉学部教授	
5	副会長	西垣 通豊	川西市人権教育協議会 会長	
6	委員	南 朋子	川西市人権教育協議会 常任理事	
7	委員	前田 玲子	人権擁護委員	
8	委員	松木 茂弘	川西市副市長	
9	委員	石田 剛	川西市教育長	

「人権行政推進プラン(第4次改定版)」に係る策定経過

開催日	内 容
令和6年6月26日	第1回人権施策審議会／「人権行政推進プランの見直しについて」諮問
8月2日	第2回審議会／「人権行政推進プラン」について見直しに向けて説明
9月17日	第3回審議会／「人権行政推進プラン(第4次改定版)(素案)」について検討
10月30日	第4回審議会／「人権行政推進プラン(第4次改定版)(素案)」について検討
11月11日	第5回審議会／「人権行政推進プラン(第4次改定版)(素案)」について検討
11月14日	「人権行政推進プランの見直しについて」答申
12月18日～ 令和7年1月17日	「川西市人権行政推進プラン(第4次改定版)(案)」について、パブリックコメント実施
2月17日	市議会議員協議会にて、パブリックコメント等の結果報告・説明
3月末	「川西市人権行政推進プラン(第4次改定版)」完成

人権に関する計画等

策 定	「人権教育のための国連10年川西市行動計画」	平成12(2000)年30月
初 版	「川西市人権行政推進プラン」	平成17(2005)年12月
改定版	〃	平成22(2010)年4月
実 施	「人権問題に関する市民意識調査」	平成25(2013)年11月
第2次改定版	「川西市人権行政推進プラン」	平成27(2015)年4月
第3次改定版	〃	令和2(2020)年4月
実 施	「人権問題に関する市民意識調査」	令和5(2023)年11月
第4次改定版	「川西市人権行政推進プラン」	令和7(2025)年4月



ひ か く へ い わ と し せん げ ん
非核平和都市宣言

世界中の人々が等しく平和な暮らしを営むことは、人類共通の願いです。

それにもかかわらず、地球上の全生命を滅ぼしてもなお余るほどの核兵器が蓄積され、世界の平和に深刻な脅威を与えています。

わが国は世界で最初の核被爆国として、核兵器と戦争の恐ろしさを全世界に訴え、その惨禍を絶対に繰り返させてはなりません。

私たちは祖先から受け継いできた猪名川の清流、豊かな緑、そして人類共通の財産である青く美しい地球を永遠に守り続けていくためにも、核兵器をつくらず・持たず・持ち込ませずの「非核三原則」を遵守するとともに、恐るべき核兵器の廃絶を願い、人と人との憎み合い傷つけあうことのない世界の創造を求めて、ここに市民の総意のもと、川西市を「非核平和都市」とすることを宣言します。

平成元年(1989年)7月14日

川 西 市

川西市人権行政推進プラン(第4次改定版)

編集・発行:川西市 市長公室 人権推進多文化共生課

〒666-8501 川西市中央町12-1 電話 072-740-1111(代表)